

第3期  
東近江市  
子ども・子育て支援事業計画

令和7年度から令和11年度まで

うるおいとにぎわいが育む  
子どもが未来に輝くまち 東近江市



東近江市こども施策PRキャラクター  
「子ども未来ちゃん」

令和7年3月  
東近江市



## はじめに



東近江市では、結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援体制の充実に取り組んでおり、認定こども園の整備等による子育てと仕事の両立支援、子育て家庭の不安解消や孤立を防ぐために全国に先駆けて実施した見守りおむつ宅配便、医療費助成の拡充等、どこ

のまちにも負けない子育てしやすいまちを目指して取組を進めております。

本市においては、子ども・子育て支援法第2条の規定により保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、本市の実情に即した総合的な子ども・子育て支援を推進してきました。この度、令和6年度末で第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画の期間が終了することから、同計画を推進する中で浮き彫りとなった課題の解決を図るとともに新たな時代のニーズに見合った施策を展開し、子どもの健やかな成長と自立を支援する東近江市の実現を目指して第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画を新たに策定しました。

子育て家庭を取り巻く状況は、働きながらの子育てや核家族化の進行により、地域社会において子どもが育つ環境及び親の子育て環境が大きく変化し、子どもの育ちに影響を及ぼしています。

こうした中、第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画では、第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画に引き続き本市の有する豊かな自然や歴史・文化を最大限にいかし、魅力あふれる人々の創意工夫・相互協力による「うるおいとにぎわい」の中で、子どもたちが健やかに育ち、いきいきと未来に輝けるまちを目指します。そして、東近江市の子どもが健やかにたくましく育つために、今後より一層市民の皆様に寄り添った子ども・子育て支援の推進を図ってまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いします。

最後になりますが、第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提言を賜りました東近江市子ども・子育て会議の皆様をはじめ、各種調査等を通じ、御協力いただきました市民の皆様及び関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

東近江市長

小 棕 正 清



## 目 次

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 第1章 計画策定について .....                    | 1   |
| 1 計画策定の趣旨 .....                       | 1   |
| 2 計画の法的根拠と位置づけ .....                  | 2   |
| 3 計画の期間 .....                         | 3   |
| 第2章 東近江市の子ども・子育てを取り巻く現状.....          | 4   |
| 1 少子化の動向 .....                        | 4   |
| 2 家庭の状況 .....                         | 8   |
| 3 子どもの状況 .....                        | 11  |
| 4 教育・保育の状況 .....                      | 15  |
| 5 東近江市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果.....       | 17  |
| 6 子どもの生活等に関する調査結果 .....               | 26  |
| 第3章 第2期計画の評価と検証.....                  | 36  |
| 基本目標1 子どもが健やかに育つ教育・保育の環境づくり .....     | 36  |
| 基本目標2 安心して産み健やかに育てられる環境づくり .....      | 41  |
| 基本目標3 全ての子育て家庭を支援する環境づくり .....        | 45  |
| 基本目標4 社会全体で子育てする環境づくり .....           | 50  |
| 第4章 計画の基本的な考え方 .....                  | 54  |
| 1 基本理念－目指すまちの姿－ .....                 | 54  |
| 2 東近江市の子ども・子育て支援の視点と施策の体系 .....       | 55  |
| 第5章 施策の展開 .....                       | 57  |
| 基本目標1 子どもが健やかに育つ教育・保育の環境づくり .....     | 59  |
| 基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境づくり .....      | 66  |
| 基本目標3 全ての子育て家庭を支援する環境づくり .....        | 73  |
| 基本目標4 社会全体で子育てする環境づくり .....           | 81  |
| 第6章 子ども・子育て支援事業の実施に向けた量の見込みと確保方策..... | 89  |
| 1 教育・保育提供区域の設定.....                   | 89  |
| 2 人口推計 .....                          | 90  |
| 3 量の見込みと確保方策及びその実施時期.....             | 91  |
| 第7章 計画の推進に向けて .....                   | 109 |
| 1 市の責務.....                           | 109 |
| 2 計画の推進体制.....                        | 109 |
| 3 各主体に期待する役割 .....                    | 110 |
| 4 計画の評価の仕組み .....                     | 111 |

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 資料編.....                  | 112 |
| 1 用語解説.....               | 112 |
| 2 東近江市子ども・子育て会議条例.....    | 118 |
| 3 東近江市子ども・子育て会議委員名簿 ..... | 120 |
| 4 策定経過 .....              | 121 |

本文中、「※」印がある用語は、資料編に解説を記載しています。

## 第1章 計画策定について

### 1 計画策定の趣旨

国においては、子ども・子育て支援として、平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度の下、子どもの最善の利益が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進してきた。

特に、全国的な課題となっていた待機児童<sup>\*</sup>については、子育て安心プラン（平成29年6月）等に基づき保育の受皿整備が進められた。一方で、少子化の進行及び人口減少は歯止めがかかっておらず、令和4年には統計開始以来、初めて出生数が80万人を下回り、少子化が加速している現状が見受けられる。

また、子どもを取り巻く状況に目を向けると、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策による外出自粛及び行動制限による交流又は交友機会の激減は、孤独・孤立を加速させ、令和4年度には児童虐待<sup>\*</sup>相談及び不登校<sup>\*</sup>の件数は過去最多となった。

こうした状況を踏まえ、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、令和5年4月にこども基本法（令和4年法律第77号）が施行され、同年12月にこども大綱<sup>\*</sup>が閣議決定された。これにより、子どもを産み育てやすい環境の整備が加速化し、子どもの視点に立って子どもを巡る様々な課題に対応するための体制整備が進められている。

本市においては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく基本指針に基づき、平成27年3月に東近江市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）を策定し、保育ニーズの増加により課題となっていた待機児童の解消と教育・保育環境の充実を目指して、本市の実情に合わせた子育て支援を進めてきた。具体的な取組として、施設では、幼児施設、学童保育所、病児・病後児保育室及び保健センターと子育て支援センターの複合施設である保健子育て複合施設ハピネス<sup>\*</sup>の整備による質と量の充実、施策では、本市独自の見守りおむつ宅配便、子ども医療費助成等による経済的及び精神的支援に取り組んできた。

こうした第1期計画における施策を継承し、令和2年3月に第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」という。）を策定し、引き続き待機児童ゼロの実現、子育て世帯の不安解消、児童虐待の未然防止等に取り組むべく、教育・保育環境の充実を目指して、本市の実情に合わせた子育て支援を推進している。また、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に提供するこども家庭センターの設置に取り組むなど、子育て世代及び子どもに対する支援の充実を図ってきた。一方、幼児教育・保育の質の向上、児童虐待の防止と孤独・孤立対策、貧困・ひとり親家庭、障害児、外国にルーツのある家庭への支援等の残された課題については、これまでの取組を評価及び検証し、子ども・子育て支援の更なる充実を図る必要がある。

令和6年度で第2期計画の期間が満了することから、子ども・子育て支援法及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正、こども基本法の施行等、根拠となる法律及び関連する法律の動向を踏まえ、子どもの健やかな成長と自立を支援する東近江市の実現を目指し、第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）を策定する。

## 2 計画の法的根拠と位置づけ

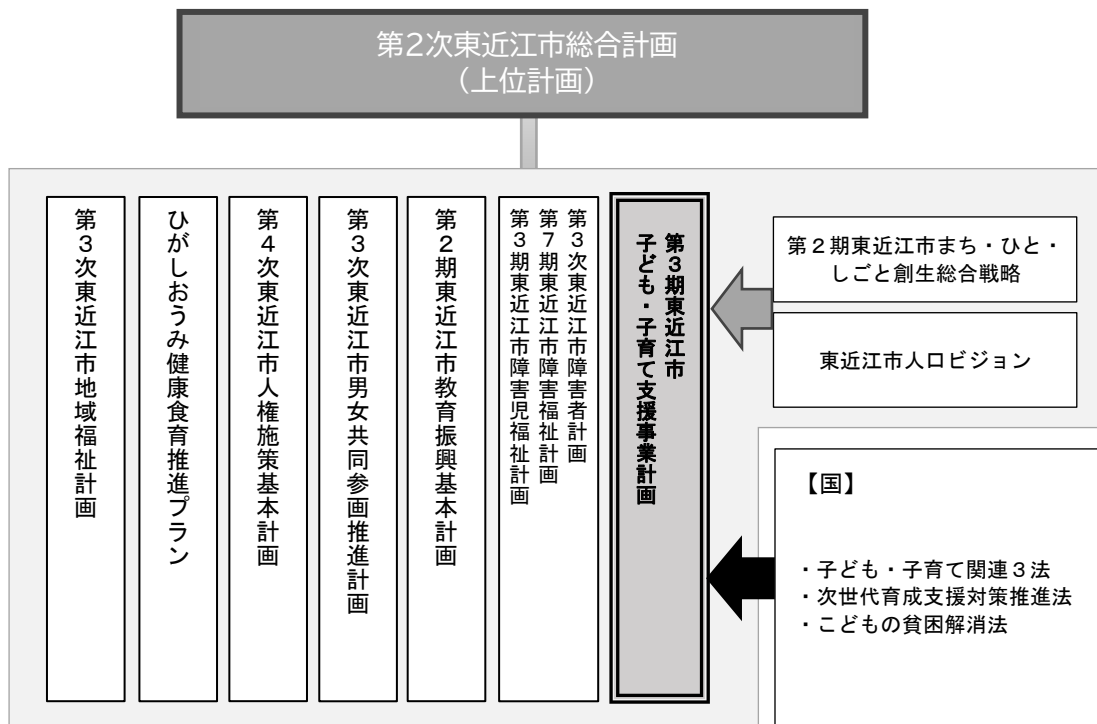
### (1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画※として策定するもので、本市の一人一人の子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的とした計画である。

また、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）を踏まえ、子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指す計画とする。

### (2) 計画の位置づけ

本計画の推進に当たっては、本市の将来ビジョンを掲げ、市民と行政が協働で地域特徴をいかした新たなまちづくりに取り組むための第2次東近江市総合計画を上位計画に位置づけ、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題及び環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開する。

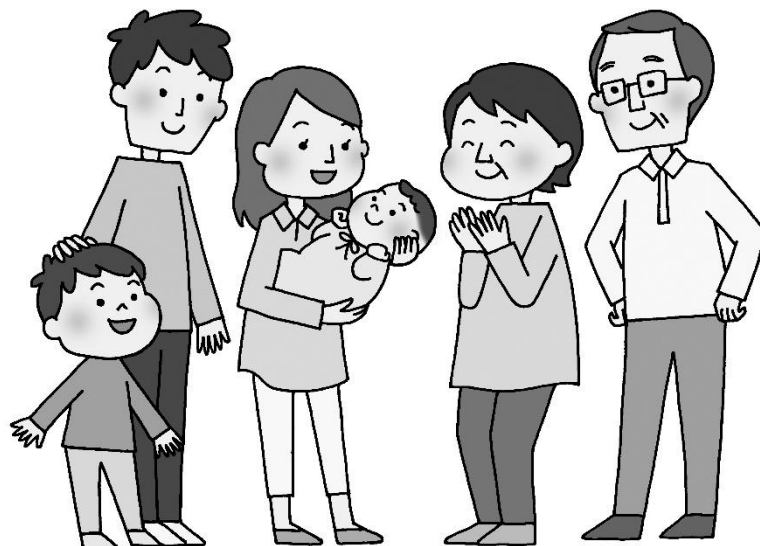
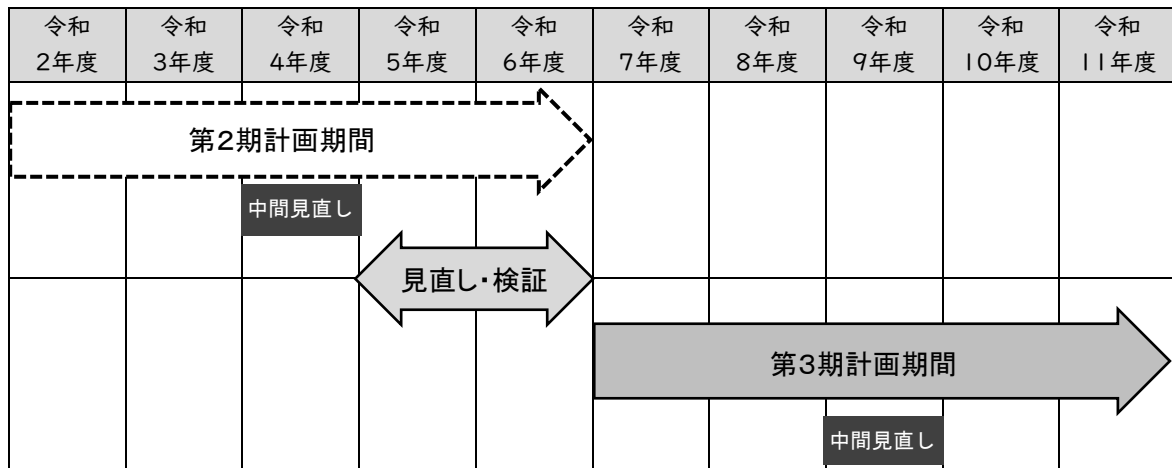




### 3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの第2期計画を引き継ぎ、令和7年度から令和11年度までの5年間で計画期間とする。

なお、子どもの人口推移、子ども・子育て支援に関するニーズ、子育て支援施策の進捗状況、国の制度の状況等を踏まえ、中間年度（令和9年度）を目安に中間見直しを実施する。



## 第2章 東近江市の子ども・子育てを取り巻く現状

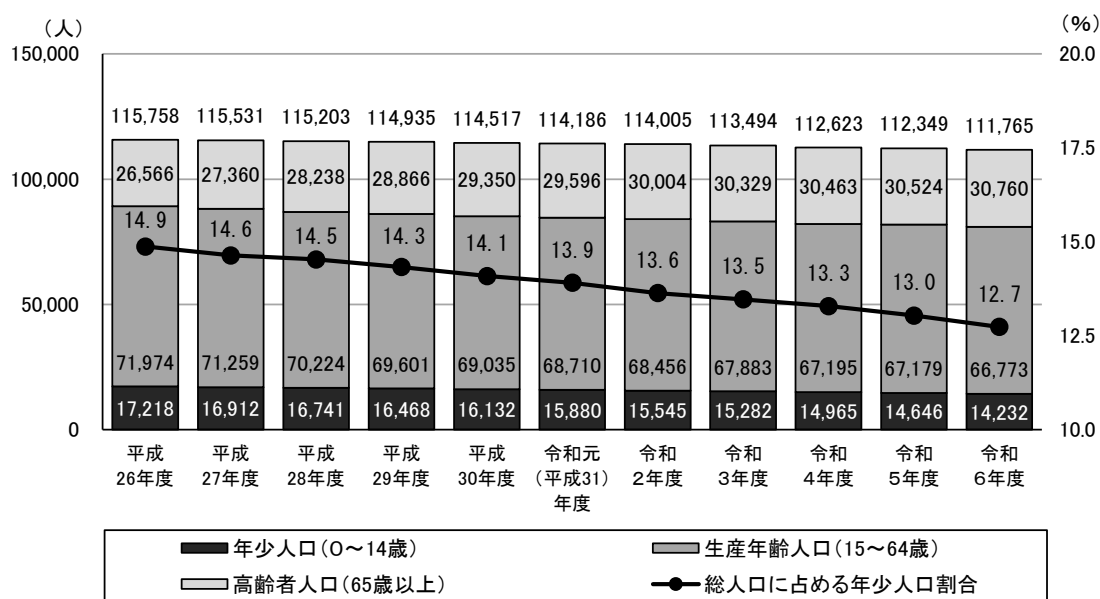
### Ⅰ 少子化の動向

人口減少及び少子高齢化は、社会の在り方及び地域全体に様々な影響を与える。「1 少子化の動向」では、本市の現状の基礎データとして、人口の推移、人口動態等について整理する。

#### (1) 人口の推移

本市の総人口は、減少傾向で推移しており、令和6年度で11万1,765人となっている。年齢3区分別人口の推移を見ると、年少人口及び生産年齢人口が減少し、高齢者人口が増加しており、少子高齢化が進んでいる。総人口に占める年少人口の割合は、令和6年度で12.7パーセントとなっている。

◆総人口及び年齢3区分別人口の推移

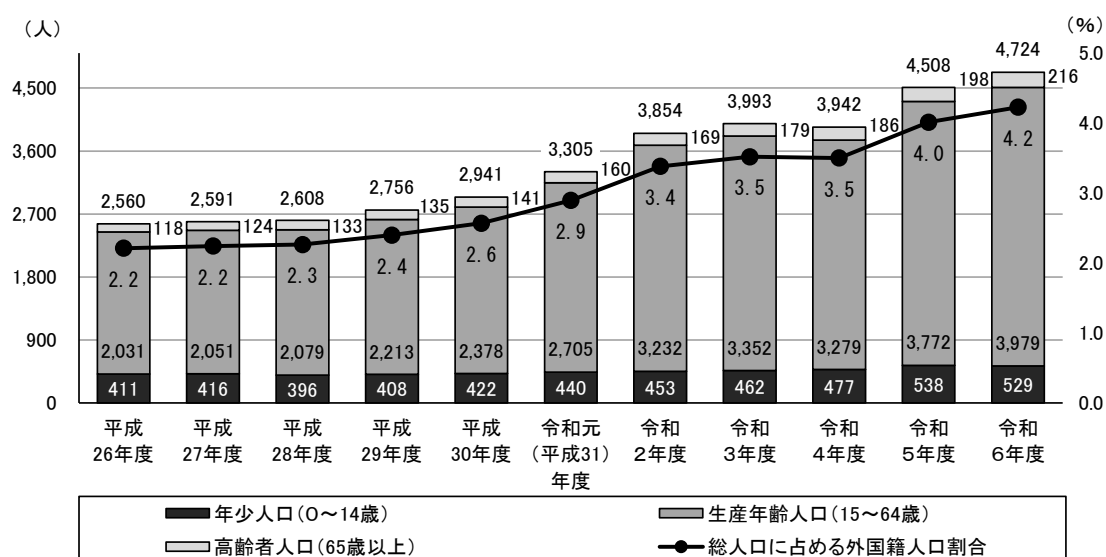


資料：住民基本台帳※人口（各年度4月1日時点）

## (2) 外国籍人口の推移

本市の外国籍人口は、平成26年度以降増加しており、令和4年度に減少したが、令和5年度に再び増加に転じている。年齢3区分別に見ると、各区分共に増加で推移しており、年少人口は平成28年度以降、生産年齢人口及び高齢者人口は平成26年度以降、令和4年度を除いて増加している。総人口に占める外国籍人口割合は、平成28年度以降、令和4年度を除いて増加しており、令和6年度で4.2パーセントとなっている。

◆年齢3区分別外国籍人口の推移



資料:住民基本台帳人口(各年度4月1日時点)

## (3) 自然動態と社会動態

## ア 自然動態

本市の出生数及び死亡数は、平成26年以降、死亡数が出生数を上回る自然減の状況で推移しており、令和3年以降、少子化が加速している。

(単位:人)

|      | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元(平成31)年 | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  | 令和5年  |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|------------|-------|-------|-------|-------|
| 出生数  | 993   | 980   | 972   | 907   | 887   | 830        | 818   | 760   | 730   | 705   |
| 死亡数  | 1,105 | 1,110 | 1,118 | 1,161 | 1,186 | 1,137      | 1,075 | 1,160 | 1,315 | 1,294 |
| 自然増減 | -112  | -130  | -146  | -254  | -299  | -307       | -257  | -400  | -585  | -589  |

資料:人口動態調査(各年1月～12月合計)

## イ 社会動態

本市の転入数及び転出数は、年次によって変動が見られるが、令和5年では、転入数が転出数を70人上回る社会増となっている。

(単位:人)

|      | 平成<br>26年 | 平成<br>27年 | 平成<br>28年 | 平成<br>29年 | 平成<br>30年 | 令和元<br>(平成31)年 | 令和<br>2年 | 令和<br>3年 | 令和<br>4年 | 令和<br>5年 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------------|----------|----------|----------|----------|
| 転入数  | 3,595     | 3,812     | 3,626     | 3,542     | 4,005     | 4,440          | 3,757    | 3,893    | 4,524    | 4,295    |
| 転出数  | 3,770     | 3,913     | 3,542     | 3,778     | 3,907     | 4,087          | 4,189    | 4,148    | 4,341    | 4,225    |
| 社会増減 | -175      | -101      | 84        | -236      | 98        | 353            | -432     | -255     | 183      | 70       |

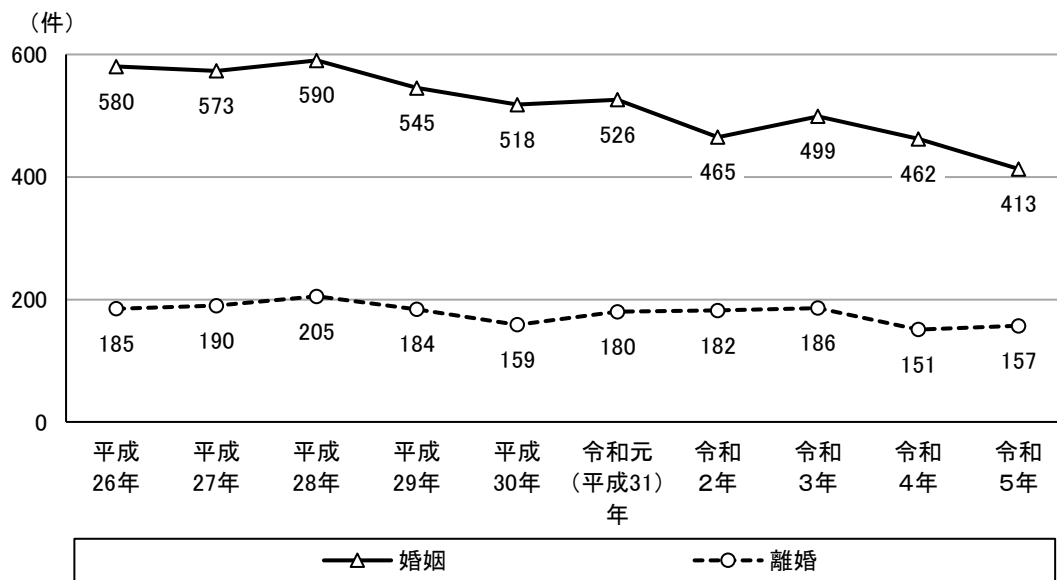
資料:市民課(各年1月～12月合計)

## (4) 婚姻と離婚の動向

本市の婚姻・離婚件数は、年次によって変動が見られるが、いずれも減少傾向にあり、令和5年で婚姻件数は413件、離婚件数は157件となっている。

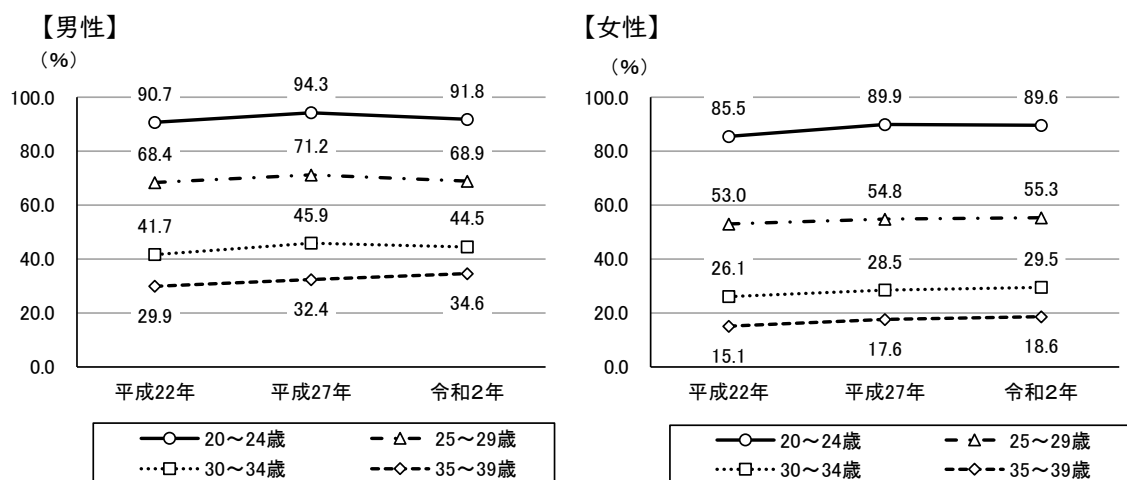
未婚率については、女性の25歳以上の年代において、平成27年から令和2年にかけて増加している。また、女性よりも男性の未婚率が高く、30歳代は令和2年で3割を超えている。

## ◆婚姻・離婚件数の推移



資料:人口動態調査(各年1月～12月合計)

◆未婚率の推移

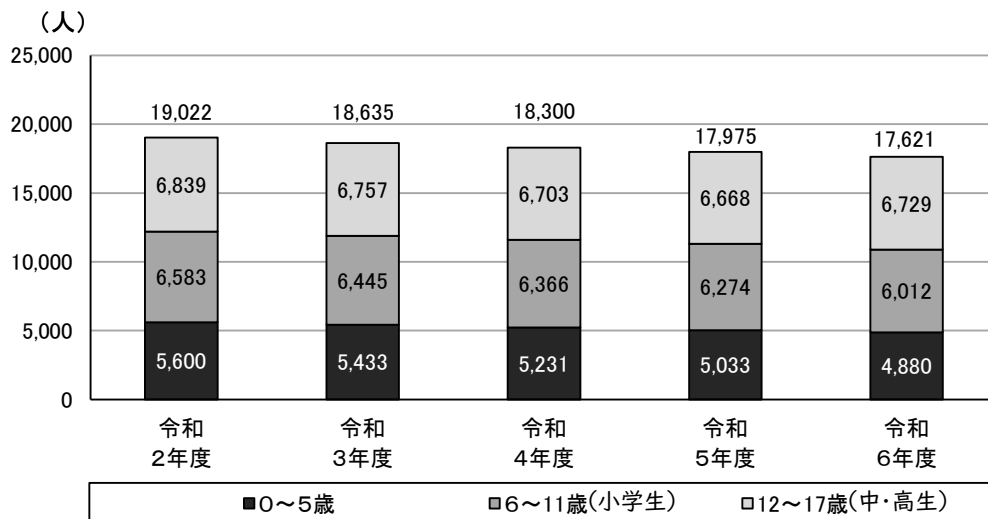


※平成27年のみ配偶関係不詳を除いた総数で算出

(5) 子どもの人口の動向

本市の18歳未満の子どもの人口は、年々減少している。令和6年度では1万7,621人となっており、内訳は、0歳から5歳までが4,880人、6歳から11歳までが6,012人、12歳から17歳までが6,729人となっている。

◆子どもの人口の推移



## 2 家庭の状況

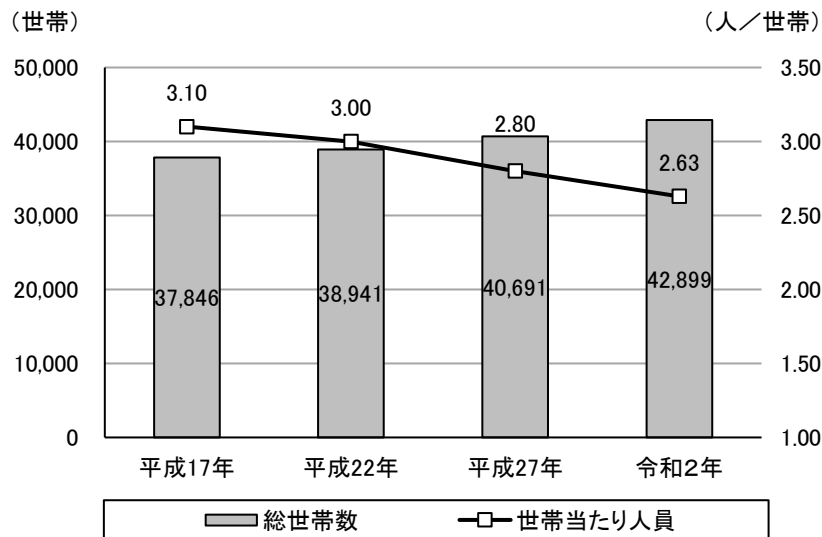
家庭は社会を構成する最小単位であり、家庭環境は子どもの育ちに大きな影響を与える。

「2 家庭の状況」では、子どもを取り巻く世帯の状況及び保護者の就労状況の変化について整理する。

### (1) 世帯の状況

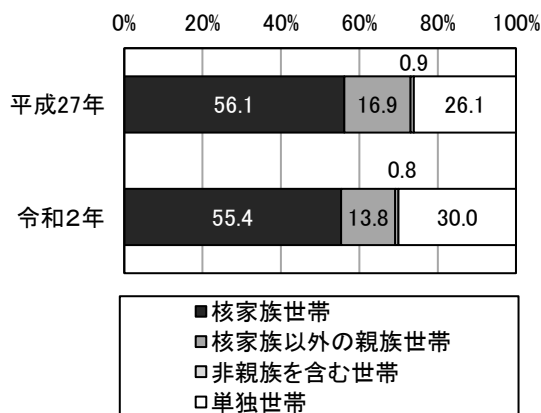
本市の総世帯数は増加傾向となっているが、世帯当たり人員は年々減少しており、令和2年で2.63人となっている。世帯構成については、核家族\*世帯が半数を超えている。18歳未満の子どもがいる世帯では、令和2年で75.2パーセントとなっている。

#### ◆総世帯数と世帯当たり人員の推移



資料:国勢調査

#### ◆世帯構成の推移



#### ◆子どもがいる世帯の推移

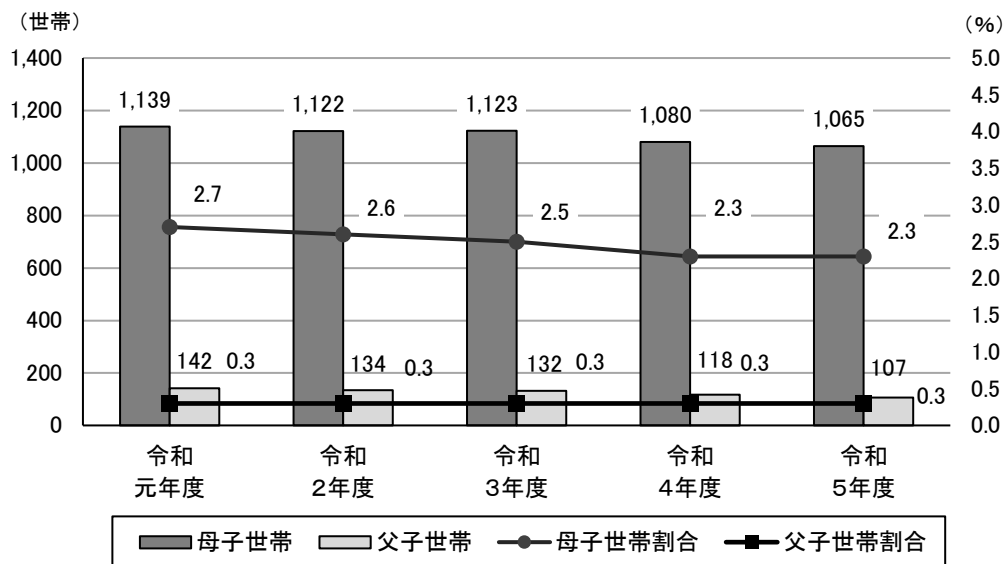
|                    | 単位 (世帯)          |                  |
|--------------------|------------------|------------------|
|                    | 平成 27 年          | 令和2年             |
| 18歳未満の子どもがいる世帯(総数) | 11,292           | 10,465           |
| うち核家族世帯(核家族率)      | 8,091<br>(71.7%) | 7,873<br>(75.2%) |

資料:国勢調査

## (2) 母子及び父子世帯の推移

母子世帯数及び父子世帯数は、いずれも減少傾向にある。母子世帯は、令和4年度以降1,100世帯を下回り、令和5年度で1,065世帯となっている。父子世帯は、令和5年度で107世帯となっている。

## ◆母子及び父子世帯の推移

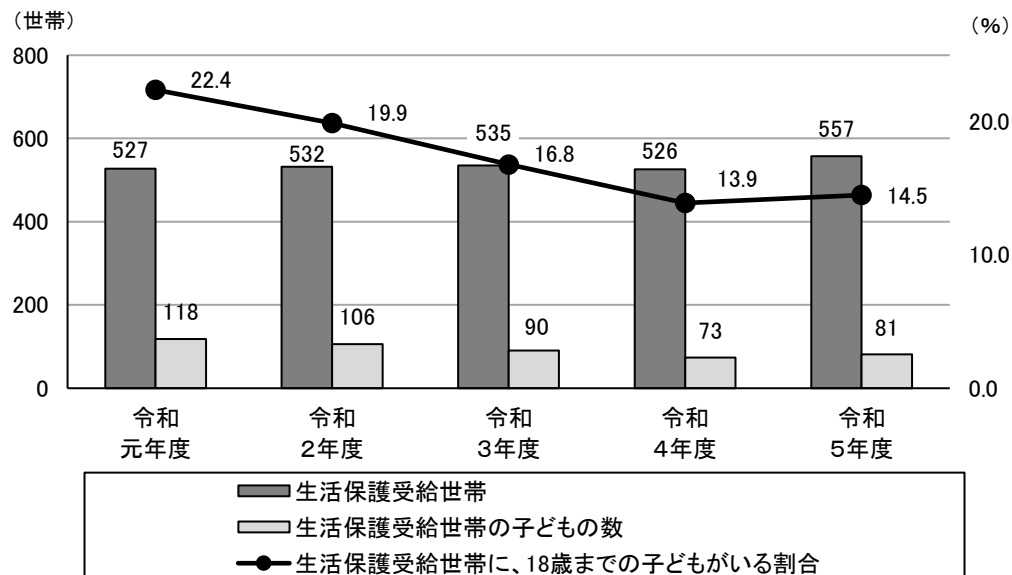


資料:こども政策課(各年度10月31日時点)

## (3) 生活保護受給世帯の推移

生活保護受給世帯数は、年度によって変動が見られる。生活保護受給世帯の子どもの人数は令和元(平成31)年度以降減少していたが、令和5年度に増加に転じ、令和5年度で81人となっている。また、生活保護受給世帯のうち、18歳までの子どもがいる割合は、令和元(平成31)年度以降減少していたが、令和5年度に増加に転じ、令和5年度で14.5パーセントとなっている。

## ◆生活保護受給世帯の推移

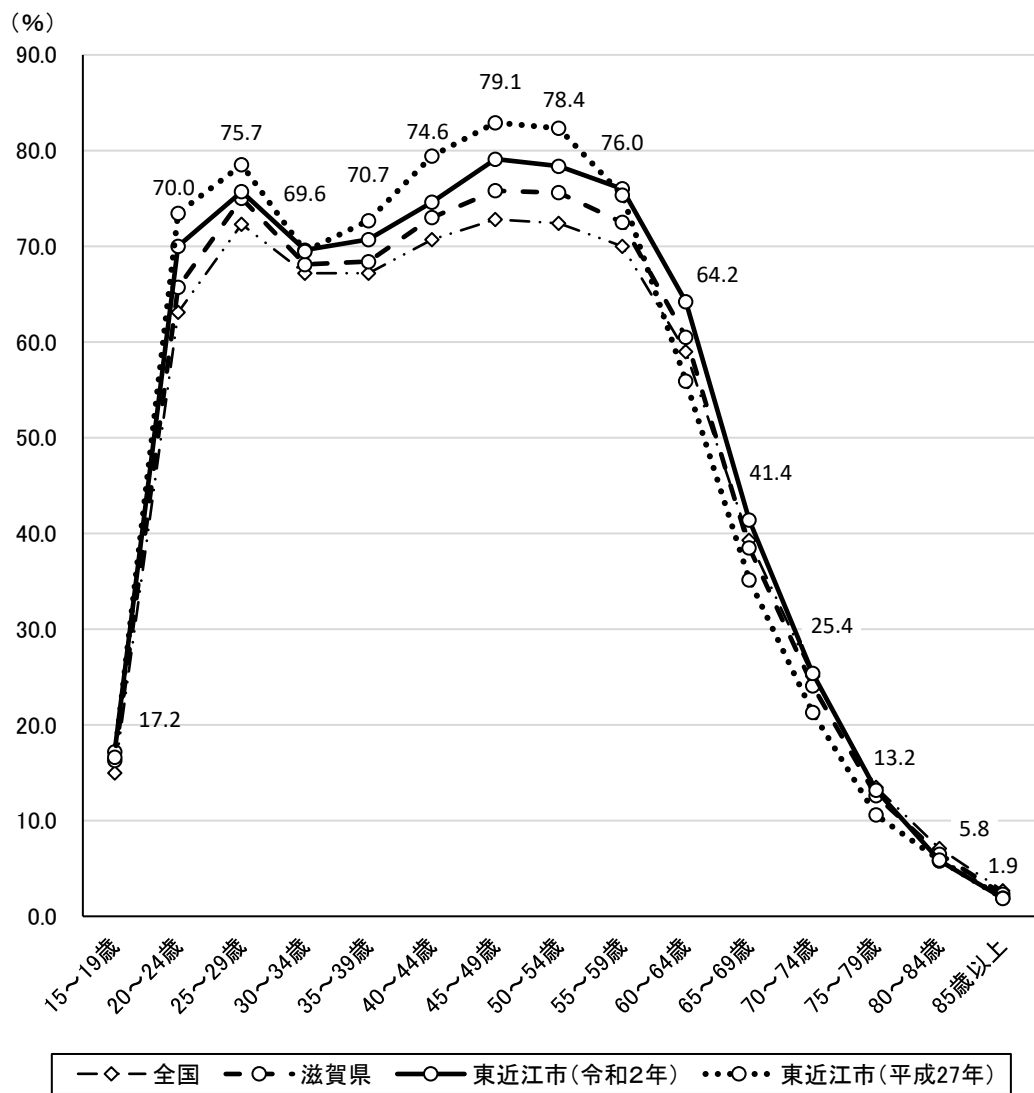


資料:生活福祉課(各年度3月31日時点)

## (4) 就労の状況

本市における令和2年の女性の労働力率を見ると、30歳代で落ち込むM字カーブの傾向となっている。平成27年と比較すると、55歳から59歳まで以上の全ての年代で令和2年の方が労働力率が高くなっているが、54歳以下の年代では15歳から19歳まで及び30歳から34歳までを除くいずれの年代でも平成27年の方が高くなっている。国及び滋賀県と比較すると、74歳以下では全ての年代で本市が高くなっている。

◆女性の労働力率(令和2年・東近江市のみ平成27年と比較) 数値は、東近江市(令和2年)の値



資料:国勢調査



### 3 子どもの状況

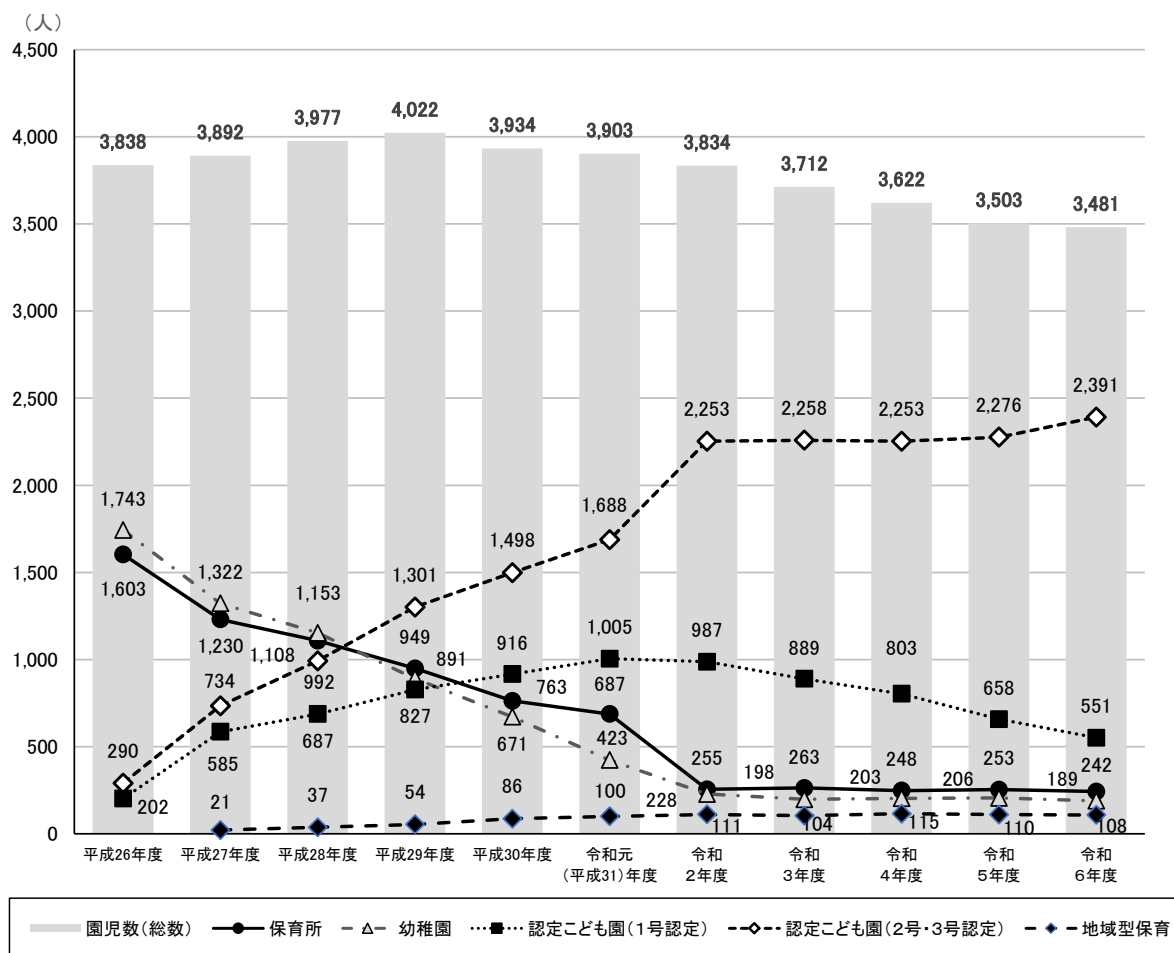
「3 子どもの状況」では、就園又は就学後の子どもが多く時間を過ごす認定こども園<sup>\*</sup>等の園児数、小学校の児童数及び中学校の生徒数の推移について整理する。また、支援を必要とする子どもの状況等を整理し、課題の抽出につなげる。

#### (1) 園児数の推移

入園児数は、全体としておおむね減少傾向にある。

認定こども園については、1号認定は令和元年度をピークに減少し、令和6年度で551人となっており、2号・3号認定は保育ニーズの高まりにより増加傾向にあり、令和6年度は2,391人となっている。特に令和2年度の認定こども園、保育所及び幼稚園の園児数は、幼稚園3箇所及び保育所3箇所が認定こども園化に伴って統廃合されたことにより大きく増減している。

##### ◆園児数の推移

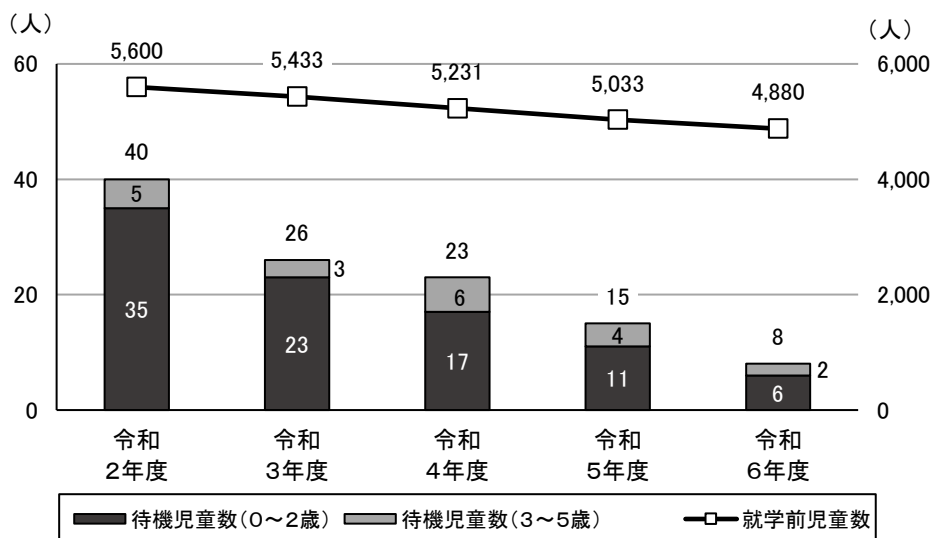


資料: 幼児課(各年度5月1日時点)

## (2) 待機児童数の推移

就学前児童数は、減少傾向にある。待機児童数は、令和2年度をピークに減少しており、令和6年度は8人で、そのうち0歳児から2歳児までが6人となっている。

## ◆待機児童数の推移

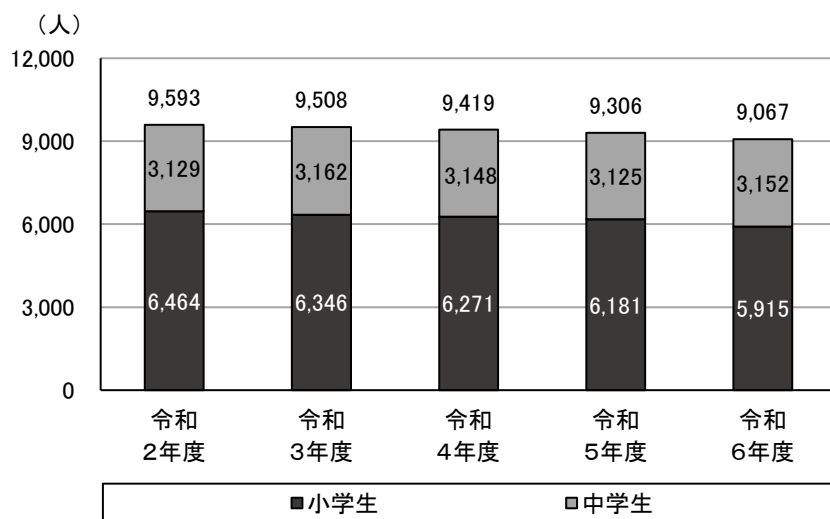


資料:幼児課(各年度4月1日時点)

## (3) 児童生徒数の推移

児童生徒数は、小学生は減少傾向にあり、中学生は大きな変化はない。令和6年度では、小学生及び中学生合わせて9,067人となっており、令和2年度と比較して526人減少している。

## ◆児童生徒数の推移

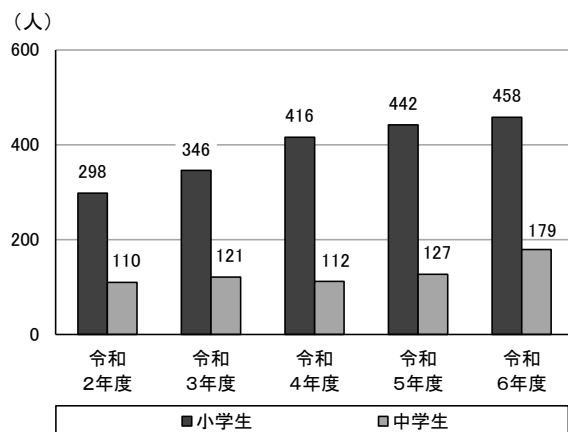


資料:学校教育課(各年度5月1日時点)

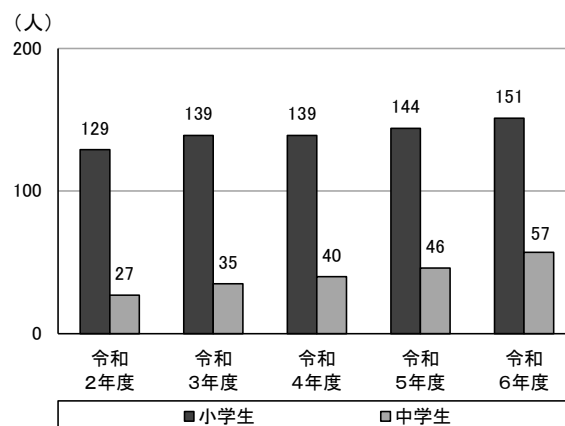
## (4) 特別支援学級児童生徒数の推移

特別支援学級児童生徒数（知的・自閉情緒学級在籍者数）は、小学生及び中学生共に増加傾向にあり、令和6年度では、小学生及び中学生合わせて637人となっている。通級指導教室通所児童生徒数についても、小学生及び中学生共に増加傾向にあり、令和6年度では、小学生及び中学生合わせて208人となっている。

◆特別支援学級児童生徒数の推移



◆通級指導教室通所児童生徒数の推移

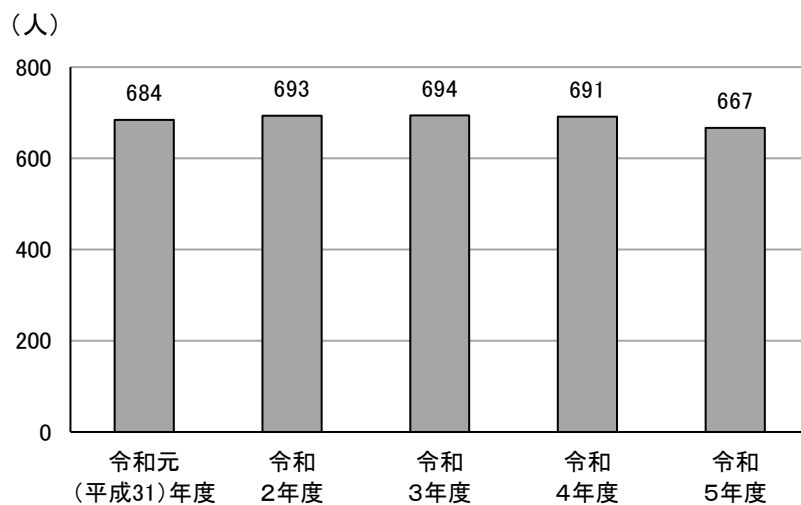


資料:学校教育課(各年度5月1日時点)

## (5) 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数は、令和3年度をピークに減少傾向にあり、令和5年度で667人となっている。

◆児童扶養手当受給者数の推移

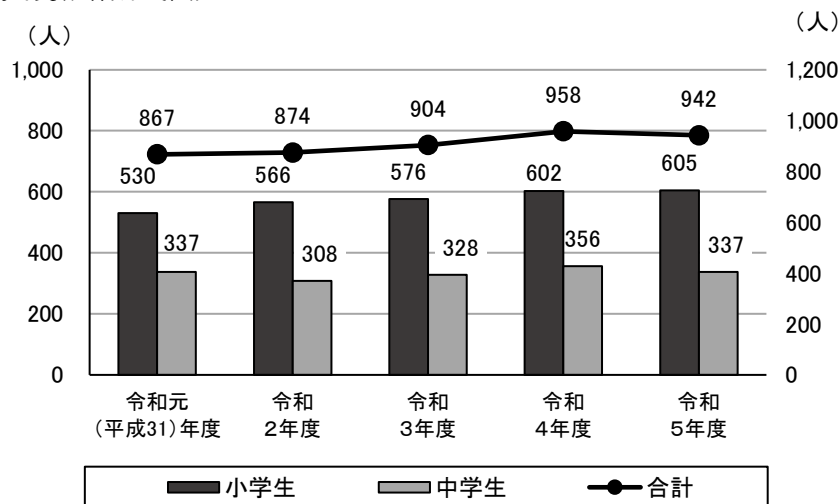


資料:こども政策課(各年度3月31日時点)

## (6) 就学援助受給者数の推移

就学援助受給者数は、小学生は、令和元（平成31）年度以降増加傾向にあり、令和5年度は605人となっている。中学生は、年度によって変動が見られ、令和5年度は337人となっている。

## ◆就学援助受給者数の推移

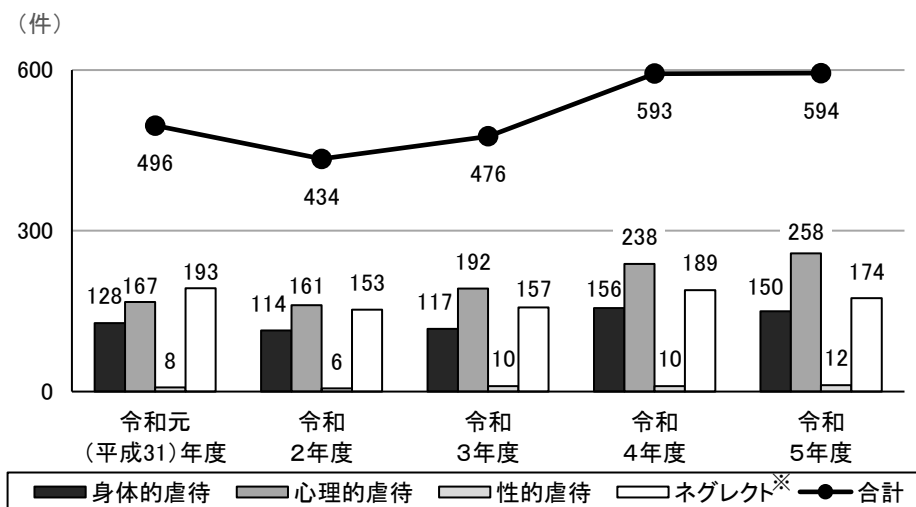


資料：学校教育課（各年度3月31日時点）

## (7) 児童虐待相談件数の推移

児童虐待相談件数は、令和2年度以降増加し、令和5年度は594件となっており、令和元（平成31）年度と比較すると98件増加している。特に、心理的虐待についての相談件数が増加しており、令和5年度は258件となっている。

## ◆児童虐待相談件数の推移



資料：こども相談支援課（各年度3月31日時点）

## 4 教育・保育の状況

「4 教育・保育の状況」では、本計画で新たな5年間の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を定めるため、第2期計画における認定こども園等の教育・保育の提供状況及び地域子ども・子育て支援事業の推進状況について整理する。

### (1) 幼児期の教育・保育事業の状況

本市の教育・保育施設の数、保育ニーズの高まりによる認定こども園化の推進により、保育所及び幼稚園が減少し、令和6年度では、保育所が3箇所、幼稚園が5箇所、認定こども園が19箇所、地域型保育事業所が7箇所となっている。幼稚園及び認定こども園の1号認定の入園者数は、2号認定の保育ニーズの高まりにより年々減少している。

また、認定別に利用実績をみると、1号認定が大幅に減少する一方、3号認定については、保育利用ニーズの高まりに伴い増加が顕著である。2号認定は年度によって変動が見られ、令和6年度は1,817人となっている。

#### ◆保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所の状況

(単位:箇所、人)

| 区分     |         | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
|--------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 保育所    | 設置数     | 3         | 3         | 3         | 3         | 3         |
|        | 定員      | 240       | 250       | 250       | 240       | 240       |
|        | 入所者数    | 255       | 263       | 248       | 253       | 242       |
| 幼稚園    | 設置数     | 5         | 5         | 5         | 5         | 5         |
|        | 定員      | 600       | 600       | 600       | 600       | 600       |
|        | 入園者数    | 228       | 198       | 203       | 206       | 189       |
| 認定こども園 | 設置数     | 19        | 19        | 19        | 19        | 19        |
|        | 1号認定    | 定員        | 1,305     | 1,280     | 1,265     | 1,278     |
|        |         | 入園者数      | 987       | 889       | 803       | 658       |
|        | 2号・3号認定 | 定員        | 2,333     | 2,358     | 2,373     | 2,416     |
|        |         | 入園者数      | 2,253     | 2,258     | 2,253     | 2,276     |
| 地域型保育  | 設置数     | 7         | 7         | 7         | 7         | 7         |
|        | 定員      | 142       | 142       | 142       | 142       | 142       |
|        | 入園者数    | 111       | 104       | 115       | 110       | 108       |

※私立園を含む

資料:幼児課(各年度5月1日時点)

#### ◆教育・保育の利用実績(認定別)

(単位:人)

| 区分   |       | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
|------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1号認定 |       | 1,206     | 1,083     | 1,020     | 854       | 725       |
| 2号認定 |       | 1,734     | 1,727     | 1,696     | 1,706     | 1,817     |
| 3号認定 | 0歳児   | 167       | 191       | 191       | 192       | 194       |
|      | 1・2歳児 | 835       | 848       | 861       | 909       | 914       |

資料:幼児課(各年度1月1日時点)

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の状況

教育・保育のほか、子ども・子育て支援法に規定される事業として、子どもと子育て家庭を対象に各事業を展開した。

## ◆量の実績数

| 事業名                                 |                 | 単位         | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 |
|-------------------------------------|-----------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 利用者支援事業                             | 基本型             | 箇所         | 6         | 10        | 13        | 13        | 13        |
|                                     | 母子保健型           | 箇所         | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         |
|                                     | 特定型             | 箇所         | 1         | 1         | 1         | 1         |           |
|                                     | こども家庭<br>センター型  | 箇所         |           |           |           |           | 1         |
| 時間外保育事業〔延長保育事業〕                     |                 | 延べ人数<br>/年 | 21,293    | 17,867    | 16,547    | 17,581    | －         |
|                                     |                 | 箇所         | 29        | 29        | 29        | 29        | 29        |
| 放課後児童健全育成事業<br>〔学童保育所〕              |                 | 人          | 1,561     | 1,549     | 1,547     | 1,594     | 1,652     |
|                                     |                 | 箇所         | 37        | 38        | 39        | 39        | 40        |
| 子育て短期支援事業〔ショートステイ〕                  |                 | 延べ人数<br>/年 | 137       | 207       | 120       | 81        | －         |
| 乳児家庭全戸訪問事業                          |                 | 件/年        | 840       | 774       | 781       | 731       | －         |
| 養育支援訪問事業                            | 育児・家事援助         | 延べ回数<br>/年 | 136       | 174       | 131       | 108       | －         |
|                                     | 専門的相談支援         | 延べ回数<br>/年 | 132       | 141       | 27        | 24        | －         |
| 地域子育て支援拠点事業                         |                 | 延べ人数<br>/年 | 48,629    | 58,527    | 60,748    | 71,812    | －         |
|                                     |                 | 箇所         | 13        | 13        | 13        | 13        | 13        |
| 一時預かり事業※                            | 幼稚園型<br>(預かり保育) | 延べ人数<br>/年 | 4,570     | 13,070    | 14,545    | 17,519    | －         |
|                                     | 幼稚園型以外          | 延べ人数<br>/年 | 2,011     | 2,458     | 3,748     | 2,850     | －         |
| 病児保育事業                              |                 | 延べ人数<br>/年 | 31        | 224       | 250       | 357       | －         |
|                                     |                 | 箇所         | 3         | 3         | 3         | 3         | 3         |
| 子育て援助活動支援事業〔ファミ<br>リー・サポート・センター事業※〕 |                 | 延べ件数<br>/年 | 764       | 862       | 777       | 492       | －         |
|                                     |                 | 箇所         | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         |
| 妊婦健康診査事業                            |                 | 延べ回数<br>/年 | 8,825     | 9,066     | 9,125     | 7,711     | －         |
|                                     |                 | 人          | 1,214     | 1,224     | 1,232     | 1,102     | －         |
| 実費徴収に係る補<br>足給付を行う事業                | 1号認定            | 延べ月数       | 31        | 30        | 48        | 27        | －         |
|                                     | 2号認定            | 延べ月数       | 64        | 34        | 34        | 68        | －         |
|                                     | 3号認定            | 延べ月数       | 5         | 6         | 30        | 18        | －         |
| 多様な主体が本制度に参入すること<br>を促進するための事業      |                 | 延べ人数<br>/年 | 36        | 0         | 0         | 0         | －         |
|                                     |                 | 箇所         | 1         | 0         | 0         | 0         | －         |

資料：子育て支援センター、健康推進課、幼児課、こども相談支援課、こども政策課

## 5 東近江市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果

「5 東近江市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果」では、本計画策定の基礎資料とするために実施したニーズ調査結果を基に、本市の子育て家庭の教育・保育ニーズ、子育てに関する不安等を把握するため、特徴のある調査結果について整理する。

### (1) 調査の概要

#### ア 調査の目的

この調査は、本計画の策定に係る基礎資料として、保育ニーズ、本市の子育て支援サービスの利用状況及び利用意向並びに子育て世帯の生活実態、要望、意見等を把握し、今後の子ども・子育て支援施策推進の基礎資料とするため実施した。

#### イ 調査対象

- (ア) 就学前児童 住民基本台帳から市内の就学前児童がいる世帯2,000世帯を無作為に抽出
- (イ) 小学生 住民基本台帳から市内の小学生がいる世帯1,000世帯を無作為に抽出

#### ウ 調査期間・方法

- (ア) 調査期間 令和5年12月22日（金）から令和6年1月15日（月）まで
- (イ) 調査方法 郵送による配布及び回収

#### エ 回収状況

| 調査票   | 調査対象者数<br>(配布数) | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-------|-----------------|-------|-------|
| 就学前児童 | 2,000           | 954   | 47.7% |
| 小学生   | 1,000           | 496   | 49.6% |
| 合 計   | 3,000           | 1,450 | 48.3% |

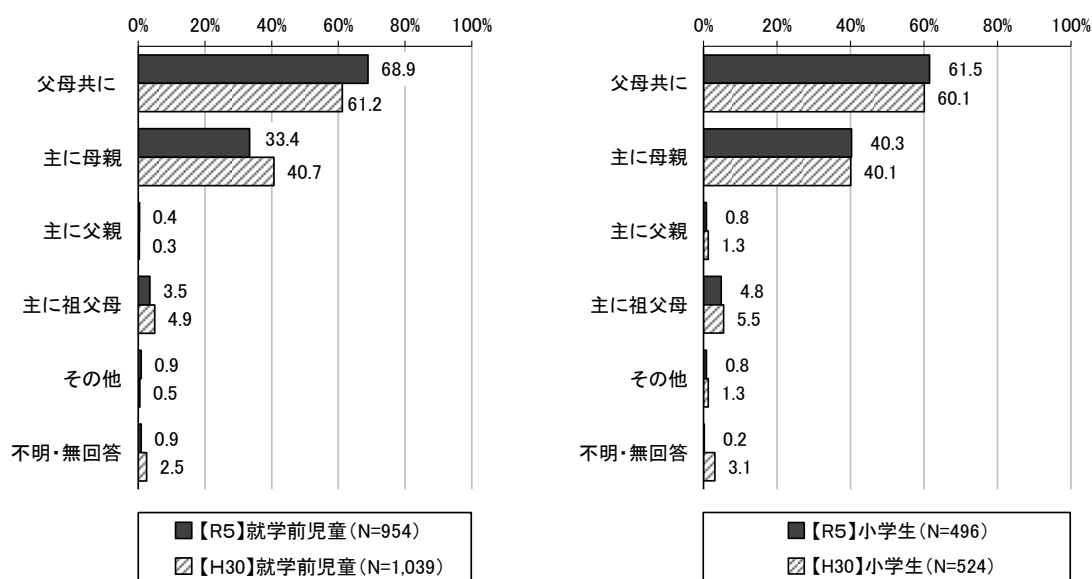
## (2) 調査結果の概要

### ア 周囲から受けている子育て支援の状況等について

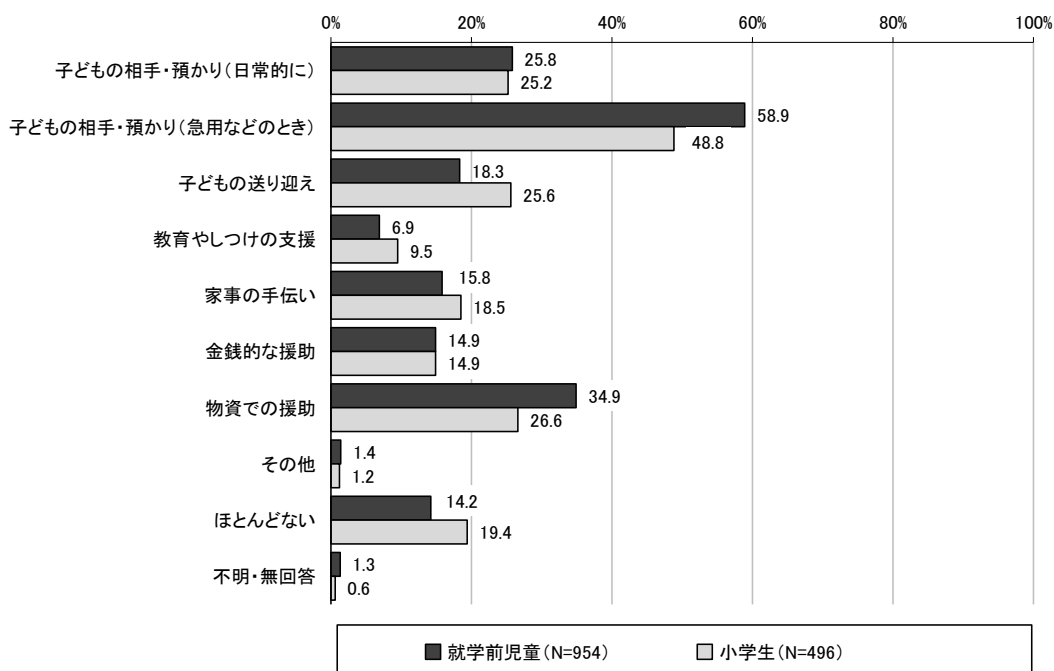
#### 【主な結果】

- (ア) 子育てを主に行っている人は、前回調査と比較すると、「父母共に」が就学前児童で7.7ポイント、小学生で1.4ポイント増加している。
- (イ) 親族から受けている子育て支援は、「子どもの相手・預かり（急用などのとき）」が、就学前児童及び小学生共に最も高くなっている。一方で、子育て支援が「ほとんどない」という回答は、就学前児童及び小学生共に1割台となっている。

#### ◆子育てを主に行っている人〈単数回答〉



#### ◆親族から受けている子育て支援〈複数回答〉





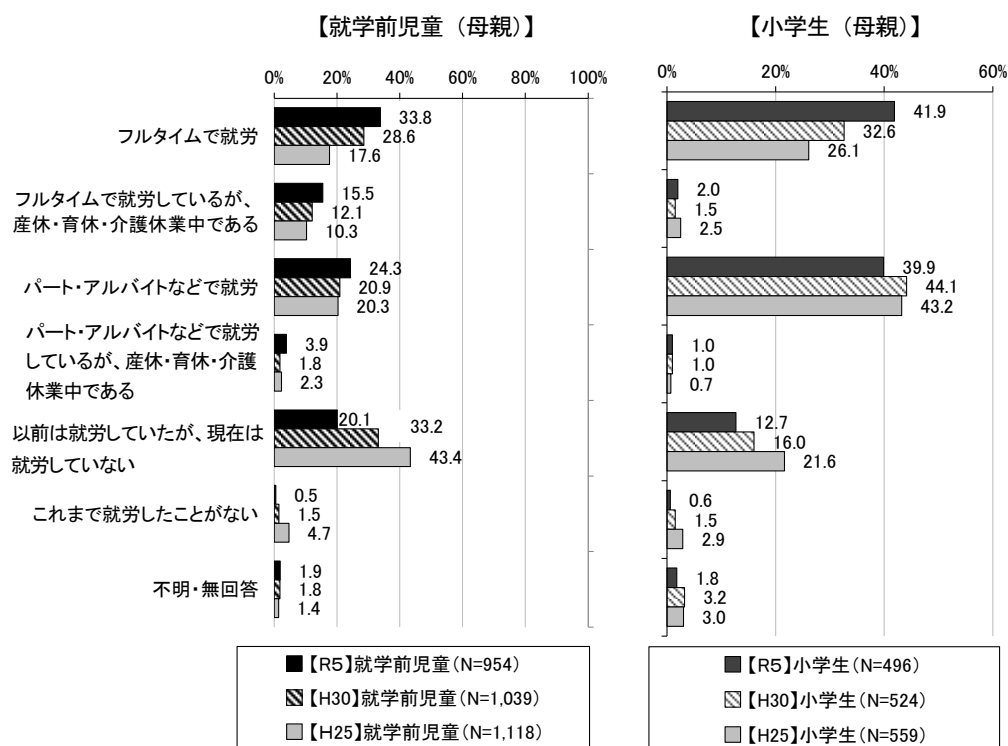
## イ 母親の就労状況及び母親・父親の育児休業の取得について

## 【主な結果】

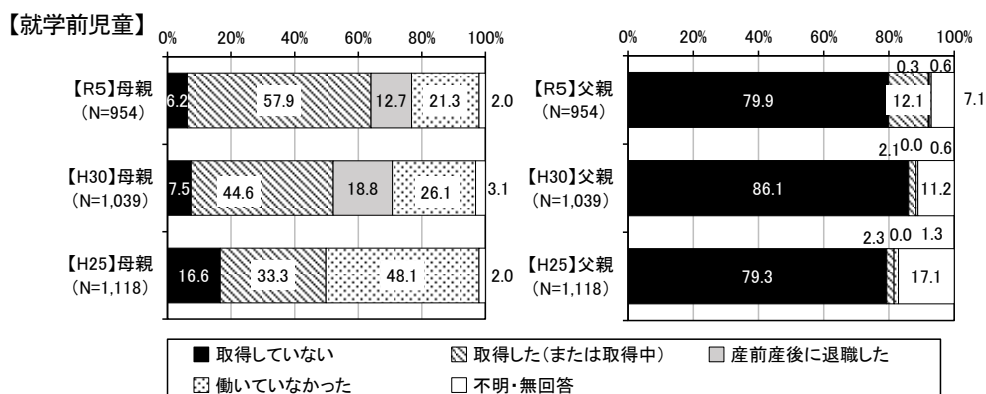
(ア) 母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労」が就学前児童の母親で33.8パーセント、小学生の母親で41.9パーセントと最も高く、次いで「パート・アルバイトなどで就労」、「以前は就労していたが、現在は就労していない」と続いている。また、前回調査と比較すると、「フルタイムで就労」が就学前児童の母親で5.2ポイント、小学生の母親で9.3ポイント増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が就学前児童の母親で13.1ポイント、小学生の母親で3.3ポイント減少し、就労している母親が増加している。

(イ) 子どもが生まれたときの母親・父親の育児休業取得状況は、就学前児童の母親で「取得した（または取得中）」が57.9パーセントと最も高く、一方、就学前児童の父親では「取得していない」が79.9パーセントを占めている。前回調査と比較すると、「取得した（または取得中）」が就学前児童の母親では13.3ポイント、父親では10ポイント増加している。

## ◆母親の現在の就労状況〈単数回答〉



## ◆子どもが生まれたときの就学前児童の母親・父親の育児休業取得状況〈単数回答〉



## ウ 今後の認定こども園等の利用希望について(就学前児童)

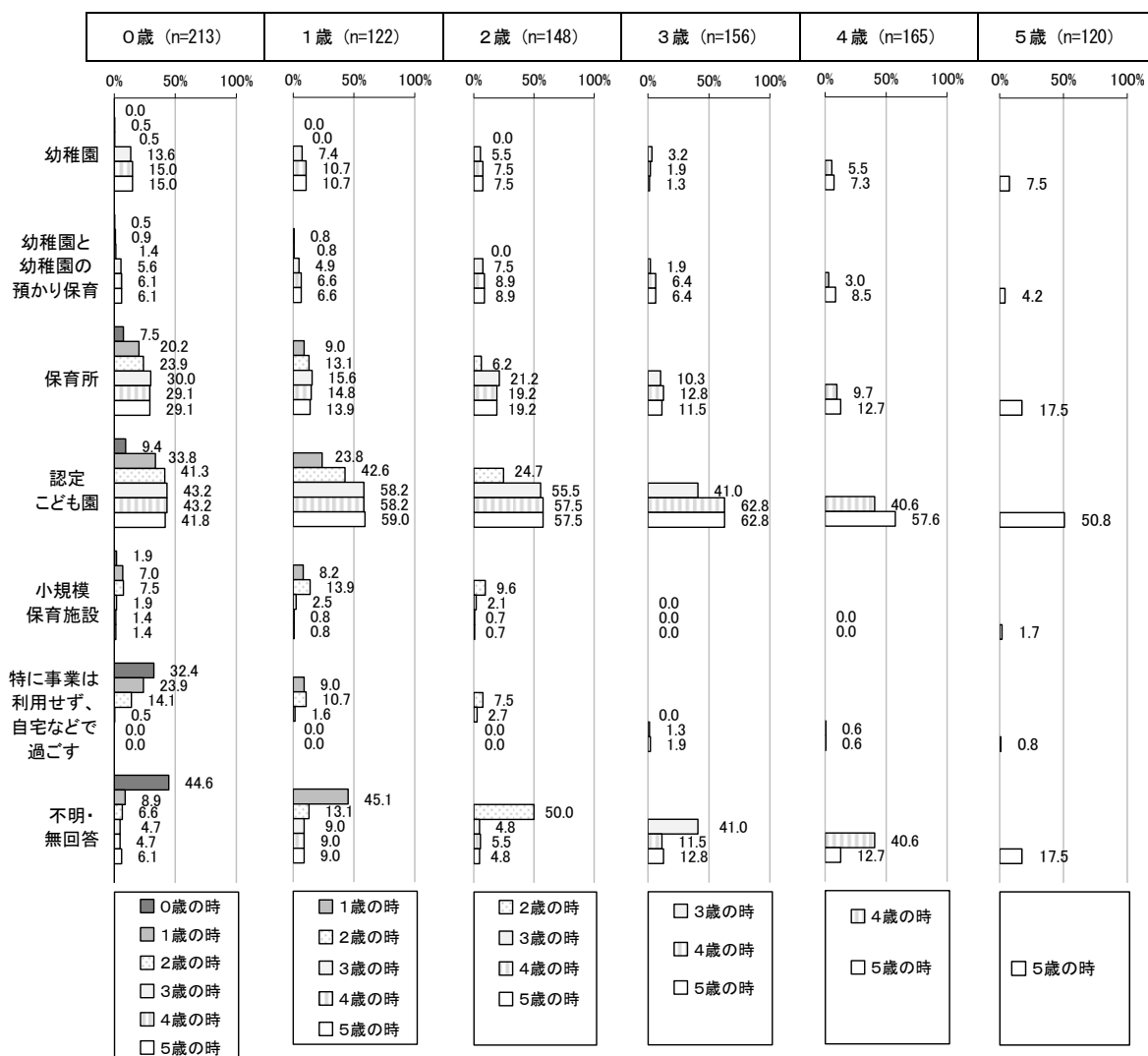
## 【主な結果】

- (ア) 定期的に利用したい教育・保育事業(※)については、調査時点で0歳から3歳までの子どもで、3歳から「認定こども園」を利用したい人が4割以上と高くなっている。
- (イ) 現在幼稚園を利用している人の夏休み等の長期休暇中における利用希望では、「休みの期間中、週に2、3日利用したい」が43.2パーセントとなっている。前回調査と比較すると、8.7ポイント減少しており、保育所及び認定こども園のニーズが増加していると考えられる。

## ◆現在の利用状況(利用・未利用)にかかわらず、平日に定期的に利用したい教育・保育事業〈複数回答〉

## 《子どもが5歳までに利用したい教育・保育事業(0歳からの各年齢時点)》

(令和5年1月現在の年齢)

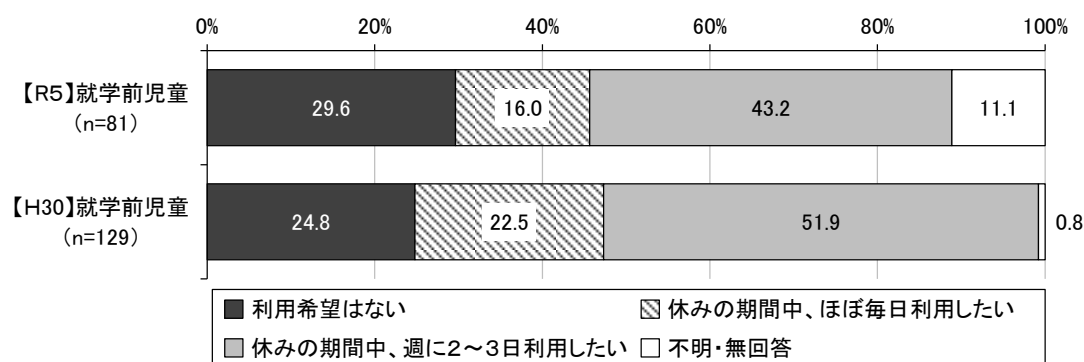


(「家庭的保育」「事業所内保育施設・企業主導型保育施設」

「その他の認可外保育施設※」「居宅訪問型保育」「その他」は省略。)

※「教育・保育事業」とは、保育所、幼稚園、認定こども園等の事業をいう。

◆夏休み等の長期休暇中における教育・保育事業の利用希望〈単数回答〉

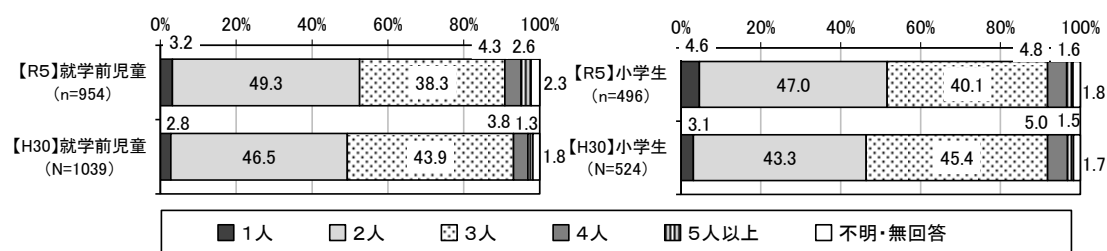


エ 親としての思いについて

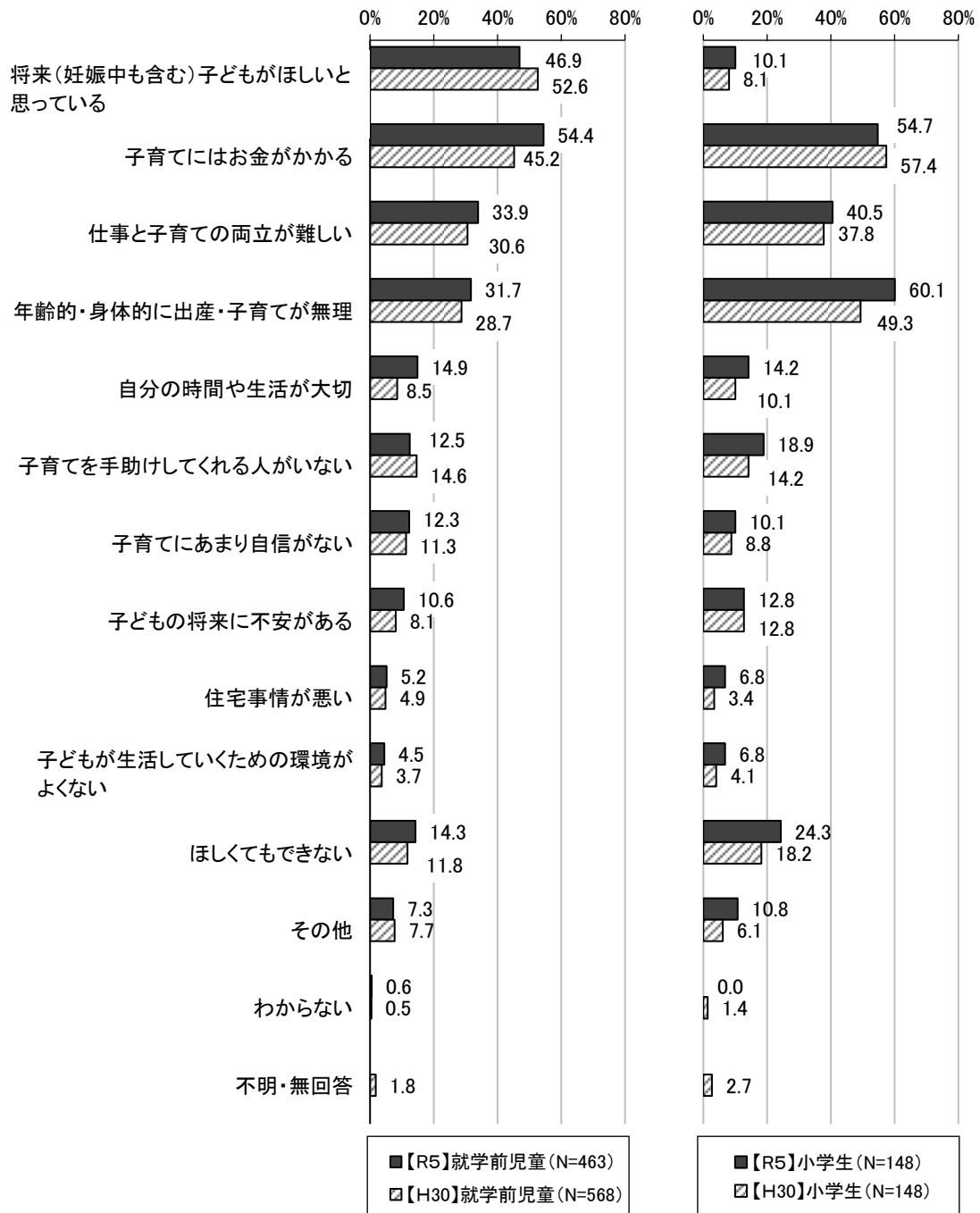
【主な結果】

- (ア) 理想とする子どもの数は、就学前児童の保護者及び小学生の保護者共に「2人」が4割台後半と高くなっている。前回調査と比較すると、いずれも「2人」が増加し、「3人」が減少している。
- (イ) 理想より現実の子どもの数が少ない理由は、就学前児童の保護者では、「子育てにはお金がかかる」が54.4パーセントと最も高く、次いで「将来（妊娠中も含む。）子どもがほしいと思っている」、「仕事と子育ての両立が難しい」と続いている。また、前回調査と比較すると、経済的な問題及び仕事との両立についての不安がうかがえる。さらに、小学生の保護者では、「年齢的・身体的に出産・子育てが無理」が60.1パーセントと高く、晩婚化の影響がうかがえる。

◆理想とする子どもの数〈単数回答〉



◆理想とする子どもの数より、現在の子どもの数が少ない理由〈複数回答〉

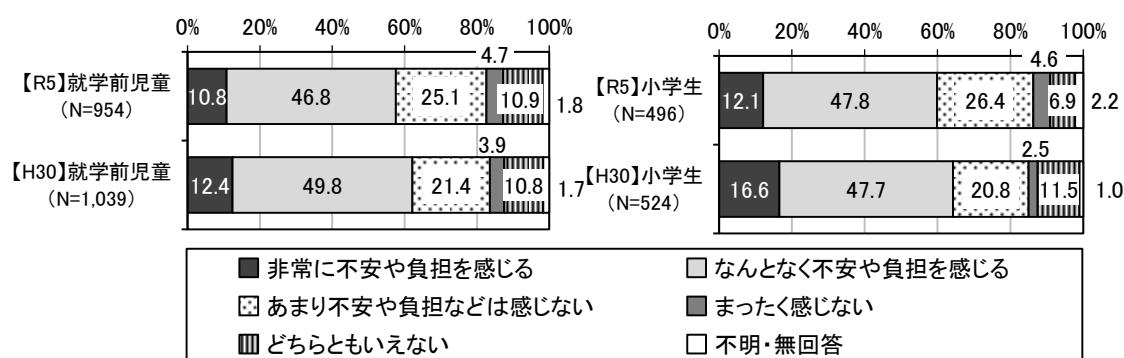


## オ 子育てに関する不安や負担について

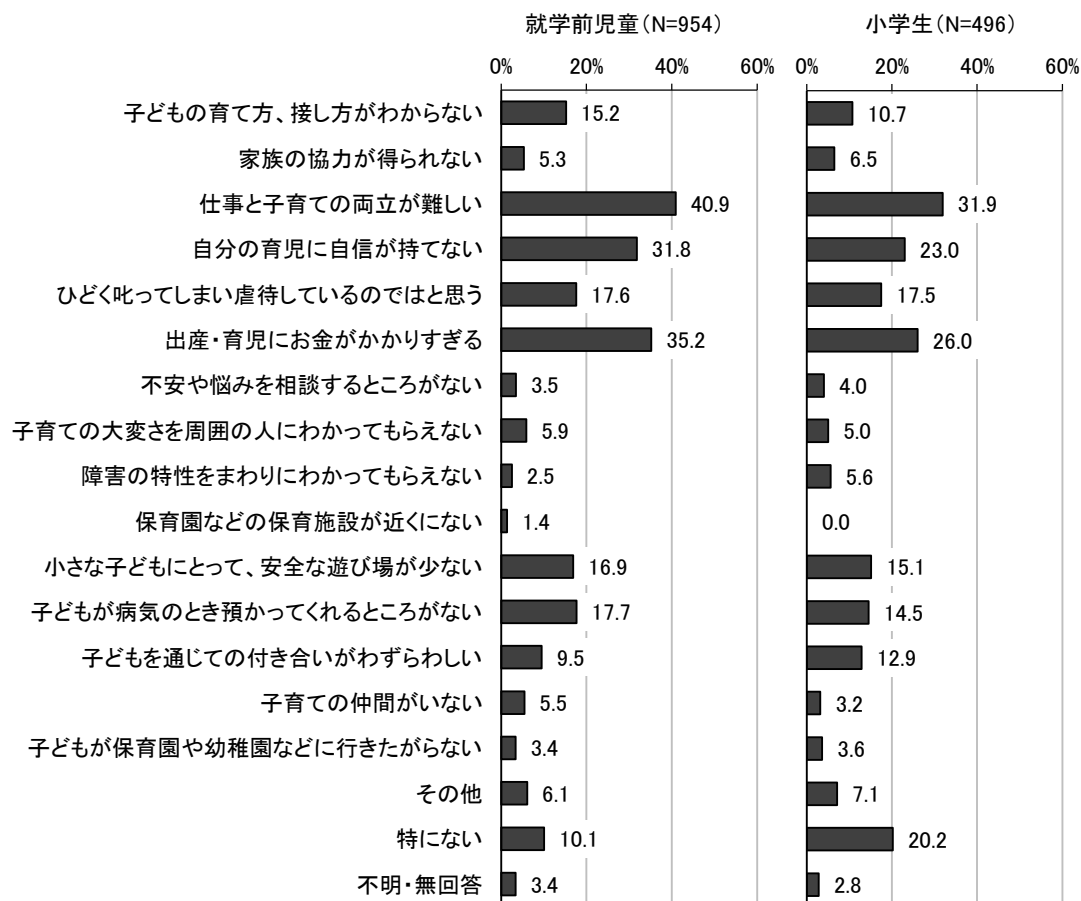
## 【主な結果】

- (ア) 子育てに関する不安や負担については、「非常に不安や負担を感じる」が就学前児童で10.8パーセント、小学生で12.1パーセント、「なんとなく不安や負担を感じる」が就学前児童で46.8パーセント、小学生で47.8パーセントとなっている。前回調査と比較すると、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」の合計が就学前児童で4.6ポイント、小学生で4.4ポイント減少している。
- (イ) 子育てに関する不安や負担の内容については、就学前児童及び小学生共に「仕事と子育ての両立が難しい」と「出産・育児にお金がかかりすぎる」が上位2位を占めている。

## ◆子育てに関する不安や負担〈単数回答〉



## ◆子育てに関する不安や負担の内容〈複数回答〉

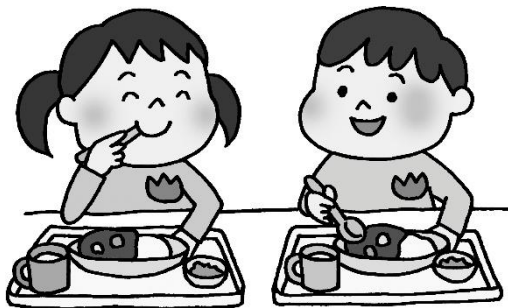
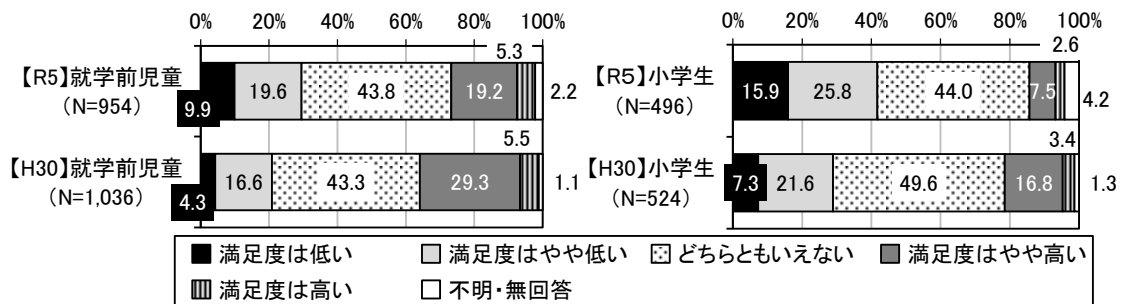


## カ 市の子育て施策について

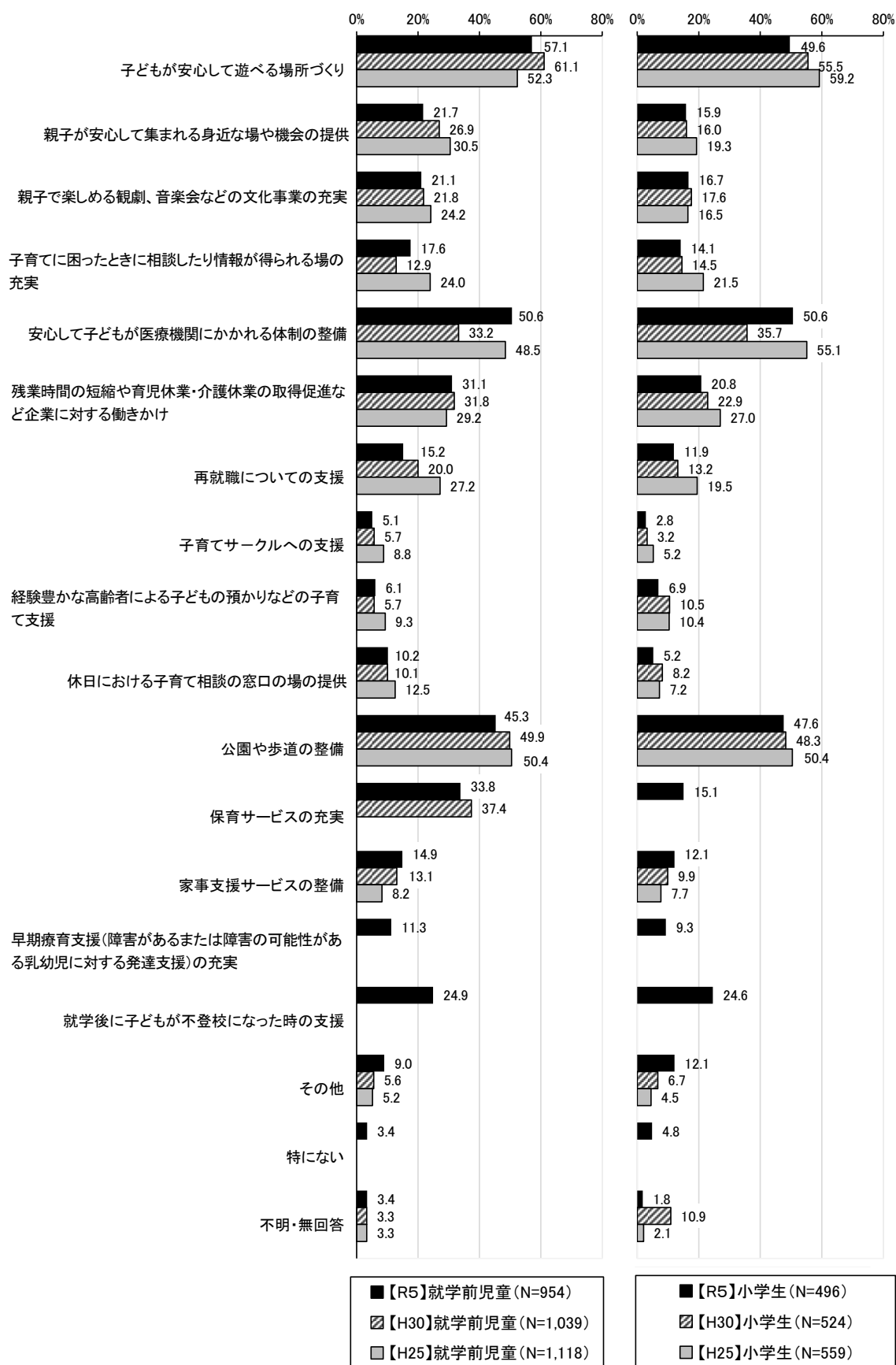
### 【主な結果】

- (ア) 本市の子育ての環境や支援施策への満足度は、前回調査と比較すると、『満足度低い計』（「満足度は低い」と「満足度はやや低い」の割合の合計）が就学前児童で8.6ポイント、小学生で12.8ポイント増加している。
- (イ) 子育て支援でもっと力を入れてほしいものについては、就学前児童で「子どもが安心して遊べる場所づくり」が57.1パーセント、小学生で「安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備」が50.6パーセントと最も高くなっている。

### ◆本市の子育ての環境や支援施策への満足度〈単数回答〉



◆子育て支援でもっと力を入れてほしいもの〈複数回答〉



## 6 子どもの生活等に関する調査結果

---

「6 子どもの生活等に関する調査結果」では、市民の子育てに関する実態及び子どもの生活実態を把握するため、特徴のある調査結果について整理する。

### (1) 調査の概要

#### ア 調査の目的

本調査は、本計画の策定に向けて、子育て及び子どもの生活実態の把握を行うことを目的として実施した。

#### イ 調査対象

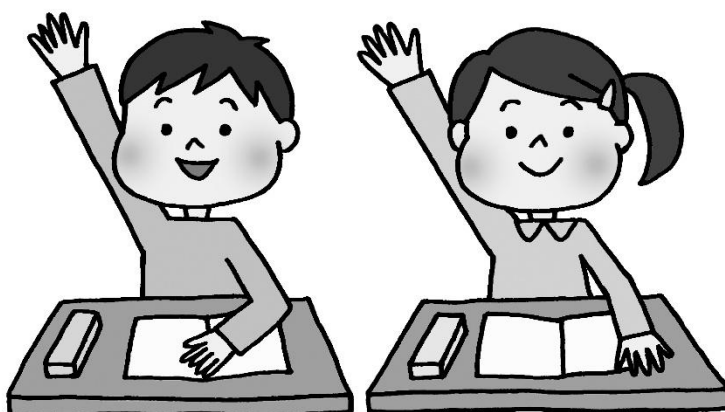
調査対象者 市内在住の小学5年生及び中学2年生の保護者又は養育者全員

#### ウ 調査期間・方法

- (ア) 調査期間 令和5年12月14日（木）から令和6年1月19日（金）まで
- (イ) 調査方法 インターネットと郵送配布・郵送回収による本人記入方式を併用

#### エ 回収状況

- (ア) 配布数 1,971件
- (イ) 有効回収数 994件
- (ウ) 有効回収率 50.4パーセント





## (2) 経済状況に基づく所得段階について

本調査においては、国の「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」における所得段階区分を採用している。具体的には、年間収入に関する回答の中央値をその世帯の収入とし、同居家族の人数で調整した値を「等価世帯収入(※)」と定義し、この定義に基づき、回答者全体の等価世帯収入を「所得段階Ⅰ(中央値以上)」、「所得段階Ⅱ(中央値未満、中央値の2分の1以上)」又は「所得段階Ⅲ(中央値の2分の1未満)」と区分して比較分析を行っている。この数値に基づいて所得段階を区分した結果は、下表のようになる。

上段:件数、下段:%

|                       | 合計    | 所得段階Ⅰ<br>(中央値以上) | 所得段階Ⅱ<br>(中央値未満、中央値<br>の2分の1以上) | 所得段階Ⅲ<br>(中央値の2分の1<br>未満) | 判定不能 |
|-----------------------|-------|------------------|---------------------------------|---------------------------|------|
| 全回答者<br>(A+B+C)       | 994   | 343              | 199                             | 81                        | 371  |
|                       | 100.0 | 34.5             | 20.0                            | 8.1                       | 37.3 |
| 小学生保護者<br>(A)         | 468   | 170              | 89                              | 37                        | 172  |
|                       | 100.0 | 36.3             | 19.0                            | 7.9                       | 36.8 |
| 中学生保護者<br>(B)         | 433   | 139              | 93                              | 37                        | 164  |
|                       | 100.0 | 32.1             | 21.5                            | 8.5                       | 37.9 |
| 小学生と中学生<br>両方の保護者(C)  | 93    | 34               | 17                              | 7                         | 35   |
|                       | 100.0 | 36.6             | 18.3                            | 7.5                       | 37.6 |
| 小学生<br>保護者全体<br>(A+C) | 561   | 204              | 106                             | 44                        | 207  |
|                       | 100.0 | 36.4             | 18.9                            | 7.8                       | 36.9 |
| 中学生<br>保護者全体<br>(B+C) | 526   | 173              | 110                             | 44                        | 199  |
|                       | 100.0 | 32.9             | 20.9                            | 8.4                       | 37.8 |

本調査では、小学生保護者全体(A+C)と中学生保護者全体(B+C)をそれぞれ小学生、中学生として調査結果を記載している。

なお、「調査結果」におけるグラフ内の「全体」では、上記所得段階区分において「判定不能」であった回答を含む。また、本調査においては、中央値が275.0万円、中央値の2分の1が137.5万円となった。

※「等価世帯収入」とは、世帯の年間収入を世帯の人数の平方根で割ったものをいう。

## (3) 調査結果の概要

## ア 就労の状況について

## 【主な結果】

家計の主な支え手については、小学生では「父親」が82.2パーセントと最も高く、次いで「母親」が10.2パーセントとなっている。中学生でも「父親」が79.1パーセントと最も高く、次いで「母親」が12.5パーセントとなっている。所得段階別に見ると、小学生及び中学生共に、所得段階が低いほど「母親」が高く、「父親」が低くなっている。

## ◆家計の主な支え手〈単数回答〉

| 単位：% |              | 母親   | 父親   | 祖父母 | 兄弟姉妹 | その他 | 誰も働いていない | 不明・無回答 |
|------|--------------|------|------|-----|------|-----|----------|--------|
| 小学生  | 全体(N=561)    | 10.2 | 82.2 | 1.2 | 0.0  | 0.2 | 0.0      | 6.2    |
|      | 所得段階Ⅰ(N=204) | 8.3  | 91.7 | 0.0 | 0.0  | 0.0 | 0.0      | 0.0    |
|      | 所得段階Ⅱ(N=106) | 15.1 | 84.9 | 0.0 | 0.0  | 0.0 | 0.0      | 0.0    |
|      | 所得段階Ⅲ(N=44)  | 34.1 | 61.4 | 2.3 | 0.0  | 0.0 | 0.0      | 2.3    |
| 中学生  | 全体(N=526)    | 12.5 | 79.1 | 1.3 | 0.0  | 0.0 | 0.0      | 7.0    |
|      | 所得段階Ⅰ(N=173) | 7.5  | 92.5 | 0.0 | 0.0  | 0.0 | 0.0      | 0.0    |
|      | 所得段階Ⅱ(N=110) | 13.6 | 84.5 | 0.9 | 0.0  | 0.0 | 0.0      | 0.9    |
|      | 所得段階Ⅲ(N=44)  | 56.8 | 34.1 | 9.1 | 0.0  | 0.0 | 0.0      | 0.0    |



## 【主な結果】

主に家計を支えている人の就労形態については、小学生では「正社員、正規職員」が75.9パーセントと最も高く、次いで「自営業、家業」が13.0パーセントとなっている。中学生でも「正社員、正規職員」が72.1パーセントと最も高く、次いで「自営業、家業」が10.8パーセントとなっている。所得段階別に見ると、小学生及び中学生共に、所得段階が低いほど「正社員、正規職員」が低くなっており、特に所得段階Ⅲで低くなっている。また、所得段階Ⅲでは、「契約社員、派遣社員、パート、非正規職員」が高くなっている。

## ◆家計の主な支え手の就労形態〈単数回答〉

| 単位：％ |              | 正社員、<br>正規職員 | 契約社員、派遣社員、<br>パート、非正規職員 | 自営業、<br>家業 | 日雇<br>い | 内職  |
|------|--------------|--------------|-------------------------|------------|---------|-----|
| 小学生  | 全体(N=561)    | 75.9         | 3.0                     | 13.0       | 0.0     | 0.0 |
|      | 所得段階Ⅰ(N=204) | 89.7         | 0.5                     | 9.3        | 0.0     | 0.0 |
|      | 所得段階Ⅱ(N=106) | 85.8         | 1.9                     | 12.3       | 0.0     | 0.0 |
|      | 所得段階Ⅲ(N=44)  | 43.2         | 22.7                    | 22.7       | 0.0     | 0.0 |
| 中学生  | 全体(N=526)    | 72.1         | 7.2                     | 10.8       | 0.0     | 0.0 |
|      | 所得段階Ⅰ(N=173) | 88.4         | 0.0                     | 9.2        | 0.0     | 0.0 |
|      | 所得段階Ⅱ(N=110) | 74.5         | 10.9                    | 14.5       | 0.0     | 0.0 |
|      | 所得段階Ⅲ(N=44)  | 29.5         | 47.7                    | 13.6       | 0.0     | 0.0 |

| 単位：％ |              | 休職<br>中 | 仕事をしていない<br>などがある（不動産所得） | その他 | 不明・無回答 |
|------|--------------|---------|--------------------------|-----|--------|
| 小学生  | 全体(N=561)    | 0.2     | 0.4                      | 0.5 | 7.0    |
|      | 所得段階Ⅰ(N=204) | 0.0     | 0.0                      | 0.5 | 0.0    |
|      | 所得段階Ⅱ(N=106) | 0.0     | 0.0                      | 0.0 | 0.0    |
|      | 所得段階Ⅲ(N=44)  | 2.3     | 2.3                      | 2.3 | 4.5    |
| 中学生  | 全体(N=526)    | 0.6     | 1.0                      | 0.4 | 8.0    |
|      | 所得段階Ⅰ(N=173) | 0.0     | 0.6                      | 0.6 | 1.2    |
|      | 所得段階Ⅱ(N=110) | 0.0     | 0.0                      | 0.0 | 0.0    |
|      | 所得段階Ⅲ(N=44)  | 0.0     | 9.1                      | 0.0 | 0.0    |

## 【主な結果】

世帯全体の令和4年の年間収入については、小学生では「600万円から700万円未満」が9.8パーセントと最も高く、次いで「500万円から600万円未満」が9.6パーセントとなっている。中学生では、「600万円から700万円未満」が9.9パーセントと最も高く、次いで「500万円から600万円未満」が8.2パーセントとなっている。所得段階別に見ると、小学生では所得段階Ⅰで「600万円から700万円未満」、所得段階Ⅱで「400万円から500万円未満」、所得段階Ⅲで「200万円から300万円未満」が最も高くなっている。中学生では所得段階Ⅰで「600万円から700万円未満」、所得段階Ⅱで「400万円から500万円未満」、所得段階Ⅲで「100万円から200万円未満」が最も高くなっている。

## ◆世帯全体の令和4年の年間収入〈単数回答〉

| 単位：％ |              | 1<br>0<br>0<br>万<br>円<br>未<br>満 | 2 1<br>0 0<br>0 0<br>万 万<br>円 円<br>未 未<br>満 満 | 3 2<br>0 0<br>0 0<br>万 万<br>円 円<br>未 未<br>満 満 | 4 3<br>0 0<br>0 0<br>万 万<br>円 円<br>未 未<br>満 満 | 5 4<br>0 0<br>0 0<br>万 万<br>円 円<br>未 未<br>満 満 | 6 5<br>0 0<br>0 0<br>万 万<br>円 円<br>未 未<br>満 満 | 7 6<br>0 0<br>0 0<br>万 万<br>円 円<br>未 未<br>満 満 |
|------|--------------|---------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 小学生  | 全体(N=561)    | 0.5                             | 3.2                                           | 4.8                                           | 5.3                                           | 6.8                                           | 9.6                                           | 9.8                                           |
|      | 所得段階Ⅰ(N=204) | 0.0                             | 0.0                                           | 0.0                                           | 0.0                                           | 0.5                                           | 14.2                                          | 22.1                                          |
|      | 所得段階Ⅱ(N=106) | 0.0                             | 0.0                                           | 3.8                                           | 28.3                                          | 34.9                                          | 23.6                                          | 9.4                                           |
|      | 所得段階Ⅲ(N=44)  | 6.8                             | 40.9                                          | 52.3                                          | 0.0                                           | 0.0                                           | 0.0                                           | 0.0                                           |
| 中学生  | 全体(N=526)    | 1.3                             | 4.2                                           | 4.4                                           | 6.7                                           | 6.7                                           | 8.2                                           | 9.9                                           |
|      | 所得段階Ⅰ(N=173) | 0.0                             | 0.0                                           | 0.0                                           | 0.0                                           | 0.0                                           | 11.6                                          | 24.9                                          |
|      | 所得段階Ⅱ(N=110) | 0.0                             | 0.0                                           | 8.2                                           | 30.9                                          | 31.8                                          | 20.9                                          | 8.2                                           |
|      | 所得段階Ⅲ(N=44)  | 15.9                            | 50.0                                          | 31.8                                          | 2.3                                           | 0.0                                           | 0.0                                           | 0.0                                           |

| 単位：％ |              | 8 7<br>0 0<br>0 0<br>万 万<br>円 円<br>未 未<br>満 満 | 9 8<br>0 0<br>0 0<br>万 万<br>円 円<br>未 未<br>満 満 | 未 1 9<br>満 , 0<br>0 0<br>0 万<br>円 円<br>未 未<br>満 満 | 以 1<br>上 ,<br>0<br>0<br>0 万<br>円 円 | わ<br>か<br>ら<br>な<br>い | 不<br>明<br>・<br>無<br>回<br>答 |
|------|--------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------|------------------------------------|-----------------------|----------------------------|
| 小学生  | 全体(N=561)    | 7.5                                           | 6.1                                           | 3.6                                               | 5.9                                | 6.1                   | 30.8                       |
|      | 所得段階Ⅰ(N=204) | 20.6                                          | 16.7                                          | 9.8                                               | 16.2                               | 0.0                   | 0.0                        |
|      | 所得段階Ⅱ(N=106) | 0.0                                           | 0.0                                           | 0.0                                               | 0.0                                | 0.0                   | 0.0                        |
|      | 所得段階Ⅲ(N=44)  | 0.0                                           | 0.0                                           | 0.0                                               | 0.0                                | 0.0                   | 0.0                        |
| 中学生  | 全体(N=526)    | 7.4                                           | 5.9                                           | 4.2                                               | 3.4                                | 4.0                   | 33.8                       |
|      | 所得段階Ⅰ(N=173) | 22.5                                          | 17.9                                          | 12.7                                              | 10.4                               | 0.0                   | 0.0                        |
|      | 所得段階Ⅱ(N=110) | 0.0                                           | 0.0                                           | 0.0                                               | 0.0                                | 0.0                   | 0.0                        |
|      | 所得段階Ⅲ(N=44)  | 0.0                                           | 0.0                                           | 0.0                                               | 0.0                                | 0.0                   | 0.0                        |

## イ 定期的な収入として「父親の収入」がない理由

## 【主な結果】

定期的な収入として「父親の就労による収入」がない世帯のその理由については、その他を除いて、「死別、離婚等により同世帯にいないため」が小学生で11.2パーセント、中学生で14.2パーセントと最も高く、次いで小学生では「専業主婦／専業主夫として子どもを育てたいため」、「自分の病気や障害などで働けないため」が1.1パーセント、中学生では「出産や子育てで子どもに手がかり就労にいたらないため」、「家族の介護をしているため」が0.5パーセントとなっている。所得段階別に見ると、小学生及び中学生共に、所得段階が低いほど「死別、離婚等により同世帯にいないため」が高くなっており、特に所得段階Ⅲで高く、小学生及び中学生共に4割台となっている。

## ◆定期的な収入として「父親の収入」がない理由〈単数回答〉

| 単位：％ |             | たに出<br>ら手産<br>ながや<br>いか子<br>たか育<br>めりて<br>就で<br>労子<br>にど<br>いも | たし専<br>めて業<br>子主<br>ど婦<br>も／<br>を専<br>育業<br>て主<br>た夫<br>いと | 族あ専<br>にる業<br>希こ主<br>望と婦<br>さを／<br>れ配専<br>た偶業<br>ため者主<br>や夫家<br>で | 事る働<br>ががき<br>な希た<br>い望い<br>たすは<br>め条思<br>件つ<br>のて<br>仕い | を働現<br>身く在<br>にた、<br>つめ学<br>けの校<br>て資に<br>い格通<br>るやう<br>た技な<br>め能ど | で自働<br>働けの<br>けな病<br>ない気<br>いたや<br>め障<br>害な<br>ど |
|------|-------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 小学生  | 全体(N=188)   | 0.0                                                            | 1.1                                                        | 0.0                                                               | 0.0                                                      | 0.0                                                                | 1.1                                              |
|      | 所得段階Ⅰ(N=38) | 0.0                                                            | 0.0                                                        | 0.0                                                               | 0.0                                                      | 0.0                                                                | 0.0                                              |
|      | 所得段階Ⅱ(N=31) | 0.0                                                            | 3.2                                                        | 0.0                                                               | 0.0                                                      | 0.0                                                                | 3.2                                              |
|      | 所得段階Ⅲ(N=20) | 0.0                                                            | 0.0                                                        | 0.0                                                               | 0.0                                                      | 0.0                                                                | 5.0                                              |
| 中学生  | 全体(N=190)   | 0.5                                                            | 0.0                                                        | 0.0                                                               | 0.0                                                      | 0.0                                                                | 0.0                                              |
|      | 所得段階Ⅰ(N=23) | 0.0                                                            | 0.0                                                        | 0.0                                                               | 0.0                                                      | 0.0                                                                | 0.0                                              |
|      | 所得段階Ⅱ(N=30) | 0.0                                                            | 0.0                                                        | 0.0                                                               | 0.0                                                      | 0.0                                                                | 0.0                                              |
|      | 所得段階Ⅲ(N=33) | 3.0                                                            | 0.0                                                        | 0.0                                                               | 0.0                                                      | 0.0                                                                | 0.0                                              |

| 単位：％ |             | 要ち子<br>がでど<br>あ付も<br>るきが<br>た添病<br>めう気<br>必が | て家<br>い族<br>るの<br>た介<br>め護<br>をし | なよ死<br>いり別<br>た同、<br>め世離<br>帯婚に<br>等い | そ<br>他 | 不<br>明・<br>無<br>回<br>答 |
|------|-------------|----------------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|--------|------------------------|
| 小学生  | 全体(N=188)   | 0.0                                          | 0.0                              | 11.2                                  | 1.6    | 85.1                   |
|      | 所得段階Ⅰ(N=38) | 0.0                                          | 0.0                              | 10.5                                  | 0.0    | 89.5                   |
|      | 所得段階Ⅱ(N=31) | 0.0                                          | 0.0                              | 22.6                                  | 3.2    | 67.7                   |
|      | 所得段階Ⅲ(N=20) | 0.0                                          | 0.0                              | 40.0                                  | 5.0    | 50.0                   |
| 中学生  | 全体(N=190)   | 0.0                                          | 0.5                              | 14.2                                  | 0.5    | 84.2                   |
|      | 所得段階Ⅰ(N=23) | 0.0                                          | 0.0                              | 0.0                                   | 0.0    | 100.0                  |
|      | 所得段階Ⅱ(N=30) | 0.0                                          | 0.0                              | 33.3                                  | 0.0    | 66.7                   |
|      | 所得段階Ⅲ(N=33) | 0.0                                          | 3.0                              | 42.4                                  | 3.0    | 48.5                   |

## ウ 支払不能や出費を控えた経験について

### 【主な結果】

主に過去半年間の間に経済的な理由で支払不能や出費を控えた経験について、「趣味やレジャーの出費を減らした」が小学生で40.1パーセント、中学生で42.2パーセントと最も高く、次いで「新しい衣服や靴を買うのを控えた」が小学生で38.7パーセント、中学生で37.8パーセント、「食費を切りつめた」が小学生及び中学生共に31.9パーセントとなっている。所得段階別に見ると、小学生及び中学生共に、所得段階Ⅱ・Ⅲでは所得段階Ⅰに比べて「食費を切りつめた」、「新しい衣服や靴を買うのを控えた」、「理髪店・美容院に行くのを控えた」及び「趣味やレジャーの出費を減らした」が高くなっている。また、前回調査と比較して、小学生及び中学生共に大きな差は見られない。

## ◆支払不能や出費を抑えた経験〈複数回答〉

| 単位：％ |              | 電気、ガスなどの<br>支払が遅れた | カードローン、<br>キャッシングを利<br>用したことがある | 国民健康保険料や<br>国民年金の支払が<br>遅れた | 電話固定・携帯<br>などの通信料の支<br>払が遅れた | 家賃や住宅ロー<br>ンの支払が遅れた | 食費を切りつめ<br>た | 新しい衣服や靴を<br>買うのを控えた | 新聞や雑誌を<br>買うのを控えた |
|------|--------------|--------------------|---------------------------------|-----------------------------|------------------------------|---------------------|--------------|---------------------|-------------------|
| 小学生  | 全体(N=561)    | 3.7                | 8.2                             | 3.6                         | 4.1                          | 3.6                 | 31.9         | 38.7                | 17.1              |
|      | 所得段階Ⅰ(N=204) | 1.0                | 4.4                             | 1.0                         | 2.0                          | 0.0                 | 22.5         | 31.4                | 13.7              |
|      | 所得段階Ⅱ(N=106) | 4.7                | 17.9                            | 4.7                         | 6.6                          | 6.6                 | 44.3         | 54.7                | 29.2              |
|      | 所得段階Ⅲ(N=44)  | 20.5               | 18.2                            | 15.9                        | 15.9                         | 18.2                | 72.7         | 75.0                | 36.4              |
| 中学生  | 全体(N=526)    | 4.4                | 7.6                             | 3.4                         | 3.6                          | 2.9                 | 31.9         | 37.8                | 14.4              |
|      | 所得段階Ⅰ(N=173) | 1.2                | 5.8                             | 1.2                         | 0.6                          | 1.2                 | 23.1         | 31.2                | 13.9              |
|      | 所得段階Ⅱ(N=110) | 4.5                | 10.0                            | 3.6                         | 4.5                          | 1.8                 | 44.5         | 50.9                | 17.3              |
|      | 所得段階Ⅲ(N=44)  | 13.6               | 15.9                            | 15.9                        | 15.9                         | 11.4                | 54.5         | 59.1                | 25.0              |

| 単位：％ |              | 冠婚葬祭の<br>支払いを控えた | 医療機関の<br>受診を控えた | 理髪店の・美容<br>院の受診を控えた | 趣味やレジャー<br>の消費を減らし<br>た | その他 | まだにもあて<br>ない | 不明・無<br>回答 |
|------|--------------|------------------|-----------------|---------------------|-------------------------|-----|--------------|------------|
| 小学生  | 全体(N=561)    | 2.5              | 6.1             | 28.9                | 40.1                    | 1.1 | 28.3         | 14.4       |
|      | 所得段階Ⅰ(N=204) | 1.0              | 3.9             | 21.1                | 33.8                    | 1.5 | 42.2         | 6.4        |
|      | 所得段階Ⅱ(N=106) | 2.8              | 5.7             | 44.3                | 60.4                    | 1.9 | 16.0         | 4.7        |
|      | 所得段階Ⅲ(N=44)  | 9.1              | 11.4            | 54.5                | 54.5                    | 2.3 | 9.1          | 0.0        |
| 中学生  | 全体(N=526)    | 3.0              | 6.5             | 24.1                | 42.2                    | 1.3 | 27.0         | 16.2       |
|      | 所得段階Ⅰ(N=173) | 1.7              | 6.9             | 19.7                | 34.7                    | 1.7 | 40.5         | 8.7        |
|      | 所得段階Ⅱ(N=110) | 3.6              | 9.1             | 32.7                | 61.8                    | 2.7 | 20.9         | 6.4        |
|      | 所得段階Ⅲ(N=44)  | 6.8              | 9.1             | 36.4                | 59.1                    | 2.3 | 18.2         | 4.5        |

## エ 家庭で子どものためにしていること

## 【主な結果】

学習塾への通塾について、「経済的にできない」が小学生では17.8パーセント、中学生では16.2パーセントとなっている。所得段階別に見ると、小学生及び中学生共に所得段階が低いほど「経済的にできない」が高くなっており、所得段階Ⅲでは小学生及び中学生共に約5割の家庭が「経済的にできない」となっている。

年に1回程度の家族旅行については、「している」が小学生で60.2パーセント、中学生で52.1パーセントと最も高く、次いで「経済的にできない」が小学生で23.0パーセント、中学生で24.7パーセントとなっている。所得段階別に見ると、小学生及び中学生共に、所得段階が低いほど「している」が低く、「経済的にできない」が高くなっている。

## ◆学習塾への通塾〈単数回答〉

| 単位：％ |              | している | しない（必要ない方だと思わ | い経済的にできない | 不明・無回答 |
|------|--------------|------|---------------|-----------|--------|
| 小学生  | 全体(N=561)    | 32.3 | 34.0          | 17.8      | 15.9   |
|      | 所得段階Ⅰ(N=204) | 45.6 | 38.7          | 9.8       | 5.9    |
|      | 所得段階Ⅱ(N=106) | 27.4 | 34.9          | 31.1      | 6.6    |
|      | 所得段階Ⅲ(N=44)  | 27.3 | 22.7          | 47.7      | 2.3    |
| 中学生  | 全体(N=526)    | 43.5 | 24.0          | 16.2      | 16.3   |
|      | 所得段階Ⅰ(N=173) | 60.1 | 29.5          | 6.4       | 4.0    |
|      | 所得段階Ⅱ(N=110) | 40.9 | 22.7          | 31.8      | 4.5    |
|      | 所得段階Ⅲ(N=44)  | 31.8 | 18.2          | 45.5      | 4.5    |

## ◆年に1回程度の家族旅行〈単数回答〉

| 単位：％ |              | している | しない（必要ない方だと思わ | い経済的にできない | 不明・無回答 |
|------|--------------|------|---------------|-----------|--------|
| 小学生  | 全体(N=561)    | 60.2 | 3.9           | 23.0      | 12.8   |
|      | 所得段階Ⅰ(N=204) | 81.4 | 4.9           | 9.8       | 3.9    |
|      | 所得段階Ⅱ(N=106) | 48.1 | 5.7           | 41.5      | 4.7    |
|      | 所得段階Ⅲ(N=44)  | 31.8 | 4.5           | 59.1      | 4.5    |
| 中学生  | 全体(N=526)    | 52.1 | 6.7           | 24.7      | 16.5   |
|      | 所得段階Ⅰ(N=173) | 75.7 | 6.9           | 14.5      | 2.9    |
|      | 所得段階Ⅱ(N=110) | 45.5 | 10.9          | 40.0      | 3.6    |
|      | 所得段階Ⅲ(N=44)  | 25.0 | 11.4          | 59.1      | 4.5    |

## オ 子どもの進学・教育資金について

## 【主な結果】

子どもの最終学歴に関する希望は、「大学まで」が小学生で52.9パーセント、中学生で48.7パーセントと最も高く、次いで「高等学校まで」が小学生で18.2パーセント、中学生で23.8パーセントとなっている。所得段階別に見ると、小学生及び中学生共に、所得段階が低いほど「高等学校まで」が高く、「大学まで」が低くなっており、中学生の所得段階Ⅲでは「高等学校まで」が約5割となっている。前回調査と比較すると、小学生及び中学生共に大きな差は見られない。

## ◆子どもの最終学歴に関する希望〈単数回答〉

| 単位：％ |              | 中学校まで | 高等学校まで | 大学専門学校・短期 | 大学まで | その他 | 特に考えていない | 不明・無回答 |
|------|--------------|-------|--------|-----------|------|-----|----------|--------|
| 小学生  | 全体(N=561)    | 0.2   | 18.2   | 10.9      | 52.9 | 0.5 | 7.7      | 9.6    |
|      | 所得段階Ⅰ(N=204) | 0.0   | 14.7   | 7.4       | 67.6 | 0.0 | 7.4      | 2.9    |
|      | 所得段階Ⅱ(N=106) | 0.9   | 27.4   | 12.3      | 48.1 | 0.9 | 7.5      | 2.8    |
|      | 所得段階Ⅲ(N=44)  | 0.0   | 36.4   | 11.4      | 45.5 | 0.0 | 6.8      | 0.0    |
| 中学生  | 全体(N=526)    | 0.0   | 23.8   | 8.7       | 48.7 | 1.5 | 6.3      | 11.0   |
|      | 所得段階Ⅰ(N=173) | 0.0   | 17.3   | 8.1       | 63.6 | 1.7 | 7.5      | 1.7    |
|      | 所得段階Ⅱ(N=110) | 0.0   | 33.6   | 11.8      | 46.4 | 1.8 | 4.5      | 1.8    |
|      | 所得段階Ⅲ(N=44)  | 0.0   | 47.7   | 13.6      | 25.0 | 2.3 | 9.1      | 2.3    |





## 【主な結果】

希望する教育を受けさせるためのお金の準備状況については、「貯金や学資保険などで準備を始めている」が小学生で58.8パーセント、中学生で52.3パーセントと最も高く、次いで「全くめどはついていない」が小学生で17.8パーセント、中学で19.4パーセントとなっている。所得段階別に見ると、小学生及び中学生共に、所得段階が低いほど「全くめどはついていない」が高く、「貯金や学資保険などで準備を始めている」が低くなっている。前回調査と比較すると、小学生では「貯金や学資保険などで準備を始めている」が9.8ポイント減少し、中学生では大きな差は見られない。

## ◆教育資金の準備状況〈単数回答〉

| 単位：%        |              | い で 必<br>る に 要<br>す べ<br>き 金<br>は | め な 貯<br>ど 金<br>い で や<br>る 準 備<br>を 保<br>始 険 | る 奨 時<br>予 学 期<br>定 金 に<br>で な っ<br>た 利 用<br>す ら | て 全<br>い く<br>な め<br>い ど<br>は つ<br>い | そ<br>の<br>他 | 不<br>明<br>・<br>無<br>回<br>答 |
|-------------|--------------|-----------------------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------|-------------|----------------------------|
| 小<br>学<br>生 | 全体(N=561)    | 4.3                               | 58.8                                         | 7.5                                              | 17.8                                 | 0.4         | 11.2                       |
|             | 所得段階Ⅰ(N=204) | 6.9                               | 74.5                                         | 6.9                                              | 8.3                                  | 0.5         | 2.9                        |
|             | 所得段階Ⅱ(N=106) | 3.8                               | 58.5                                         | 8.5                                              | 24.5                                 | 0.0         | 4.7                        |
|             | 所得段階Ⅲ(N=44)  | 0.0                               | 31.8                                         | 13.6                                             | 52.3                                 | 0.0         | 2.3                        |
| 中<br>学<br>生 | 全体(N=526)    | 6.7                               | 52.3                                         | 7.0                                              | 19.4                                 | 0.2         | 14.4                       |
|             | 所得段階Ⅰ(N=173) | 9.8                               | 69.4                                         | 4.6                                              | 12.7                                 | 0.0         | 3.5                        |
|             | 所得段階Ⅱ(N=110) | 6.4                               | 48.2                                         | 12.7                                             | 28.2                                 | 0.9         | 3.6                        |
|             | 所得段階Ⅲ(N=44)  | 9.1                               | 34.1                                         | 9.1                                              | 40.9                                 | 0.0         | 6.8                        |



## 第3章 第2期計画の評価と検証

第2期計画に基づいて進めてきた取組についての評価や課題について、第2章 東近江市の子ども・子育てを取り巻く現状を踏まえながら整理し、第4章で本計画の基本的な考え方を、第5章で施策の展開で取り組む具体的な子育て支援施策を示す。

### 基本目標1 子どもが健やかに育つ教育・保育の環境づくり

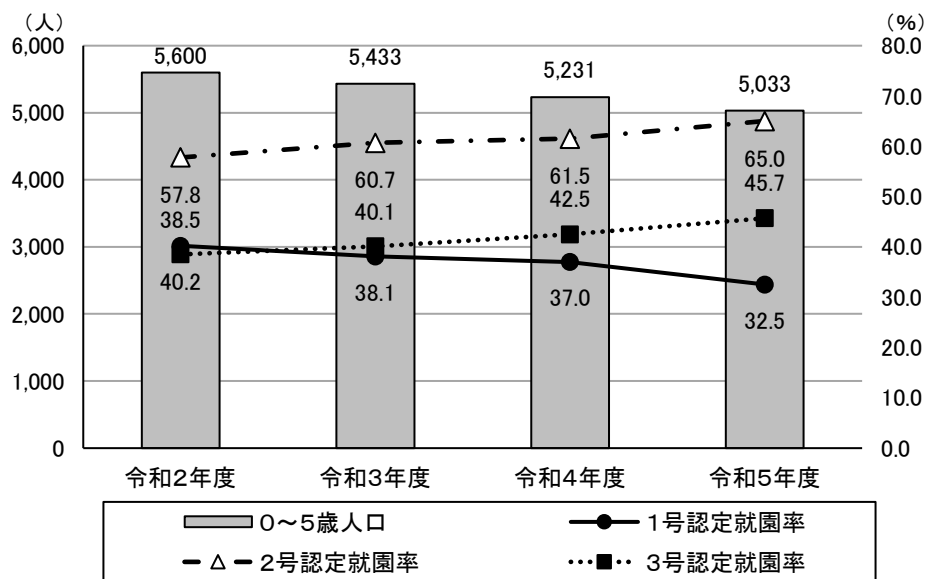
#### (1) 幼児期の教育・保育環境の充実

- ・教育・保育の無償化等の影響により施設利用のニーズが高まったことを受け、教育・保育施設の定員拡大に向けた施設改修、2号認定の定員見直し及び民間による新たな認定こども園の整備を行った。しかしながら、令和6年度現在でも、1号認定から2号認定への異動、3号認定の就園率上昇による保育ニーズの高まりにより、待機児童が発生している。
- ・幼児教育センター※が主体となり、市内の保育所、認定こども園等と連携しながら、保育力アップ研修及び支援員による園巡回指導を実施した。幼児課と学校教育課が協力し、幼児教育と学校教育の連携の強化に向けて、幼小中連携会議を開催した。
- ・東近江市幼児教育のあり方検討会を設置し、教育研究所及び学校教育課との連携の下、保育の質の向上につながる研修及び園への巡回指導を実施した。
- ・幼児課に保育アドバイザー※を配置し、保育の利用を希望・検討する保護者を対象に、就園及び育児休業からの復帰のタイミング、園選び等について、保護者の希望を基に、施設利用に関する情報提供及び助言を行った。
- ・施設と連携して一時保育の受皿の拡大を図り、令和6年度には全ての公立認定こども園において一時預かり保育を実施したほか、私立認定こども園、地域型保育施設等においても一時保育を実施した。また、病児保育については、ニーズを踏まえて、利用可能時間の拡大（午後6時まで）及び対象年齢の引上げ（小学2年生まで）を行うとともに、体調不良児対応型病児保育事業を開始した。

◇幼児期の教育・保育環境の充実に関連する取組状況

| 区分                 |                 | 平成27年度 | 令和元<br>(平成31)年度 | 令和6年度                 |
|--------------------|-----------------|--------|-----------------|-----------------------|
| 認定こども園数            |                 | 6箇所    | 15箇所            | 19箇所                  |
| 定員数                | 1号              | 3,390人 | 2,219人          | 1,848人                |
|                    | 2・3号            | 1,906人 | 2,668人          | 2,828人                |
| 待機児童数              | 0～2歳            | 30人    | 12人             | 6人                    |
|                    | 3～5歳            | 9人     | 4人              | 2人                    |
|                    | 計               | 39人    | 16人             | 8人                    |
| 一時預かり<br>1日当たり利用者数 | 幼稚園型<br>(預かり保育) | 8.3人／日 | 12.6人／日         | 73.0人／日<br>(※令和5年度実績) |
|                    | 幼稚園型以外          | 1.4人／日 | 9.0人／日          | 11.9人／日<br>(※令和5年度実績) |
| 病児保育実施箇所数          |                 | 0箇所    | 3箇所             | 3箇所                   |

◇認定別の就園率と0歳から5歳までの人口の推移



## (2) 放課後等の子どもの活動の場の充実

- ・市立コミュニティセンター等を活用した放課後等の活動については、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として大幅に縮小された。令和4年度から従来の規模で活動を再開しており、それぞれの地域の協力の下、学習、スポーツ及び文化活動が行われている。
- ・長期休暇中の子どもの居場所づくりに向けて、東近江市福祉センターハートピア（児童センター）において、通常の自由来館事業以外に、居場所づくり事業、サイエンス教室、陶芸教室等の各種事業に取り組んだ。また、令和6年度には能登川地区で1箇所、モデル的に実施した。
- ・市内には様々な居場所づくりの活動があるが、官民連携して居場所の充実に取り組む必要がある。
- ・学童保育における体制の充実に向けて放課後児童支援員\*研修を毎年5テーマで5回実施し、支援員のスキルアップを図るとともに、安心・安全な環境づくりに向けて必要な施設修繕等を実施した。
- ・学童保育のニーズ拡大を受けて、令和3年度には箕作こどもの家に、令和4年度には五個荘こどもの家に、それぞれ新たに1クラブを開設した。また、令和6年度には、能登川南小学校区において市内で初めての民間学童保育所の開設を支援するとともに、保育ニーズの高い夏季休業期間限定の学童保育所を初めて開設した。学童保育のニーズは今後も増加することが見込まれており、保育ニーズに合う期間限定の学童保育所の開設、民間学童保育所の誘致等を含めて、運営主体と調整を行い施設の確保に努める必要がある。また、令和6年9月には、市と運営主体により東近江市放課後児童支援員確保対策協議会を設立し、放課後児童支援員の確保に取り組んでいる。

## ◇放課後等の子どもの活動の場の充実に関連する取組状況

|            | 平成27年度 | 平成30年度 | 令和6年度 |
|------------|--------|--------|-------|
| 学童保育所設置箇所数 | 29箇所   | 34箇所   | 40箇所  |

## (3) 学校等における子どもの健やかな育ちへの支援

- ・地域に開かれた学校運営並びに学校、家庭及び地域の連携強化に向けて、ホームページ及び学校だよりを通じて学校運営について情報発信を行うとともに、全ての学校に地域学校協働本部※を設置し、学校支援ボランティア活動の充実及び地域との連携強化を図った。また、本市では現在一部学校でコミュニティ・スクール※（学校運営協議会制度）を導入しており、学校、家庭及び地域の連携を更に強化するため、引き続きコミュニティ・スクールの充実に向けた協議を進める必要がある。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大の影響等も想定されるが、不登校の児童生徒が増加傾向にあり、支援体制の充実に向けて、不登校、いじめ、人間関係等多様な悩みごとの電話及びメールでの相談窓口として学校問題サポートラインを設置し、周知するための啓発グッズを配布した。また、複雑化及び多様化する子どもの悩みに対応するため、子ども電話相談の窓口を設置し、子どもに寄り添った相談等の支援を行った。
- ・児童生徒の健全育成の推進に向け、学校において、保健師、警察官等外部講師による喫煙、飲酒及び薬物乱用防止教育を行った。

## ◇学校等における子どもの健やかな育ちへの支援に関連する取組状況

|                  | 平成27年度 | 平成30年度 | 令和6年度 |
|------------------|--------|--------|-------|
| 地域学校協働本部実施校数     | 17校    | 31校    | 31校   |
| 特別支援教育支援員※の配置人員数 | 49人    | 55人    | 79人   |

|                                               |
|-----------------------------------------------|
| <b>本計画で取り組むべき課題1: 教育・保育の充実と子どもの健やかな育ちへの支援</b> |
|-----------------------------------------------|

**ア 幼児期の教育・保育環境の充実****(ア) 女性の就業率約8割に対応する教育・保育の提供体制の整備**

女性の就業率の上昇に伴い、本市における3歳未満の乳幼児の保育施設の利用率が年々上昇している。

また、国が若年層の男女に行った調査結果では、女性自身（又は配偶者）から見たライフコースへの希望は、「妊娠出産のタイミングで退職し、その後再就職」という「再就職コース」より、キャリアを維持し子育てと両立する「両立コース」への希望が高くなっており、若い世代の希望の実現を後押しするためにも、就業率の高まりに合わせた乳幼児の受入体制の充実が重要である。

**(イ) 待機児童の解消と教育・保育人材の確保**

本市では、3歳未満の保育利用を中心に待機児童が発生しており、待機児童の解消及び施設における受入体制の充実に向けた保育士等の確保が重要である。また、保育士等が継続して就労できる環境づくりに取り組むとともに、引き続き経験豊かな保育士等による幼児期の質の高い教育・保育を提供していくことが必要である。

**(ウ) 多様な保育サービスの提供体制の充実**

幼稚園における預かり保育、病児保育等の事業について、ニーズの増加に応じた受入体制の充実を図るとともに、特に3歳未満の保育の充実に向けて、教育・保育施設と連携し、こども誰でも通園制度の実施体制の整備に取り組む必要がある。

**イ 放課後等の子どもの活動の場の充実****(ア) 学童保育所における支援体制の充実**

共働き家庭の増加に伴い、小学生児童数は減少傾向にある一方、学童保育を利用する児童の割合は年々増加傾向にある。今後も同様の傾向が続くと見込まれており、保育ニーズに合う期間限定の学童保育所の開設、民間学童保育所の誘致等を含めて、提供体制の充実が求められる。また、人材の確保及び育成に向けた支援員募集の周知及び支援員研修の充実が求められる。

**(イ) 放課後及び長期休業期間における居場所づくり**

放課後子ども教室、市立コミュニティセンター等における放課後活動について、地域住民、ボランティア等と連携し、ニーズの高まりに応じた取組の充実を図る必要がある。また、長期休業期間中の子どもの居場所づくりについて、東近江市福祉センター等で実施している事業のほか、多様な居場所づくりに向けて、地域住民及びボランティア、企業等とも連携した取組の充実が求められる。

**(ウ) 団体等と連携した第3の居場所づくり**

新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり地域のつながりが希薄化する中で、家及び学校以外に子どもが安心して過ごせる居場所である「第3の居場所づくり」が注目されている。国においても、令和5年12月にこどもの居場所づくりに関する指針が閣議決定され、同指針において市町村におけるこどもの居場所づくりの実態調査・把握、広報啓発活動、コーディネーターの配置等に係る支援を行うことが明記されている。様々な事情により家又は学校が必ずしも安心できる場所ではない子どものためにも、NPO（非営利活動団体）、ボランティア等とも連携し、子ども食堂、子ども用のフリースペース等、子どもが安心して過ごせる「第3の居場所」の充実に取り組むことが求められる。

**ウ 学校等における子どもの健やかな育ちへの支援****(ア) 学校と地域の連携の推進**

昨今の子どもを取り巻く環境変化に対応するため、学校、家庭及び地域が連携して地域ぐるみで子どもを育てることが重要である。そのためには、学校と地域の相互情報発信及び地域学校協働本部による学校と地域の協働体制の構築を推進し、学校と地域が子どもの健全育成について協議するコミュニティ・スクールの導入及び充実に取り組むことが求められる。

**(イ) 子どもの健康及び命を守る取組の推進**

喫煙、飲酒及び薬物乱用は、子どもの健康だけではなく、その後の発達・成長及び生活習慣にも悪影響を与えるため、危険性及び悪影響を子どもが理解し自らの健康を守ることができるようにすることが重要である。引き続き家庭及び学校と連携し、喫煙、飲酒及び薬物乱用の防止に向けた保健教育に取り組む。また、子どもの心の健康を保持し、複雑化及び多様化する悩みへの相談体制の充実に向けて、子ども専用の子ども電話相談の利活用に向けた周知に取り組む。学校におけるSOSの出し方に関する教育の充実、児童生徒が抱える様々な悩み及び不安の相談を受け付け、解決するための助言等を行うスクールカウンセラー\*の派遣充実等、子どもにとって身近な学校における体制の充実に求められる。

**(ロ) 不登校の児童生徒への支援**

文部科学省の調査によると、不登校の児童生徒は年々増加傾向にあり、令和4年度には全小学生の1.7パーセント、中学生の6.0パーセントが不登校の状態にあるとされている。本市でも、不登校児童生徒の増加傾向が見られ、保護者からの相談も増加している。市として、子どもオアシス（児童生徒成長支援室）、校内教育支援センター等を活用して、児童生徒の学びの場を更に充実させていく必要がある。

## 基本目標2 安心して産み健やかに育てられる環境づくり

### (1) 産前・産後からの切れ目のない支援の充実

- ・母子健康手帳交付時に妊婦全員と面接を行い、妊婦自らが健康管理を行えるよう個別指導を行った。
- ・妊婦及び胎児の健康増進に向けて、母子健康手帳交付時に全員に妊婦アンケートを行い、妊婦の喫煙及び飲酒の状況並びに家族の喫煙状況を確認し、喫煙等に関する指導を行った。
- ・マタニティ教室を開催し、妊娠中の過ごし方、出産（陣痛）時の対応及び産後の生活について、父母共に具体的にイメージし、不安の解消につなげられるよう取り組んだ。
- ・令和5年2月からの全国での出産・子育て応援給付金事業の開始に伴い、妊娠届出時、妊娠8箇月頃及び出産後のそれぞれのタイミングに保健師等による面談を行い、妊娠期からの伴走型相談支援に取り組んだ（※妊娠8箇月頃は本人の希望を基に主に子育てコンシェルジュ※が、住まいの近くの子育て支援センター、つどいの広場※等で実施）。
- ・令和3年度から産後ケア事業及び多胎児家庭へのサポーター派遣に取り組み、積極的に利用できるよう、母子健康手帳交付時、乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健診の場を通じて保護者に周知を行い、近年は利用者が増加している。
- ・妊産婦に治療の必要な疾病の早期発見及び早期治療を促し、安心して出産に臨める環境づくり及び子育て世代の経済的負担軽減を図るため、令和6年4月から妊産婦の医療費の自己負担金の一部を助成する妊産婦医療費助成事業を開始した。

#### ◇産前・産後からの切れ目のない支援の充実に関連する取組状況

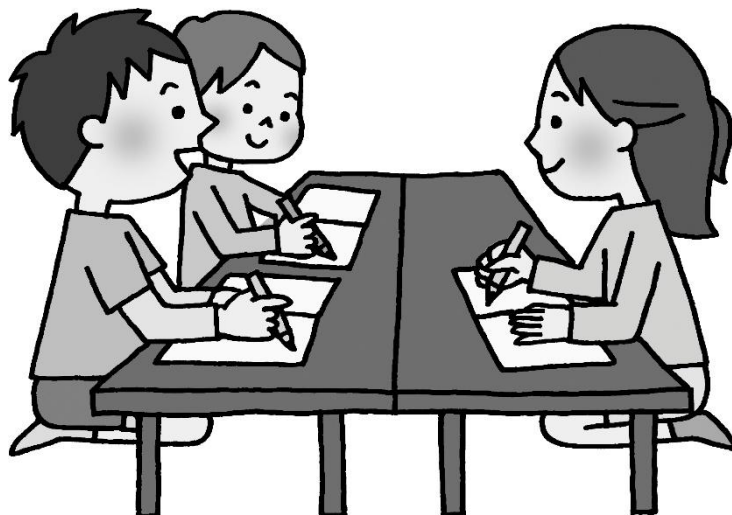
|                    |                 | 平成27年度         | 平成30年度         | 令和5年度          |
|--------------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 新生児訪問件数<br>(出生数)   |                 | 991件<br>(980人) | 889件<br>(887人) | 731件<br>(705人) |
| 東近江総合医療センター産婦人科医師数 |                 | 3人             | 4人             | 5人             |
| 乳幼児福祉医療費助成対象者数     | 就学前児童           | 6,333人         | 5,933人         | 5,491人         |
| 子ども医療費助成対象者数       | 小学1年生～<br>中学3年生 | 6,083人         | 9,134人         | 9,113人         |
| 見守りおむつ宅配便(延べ宅配件数)  |                 | 10,689件        | 10,295件        | 8,385件         |

## (2) 地域における子育て支援の充実

- ・子育ての互助ネットワークであるファミリー・サポート・センターについては、地域の事業所、市内の大学、赤ちゃん広場等に出向き、広報・啓発活動を強化した。依頼会員に比べ協力会員が少ない状況であるが、一部の難しい依頼及び急な依頼を除き、対応することができた。
- ・公立子育て支援センター、民間のつどいの広場、地域その他関係機関が連携を図り、親子交流事業、のびのび親子の教室、赤ちゃん広場、おはなし広場、絵本講座、サポーター養成講座等子育て世代を支援する講座及び活動を実施した。
- ・親子が絵本を通じて交流し、居場所として過ごせるよう、図書館でおひざでだっこのおはなし会を実施した。児童書の充実だけでなく、子育ての中で生じる様々な課題に応える本、親子が共に健やかで豊かな生活を送るために役立つ本等の多様な資料を収集・整備し提供した。また、図書館と幼児課が連携して子どもたちが毎日通う園の読書環境の整備支援を行い、保育士等を対象とした研修を実施したほか、保護者に向けて絵本講座を実施した。
- ・PTA、青少年育成市民会議等の団体及びボランティアと連携し、家庭の教育力向上のための各種講座をほぼ目標回数どおりに実施した（令和2年は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止、令和3年から順次再開、令和4年にはほぼ目標どおりに実施）。

## ◇ 地域における子育て支援の充実に関連する取組状況

|                      |       | 平成27年度 | 平成30年度 | 令和5年度 |
|----------------------|-------|--------|--------|-------|
| 地域子育て支援拠点事業設置箇所数     |       | 11箇所   | 12箇所   | 13箇所  |
| ファミリー・サポート・センター登録会員数 | 依頼会員数 | 282人   | 345人   | 431人  |
|                      | 協力会員数 | 118人   | 132人   | 118人  |
|                      | 両方会員数 | 26人    | 41人    | 39人   |





|                                          |
|------------------------------------------|
| <b>本計画で取り組むべき課題2：子育てと仕事のライフプラン実現への支援</b> |
|------------------------------------------|

**ア 子どもの誕生前からの切れ目のない支援の充実****(ア) 子どもの誕生前からの切れ目のない支援**

令和5年12月にこども家庭庁から示された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」では、「子どもの誕生前から幼児期までこそが、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良好な状態）の向上にとって最重要であり、子どもの心身の状況、子どもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、子どもの誕生前から幼児期までの育ちを等しく、切れ目なく支える必要がある」とされている。このビジョンに基づき子どもへの支援が推進されるよう、市内の関連部署及び教育・保育施設関係者と内容を共有し、誕生前から幼児期までの切れ目のない支援が必要である。

**(イ) 母子保健事業の推進**

引き続き母子手帳交付時における妊婦全員との面接を行い、食生活、喫煙、飲酒等の生活習慣の把握及び改善に向けた指導を行うとともに、妊婦自らが健康管理を行えるよう指導の充実が求められる。また、妊婦等の心身の状況及び置かれている環境その他の状況把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報や産後ケア事業等の各種支援事業を積極的に利用できるよう情報提供の充実が求められる。さらに、相談その他の援助を行うことが求められる。

**(ウ) 親育ち支援**

核家族化の進展及び地域のつながりの希薄化により子育てを身近に見る経験が少ない世代が親となるケースが増加する中、本市においては、妊産婦への相談業務及び産後ケア事業により保健師又は助産師から育児アドバイスを受ける体制整備に取り組んでいる。ニーズ調査からも「自分の育児に自信が持てない」「子どもの育て方、接し方がわからない」といった声が上がっていることから、子どもたちの成長のためには、保護者自身が子育てに自信と喜びを感じながら、子育てができるよう産後だけでなく子どもの成長に応じた親育ち支援することが求められる。

## イ ワーク・ライフ・バランス※の推進

### (ア) 男女共同参画※の推進とライフプラン実現への支援

国立社会保障・人口問題研究所が令和3年度に実施した調査では、女性自身（又は配偶者）のライフコースの希望は、妊娠・出産のタイミングで退職し、その後再就職という「再就職コース」より、キャリアを維持し子育てと両立する「両立コース」への希望が高くなっている。この価値観の変化は令和に入ってから顕著になったものであり、令和5年版「男女共同参画白書」では「未来を担う若い世代が、理想とする生き方、働き方を実現できる社会を作ることが、今後の男女共同参画の促進において重要である」とされており、固定的性別役割分担意識及び長時間労働の慣行を見直し、「男性は仕事、女性は家庭」の「昭和モデル」から、全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる「令和モデル型社会」に切り替える過渡期であると示された。

本市においても、3歳未満の子どもの就園率が上がっていること及びニーズ調査結果から見る育児休業の取得率が向上していることから、女性のライフコースとして、キャリアを維持し子育てと両立する「両立コース」を選択する人が増えていることが見受けられるとともに、男性についても、ニーズ調査結果から、以前に比べ育児参加が進んでいる状況が見受けられる。

価値観の多様化とともに、それぞれの家庭における希望も多様化しており、女性のキャリアの維持と子育ての両立及び男性の家事や子育てへの一層の参画を後押しするためにも、3歳未満の保育の受皿の拡大及び男性の家事育児能力の向上につながる取組の推進が求められる。

### (イ) 企業の子育てに関する理解の促進

ニーズ調査結果から見る育児休業の取得率は、女性で57.9パーセント、男性で12.1パーセントと大きな差がある状況であり、また、男性の約3割が育児休業を取得しなかった理由として「職場に育児休業の制度がなかった」と回答している。

企業と連携した男性の育児参加の促進については、国において「産後パパ育休（出生時育児休業）」の創設、男性の育児休業等の取得率並びに育児休業等及び育児目的休暇の取得率の公表の義務付け等、各種法整備が進められている。本市においても、子育て世代のワーク・ライフ・バランスを推進するため、市内事業所と連携し、男性の育児休業制度の整備及び育児休業の取得を地域全体で後押しし、男性が育児に参加しやすい環境を整備することが求められる。

## 基本目標3 全ての子育て家庭を支援する環境づくり

### (1) 障害のある子どもへの支援の充実

- ・乳幼児期からの切れ目ない相談支援体制の充実を図るとともに、児童発達支援センターの運営により、児童発達支援及び保育所等訪問支援に取り組んだ。また、児童相談支援事業の運営により、障害児福祉サービスの利用計画の作成を通して、包括的な支援を行った。
- ・特別支援教育のニーズの増加を受け、学校教育課に心理判定員\*と特別支援教育コーディネーター\*支援員を新たに配置した。心理判定員の配置により発達障害サポート事業相談件数の増加に対応している。
- ・子どもの困難さの背景に視野を広げることを狙いとして発達検査の実施及び保護者等に対する具体的な助言を行うとともに、特別支援教育の充実に向けて、特別支援教育コーディネーター研修及び特別支援学級担任研修を実施した。
- ・通常学級を含めた全ての学級で一人一人の発達に応じた支援、指導及び教育ができるよう、全ての教職員で行う特別支援教育を目指し、授業研究会及び研修会を実施した。
- ・発達支援センターでは、5歳児の保護者を対象とした学習会を実施し、就学前に保護者が抱く不安及び疑問に関する情報提供の場を設けるとともに、特別支援教育推進協議会において障害のある幼児及び児童生徒の適切な就学先等について助言を行う等、ニーズの増加及び多様化に対応できる体制を強化した。
- ・校園では就学前後における切れ目ない支援の推進に向けて、サポートファイルを活用した就学相談及び個別支援計画の作成を行った。

#### ◇ 障害のある子どもへの支援の充実に関連する取組状況

|                | 平成27年度 | 平成30年度 | 令和5年度  |
|----------------|--------|--------|--------|
| 発達相談・教育相談の件数   | 2,020件 | 1,732件 | 1,616件 |
| 発達障害サポート事業相談件数 | 216件   | 319件   | 425件   |

### (2) 子育てに困難を抱える家庭への支援の充実

- ・生活困窮に陥りやすいひとり親世帯への相談支援の充実に向けて、令和5年度から母子・父子自立支援員を1人から2人に増員し、相談体制の強化を図った。また、生活習慣及び学習面で悩みを抱えるひとり親家庭並びに養育に不安を抱える家庭の子どもに対し、学習支援だけでなく話し相手及び相談相手となる子どもの生活及び学習支援員（ホームフレンド\*）を派遣し、子ども本人への直接支援を行った。
- ・不登校児童生徒の増加を受け、令和6年度から教室に入りづらい児童生徒の居場所となる校内教育支援センターの設置に取り組んだ。また、不登校児童生徒の学びの新たな選択肢として広まりつつあるフリースクール等民間施設\*について、保護者の経済的負担を軽減することで児童生徒が自らに合った学びの場を選択することができるよう、保護者に対して一定の額を補助する事業を開始するなど、不登校児童生徒及びその家族を支える体制の充実を図った。

- ・外国にルーツのある子どもの増加を受けて、令和5年度からベトナム語相談支援員を1人増員し、支援相談員6人が日本語指導を必要とする児童生徒の日本語指導、学習指導、生活指導等に係る支援及び保護者との懇談、相談、連絡等の支援を行い、子ども及び家族の不安の軽減並びに生活の安定を図った。また、翻訳機を活用して、学校を含む教育施設及び保育施設における支援体制の強化に取り組んだ。
- ・外国人住民への情報発信の強化に向けて、令和3年3月号から広報ひがしおうみの10言語によるデジタル配信を開始した。
- ・子育て支援センターでは、相談支援及び情報提供・啓発について、安心して相談支援ができる環境づくりの推進を図った。

## ◇ 子育てに困難を抱える家庭への支援の充実に関連する取組状況

|                            |         | 平成27年度 | 平成30年度 | 令和5年度 |
|----------------------------|---------|--------|--------|-------|
| 児童扶養手当受給者数                 |         | 816人   | 737人   | 667人  |
| 自立支援プログラムの策定件数             |         | 22件    | 15件    | 14件   |
| 子育てコンシェルジュ配置箇所数            |         | 4箇所    | 6箇所    | 6箇所   |
| 外国にルーツのある子どもの日本語指導員巡回校数・園数 | 小中学校    | 19校    | 18校※   | 23校※  |
|                            | 認定こども園等 | 10箇所   | 14箇所※  | 15箇所※ |

※対象となる子どものいる小学校、中学校及び園全てに派遣

## (3) 子育て不安及び負担の軽減と児童虐待防止対策の充実

- ・子育て支援及び児童虐待対応が必要な家庭に対して、子ども家庭支援員による電話相談及び訪問支援を行い、要保護児童対策地域協議会をはじめ、保育所、学校等の関係機関と連携し、養育環境の安定を図った。また、妊娠期から子育て期まで切れ目なく児童虐待への予防的な対応及び個々の家庭に応じた相談支援を行うために、令和6年度から母子保健及び児童福祉機能を一体的に提供することを目的としたこども家庭センターを設置した。
- ・育児疲れ、育児不安等を抱える保護者に対して、レスパイト※目的を含めたショートステイの提供体制の充実に努め、ショートステイの委託先を2箇所追加して確保した。
- ・児童虐待未然防止及び早期発見に向けた啓発として、オレンジリボン運動※、大型紙芝居（5歳児対象）及びCAPプログラム※（小学3年生対象）を実施した。また、東近江スマイルネットの行政情報番組で、児童虐待防止だけでなくヤングケアラー※についても市民向けに周知及び啓発を行った。

## ◇ 子育て不安及び負担の軽減と児童虐待防止対策の充実に関連する取組状況

|                    | 平成27年度 | 平成30年度 | 令和5年度 |
|--------------------|--------|--------|-------|
| ショートステイの受入実績(延べ人数) | 14人    | 32人    | 81人   |
| 児童虐待相談対応件数         | 306件   | 521件   | 582件  |

|                                                             |
|-------------------------------------------------------------|
| <b>本計画で取り組むべき課題3：全ての家庭が安心できるインクルーシブ<sup>*</sup>な支援体制の整備</b> |
|-------------------------------------------------------------|

**ア 子どもの未来応援施策の推進****(ア) 子育ての不安及び負担の解消**

ひとり親、生活困窮、障害等の困難を抱えた世帯、未就園児の保護者等は孤立しやすい状況にあり、育児の不安及び負担を抱え込んだ結果、うつ病等の精神疾患の発症又は児童虐待等の深刻な状況に陥りやすくなる。

本市においては、保護者の孤立防止だけでなく、レスパイトも視野に入れ、身近な地域にあるつどいの広場（地域子育て支援拠点事業）の充実、多胎児家庭へのサポーター派遣並びに一時預かり及びショートステイの供給体制の整備を行ってきた。また、子ども自身がいじめ、誘拐、児童虐待、痴漢、性暴力等の様々な権利侵害から自分を守るための教育プログラムであるCAPプログラムを実施し、児童虐待を未然に防止する取組を行ってきた。

今後は、子育てに関する事業を充実させるだけでなく、関係機関が連携を密にして、支援が必要な家庭及び児童に早期に関わり、児童虐待を未然に防止する体制を強化することが重要となる。このようなことを踏まえ、本市では令和6年度からこども家庭センターを設置した。また、今後は重層的支援体制整備事業<sup>\*</sup>に定められた多機関協働による支援を本格稼働させ、支援家庭に対してアウトリーチ<sup>\*</sup>を通じた伴走型の継続支援体制の充実が求められる。

**(イ) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進**

子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があり、地域及び社会全体で解決すべき課題であるという認識の下、関係機関と連携しながら保護者の就労支援、生活支援、経済的支援及び子どもの学習支援を進め、貧困の連鎖を断ち切る必要がある。

また、保護者の所得及び経済状況が子どもの学力及び体験の機会に影響を与える等、教育における格差の問題が指摘されており、本市のニーズ調査でも、所得段階Ⅲの層では約5割の人が学習塾への通塾又は家族旅行について「経済的にできない」と回答している。本市においても、ひとり親世帯の子どもの学力及び体験の格差の縮小に向けて、子どもの学習支援、養育費の適正な確保に向けた支援、社会福祉協議会<sup>\*</sup>等と連携したフードバンク<sup>\*</sup>等の支援に取り組んでいる。引き続き、全ての子どもが家庭の経済状況にかかわらず、能力及可能性を最大限に伸ばし、夢及び目標への挑戦ができるように支援体制の充実が求められる。

**(ウ) ひとり親が抱える困難への対応**

日本全体におけるひとり親の就業率は8割以上であるが、雇用形態別で見ると、父子家庭で約1割、母子家庭では約5割が非正規雇用となっている。また、母子家庭の約4分の3は養育費を受け取っておらず、経済的困難を抱えやすい状況となっており、ひとり親世帯の相対的貧困<sup>※</sup>率は約5割に上る。

本市のニーズ調査結果を見ると、父親の就労収入が無いひとり親世帯において所得段階Ⅲに該当する割合が高くなっている。ひとり親世帯が抱える様々な課題及び困難に対応するため、児童扶養手当の支給等による経済的支援のほか、各家庭の状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組むことが重要である。

**(エ) こども家庭センターにおける切れ目のない相談支援の推進**

令和6年度からこども家庭センターを設置し、母子保健及び児童福祉機能を一体的に提供することで、妊娠期から子育て期まで継続的に相談支援を行う体制を整備した。同センターの役割の一つとして、妊娠期及び産後に子育てに不安及び困難を抱える家庭に対し早期に相談等の支援を行い、児童虐待の未然防止につなげていくことが重要である。また、母子保健事業を通じて養育困難なリスクの高い家庭を把握し、母子保健及び児童福祉の専門性をいかした合同ケース会議によるアセスメント<sup>※</sup>とともに、子ども及び保護者を主体としたサポートプランの作成により適切な支援の充実を図ることが必要である。



## イ インクルーシブな支援体制の整備

### (ア) 学校における支援体制の充実

障害のある児童生徒の一人一人が、学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することで自立に向けて最適な環境で学ぶことができるよう、発達支援センター等の専門機関と連携し、個別の教育支援計画の作成及び環境調整を推進するとともに、通級指導教室及び特別支援学級における指導の充実に努めてきた。また、インクルーシブ教育の実践に向けて、全ての教職員で行う特別支援教育を目標に、通常の学級を含めた全ての学級で一人一人の発達に応じた支援・指導・教育ができるよう、引き続き授業研究会及び研修会の実施に取り組むとともに、障害のある子どもの困難を軽減するための合理的配慮<sup>\*</sup>の提供が求められる。

### (イ) 障害の早期発見及び早期支援の推進

知的に遅れの目立たない発達障害は家庭生活では気づかれにくく、集団生活の場である教育・保育施設、学校等で気づかれることも多い。早い段階で保護者及び周りの人に本人の適切な理解及び支援を促し、子どもの健やかな成長・発達を促す環境を設定することで、保護者が見通しをもって安心して子育てに向き合うことができる。加えて、子どもの精神的な安定につながり、発達障害の二次障害を防ぐことにもなる。そのため、教育・保育施設、学校等と連携し、必要に応じて相談機関及び医療機関への受診勧奨に取り組むことが求められる。

### (ウ) 専門施設及び療育機関との連携の向上

就学前の教育・保育施設において障害のある子どもが適切に支援を受けられるよう、専門知識を持った支援者が教育・保育施設を巡回し、環境調整及び具体的な支援方法について助言を行っている。また、就学から卒業後までライフステージにおいて切れ目のない支援が推進できるよう、児童発達支援センターめだかの学校、民間の療育機関、医療機関及び学校を含めた教育・保育施設との連携の一層の向上を図り、子どもが地域で安心して生活し、成長することができる体制の充実が求められる。

### (エ) 外国にルーツのある子どもの増加と学習・生活面での支援

本市の住民基本台帳人口によると、0歳から14歳までの人口に占める外国籍人口の割合は平成26年度の2.39パーセントから令和6年度の3.72パーセントと10年間にかけて、約1.56倍に増加しており、外国にルーツのある子どもが増加傾向にある。日本語理解又は日本文化理解の不十分さから、「学習が分からない」「コミュニケーションがうまく取れず友達とトラブルになる」等の悩み及び不安をうまく伝えることができず、困り感を抱えながら学校生活を過ごしている子どもへの対応が必要である。日本での生活に適応するため、日本語相談支援員を中心に日本語指導が必要な児童生徒への学習指導、生活指導等に係る補助及び保護者との懇談、相談、連絡等の補助を行い、外国にルーツのある子どもの学習及び生活環境の安定に向けた支援が求められる。

## 基本目標4 社会全体で子育てする環境づくり

---

### (1) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・共働き世帯が増える中、父と母が協力して子育てができるよう、広報ひがしおうみ及び東近江スマイルネットを活用した情報発信並びに啓発を推進するとともに、男女共同参画推進員による出前講座及び街頭啓発を実施した。また、父親を対象にした絵本の読み聞かせ講座等を実施し、父親同士の輪が広がるよう支援した。
- ・令和5年度に実施したニーズ調査では、平成30年度に実施した調査と比べ、父親の育児休業について「取得した」と回答した人が増加するとともに、固定的性別役割分担に共感しない人の割合が増える等、男女共同参画意識の高まりが見受けられた。
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む市内事業所の増加に向けて、毎年7月から9月までの期間に実施する事業所訪問時に長時間労働の是正、育児休業の取得促進等を含めた労働環境の改善及び向上に向けた呼びかけを実施した。また、関係団体との連携により、事業所を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する研修会を開催した。

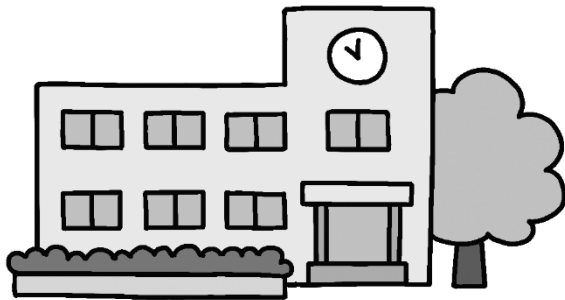
### (2) 交流・体験の機会創出

- ・市内の公園、教育施設、保育施設及び小学校において、子どもが安全に安心して遊ぶことができるよう、遊具点検を行い、修繕又は撤去を行った。
- ・子どもの多様な体験活動の充実に向けて、令和6年度には市内の認定こども園等、17箇所では里山保育を実施し、地域にある自然をいかした体験活動を実施した。
- ・博物館、埋蔵文化財センター、河辺いきものの森、布引の森等、様々な施設及び資源を活用し、学びの場の提供を図るとともに、民具体験イベント、昔の暮らし体験会、プログラミング体験等、多様なイベントを企画及び開催し、郷土の自然、歴史及び文化と触れ合う機会の充実を図った。
- ・スポーツを通じた子どもの健全育成及び居場所づくりの推進に向けて、スポーツ施設及び学校体育施設を広く開放し、市民が気軽にスポーツができる環境の充実を図った。また、スポーツ少年団、スポーツ推進委員及び総合型地域スポーツクラブと連携し、子どもがスポーツ活動に参加するきっかけづくりを行い、指導者の確保とスキルアップに関する支援を行った。



### (3) 安心・安全な地域環境づくり

- ・就学前の教育施設及び保育施設並びに学校における安全管理対策として、駐車場、出入口等に設置された防犯カメラの点検を行うとともに、施設改修のタイミングと合わせて防犯カメラを増設する等、体制を強化した。
- ・就学前の教育施設及び保育施設と連携し、施設の安全確保及びけがへの応急処置に関する研修、また、食に関する危機管理対策として食物アレルギー及びアナフィラキシー※症状が現れた際の救急治療等に関する研修を実施した。
- ・交通安全の推進に向けて、就学前の教育施設及び保育施設ではカンガルークラブの活動を通して交通ルールを学ぶ機会を設けたほか、小中学校と連携し、交通安全教室及び自転車利用の児童生徒に対するヘルメット着用の呼び掛けを行った。
- ・インターネット及びSNS※を通じた児童生徒のトラブル並びに犯罪被害の防止に向けて、市立小中学校で情報モラル教室、防犯教室等を実施するとともに、スマートフォンの利用状況調査の結果を開示し、保護者に「インターネットと子育て」のリーフレットを配布して啓発を行った。



## 本計画で取り組むべき課題4：地域社会と連携した子育て支援の推進

### ア 子どもの育ちを支える環境づくり

#### (ア) 「子どもの権利」に関する啓発等の推進

こども基本法では、年齢等にかかわらず全ての子どもの尊厳及び様々な権利が保障される社会づくりについて、社会全体で行う責任があると規定されている。本市においても、全ての子どもは大切にされ、人権が守られ、差別されない権利があることを筆頭に、こども基本法に掲げられた理念に基づいた政策を推進すること、また、子育て世帯も、そうではない世帯も一体となって、子どもの幸福な生活を担保する地域づくりを推進することが求められる。

#### (イ) 子育て支援ネットワークづくり

本市では、子ども食堂等、市民の有志によって様々な子育て支援が推進されている。また、ファミリー・サポート・センターによる市民の互助活動についても依頼会員が増加している状況があり、地域住民の協力による子育て支援ネットワークの一層の充実、市内事業所等とも連携した協力会員の確保並びに民生委員児童委員<sup>※</sup>等と連携した見守り及び相談支援の推進が求められる。

#### (ウ) 情報提供体制の充実

本市では多言語による情報発信を含め、情報提供体制の充実を図ってきたが、ニーズ調査結果を見ると、市の子育て支援に関するサービス及び情報が十分に届いていない状況が一部うかがえる。子育て世帯に有益な情報が届けられるよう、SNSを通じた情報発信の充実、アプリを活用したプッシュ通知<sup>※</sup>の導入等が求められる。



## イ 交流・体験の機会創出

### (ア) 子どもがのびのびと遊べる環境の確保

ニーズ調査結果を見ると、「子どもが安心して遊べる場所づくり」に関するニーズが非常に高くなっている。子育て中の保護者の交流の促進並びに子どもの心身の健康の保持及び増進のためにも、安心して遊べる環境の確保は重要であり、つどいの広場等の就学前児童の遊び及び交流環境の充実に取り組むとともに、小中高生も活用できる居場所の充実が求められる。

### (イ) 子どもの社会性及び思いやりを育む多様な交流・体験の場の充実

本市では、つどいの広場における交流及び子育て支援事業の実施並びに博物館等の施設を活用した文化、スポーツ、レクリエーション活動等により、子どもの多様な交流及び体験の場の充実に取り組んでいる。引き続き、地域の資源を有効に活用し、地域全体で豊かな育ち及び学びの場となる機会を提供することが必要である。

### (ウ) 子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動について、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第2条では「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と規定されている。

子どもと本との出会いを生み出し、読書環境を整え読書活動を活性化することが、個々の子どもが豊かな人間性及び生きる力を身に付けていくための一助となると考え、ブックスタート事業をはじめ、ボランティア等と連携した乳幼児への絵本の読み聞かせ及び就学後の読書習慣の定着に向けた取組の推進が求められる。

## ウ 安心・安全な環境づくり

### (ア) SNS等を介した犯罪被害の防止

NTTドコモモバイル社会研究所が行った調査によると、令和5年度の小学生高学年のスマートフォン所有率は4割を超えた。スマートフォンのアプリは子どもの学習支援及び健康管理に活用できるメリットがある一方、使い方によってはSNSを通じたいじめ及び犯罪被害につながるリスクを含んでいる。本市においても、引き続き学校と連携し情報モラル教室、防犯教室等を実施することにより、SNSを通じたトラブル防止及びスマートフォンへの依存を防ぐための指導並びに啓発に取り組むことが求められる。

### (イ) 登下校（登降園）等の安全確保及び安全教育の推進

関連機関とも連携し、交通安全教室を引き続き実施することで児童の安全意識の向上を図るとともに、地域のボランティア等と連携した登下校時の見守り活動を継続的に実施する必要がある。また、通学路等安全推進連絡会の構成員である教育委員会、こども未来部、警察及び道路管理者は、引き続き合同点検をはじめ、危険箇所を確認して安全対策の改善及び充実を図る必要がある。

## 第4章 計画の基本的な考え方

### Ⅰ 基本理念—目指すまちの姿—

本市では、第1期計画において「持ち寄って 分け合って つながって 育ち合うまち 東近江」を基本理念に掲げ、子ども・子育て支援を展開してきた。

続く第2期計画では、第1期計画の基本理念を踏まえながら、本市の有する水と緑の豊かな自然及び悠久の歴史・文化を最大限にいかし、あわせて、個性豊かなまちに暮らす魅力あふれる人々の創意工夫・相互協力による「うるおいとにぎわい」の中で、子ども一人一人が元気に明るく、いきいきと輝くことのできるまちを目指すという方針の下、「うるおいとにぎわいが育む 子どもが未来に輝くまち 東近江市」を基本理念として掲げ、市内の人材、施設等の資源を最大限活用しながら、子ども・子育て支援の充実に取り組んできた。

本計画では、第2期計画の理念及び目標は普遍的なものとして踏襲しながら、子ども・子育て支援法及び児童福祉法の改正並びにこども基本法の施行を踏まえ、子どもの最善の利益が保証される社会の実現を目指し、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業等の提供に取り組むとともに、地域と連携し子ども及び子育て世帯を支える体制の充実を図るものとする。



### 第3期計画 基本理念

**うるおいとにぎわいが育む  
子どもが未来に輝くまち 東近江市**

## 2 東近江市の子ども・子育て支援の視点と施策の体系

本計画では、基本理念の実現及び課題解決に向けて、第1期計画及び第2期計画で示した三つの視点のもと、ニーズに即した事業を推進する。

### (1) 東近江市の子ども・子育て支援の視点

第1期計画及び第2期計画では、子ども・子育て支援について、「子どもの最善の利益」が実現される東近江市を目指すことを基本に、子どもの成長にとって大切なこととして、「子ども・家庭・地域」の三つの視点のもと、各事業を推進してきた。

本計画においてもこの三つの視点のもと、具体的な事業を推進する。

子ども・子育て支援の「視点」(子どもの成長にとって大切なこと)

|     |                           |
|-----|---------------------------|
| 子ども | 「子どもが健やかにたくましく育つ視点」       |
| 家庭  | 「家庭教育※の充実及び安心して子育てができる視点」 |
| 地域  | 「地域とつながることができる視点」         |

### (2) 施策の体系

子ども・子育て支援事業 基本目標は、第3章でまとめた四つの課題を解決するために達成すべき目標として第1期計画の目標を引き継ぎつつ、四つの基本目標を掲げ、施策の方向性等を定めた上で、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

第6章では、本計画期間における幼児期の教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の実施方針として、提供区域及び各事業の量の見込みと確保方策並びにその実施時期を定め、子ども・子育て支援の主となる事業として推進する。

### (3) 重点施策

未来を担う子どもの育成及び「子どもの最善の利益」の実現に向けて、特に重要かつ緊急に取り組むべき施策を重点施策と定め、次の六つの施策について本計画期間において戦略的に取り組む。

- ア 幼児教育・保育の充実
- イ 児童虐待の防止と孤独・孤立対策の推進
- ウ 貧困・ひとり親家庭等への支援の推進
- エ こども家庭センターを中心とした児童虐待予防のための支援の推進
- オ 障害児支援の推進
- カ 外国にルーツのある家庭への支援の推進

## ◆施策体系図

## 基本理念 うるおいとにぎわいが育む 子どもが未来に輝くまち 東近江市

| 施策の展開（第5章）                     |                                   |                         |                                            | 第6章              |
|--------------------------------|-----------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------|------------------|
| 基本目標                           | 課題                                | 施策の方向性                  | 主要施策                                       |                  |
| 基本目標1<br>子どもが健やかに育つ教育・保育の環境づくり | 課題1<br>教育・保育の充実と子どもの健やかな育ちへの支援    | 1 幼児期の教育・保育の充実          | 幼児教育・保育の充実 ◆                               | ア、イ、ク-1、2<br>ケ、ソ |
|                                |                                   | 2 放課後等の子どもの活動の場の充実      | (1)多様な放課後活動等の推進<br>(2)学童保育所の充実             | ウ                |
|                                |                                   | 3 学校等における子どもの健やかな育ちへの支援 | (1)学校・家庭・地域の連携強化                           |                  |
|                                |                                   |                         | (2)学校と連携した相談等支援の推進<br>(3)子どもの健全育成の推進       |                  |
| 基本目標2<br>安心して子どもを産み育てられる環境づくり  | 課題2<br>子育てと仕事のライフプラン実現への支援        | 1 子どもの誕生前からの切れ目のない支援の充実 | (1)妊娠・出産に関する支援の推進                          | ア、サ              |
|                                |                                   |                         | (2)母子の健康への支援と医療機関等との連携                     | オ、セ              |
|                                |                                   |                         | (3)子育て家庭の経済的基盤の安定                          |                  |
|                                |                                   |                         | (4)親と子どもの共育ちの支援                            | カー5              |
| 基本目標3<br>全ての子育て家庭を支援する環境づくり    | 課題3<br>全ての家庭が安心できるインクルーシブな支援体制の整備 | 1 子どもの未来応援施策の推進         | (1)児童虐待の防止と孤独・孤立対策の推進 ◆                    |                  |
|                                |                                   |                         | (2)貧困・ひとり親家庭等への支援の推進 ◆                     | シ                |
|                                |                                   |                         | (3)こども家庭センターを中心とした児童虐待予防のための支援の推進 ◆        | ア、エ、カー1、2、3、4、5  |
|                                |                                   | 2 インクルーシブな支援体制の整備       | (1)障害児支援の推進 ◆<br>(2)外国にルーツのある家庭への支援の推進 ◆   | ス                |
| 基本目標4<br>社会全体で子育てする環境づくり       | 課題4<br>地域社会と連携した子育て支援の推進          | 1 子どもの育ちを支える環境づくり       | (1)子どもの権利を守る取組の推進<br>(2)子育て支援ネットワークづくり     | コ                |
|                                |                                   |                         |                                            |                  |
|                                |                                   | 2 交流・体験の機会創出            | (1)子どもの交流の場づくり・遊び場づくり<br>(2)子どもの体験活動の充実    | ア、キ              |
|                                |                                   |                         |                                            |                  |
|                                |                                   | 3 安心・安全な環境づくり           | (1)子どもを犯罪被害から守る取組の推進<br>(2)地域における安心・安全への取組 |                  |
|                                |                                   |                         |                                            |                  |

## ◆…重点施策

| 第6章事業                     |                                           |
|---------------------------|-------------------------------------------|
| ア 利用者支援事業                 | キ 地域子育て支援拠点事業                             |
| イ 時間外保育事業〔延長保育事業〕         | ク-1 一時預かり事業・幼稚園型〔預かり保育〕                   |
| ウ 放課後児童健全育成事業〔学童保育所〕      | ク-2 一時預かり事業・幼稚園型以外                        |
| エ 子育て短期支援事業〔ショートステイ〕      | ケ 病児・病後児保育事業                              |
| オ 乳児家庭全戸訪問事業              | コ 子育て援助活動支援事業〔ファミリー・サポート・センター事業〕          |
| カー1 養育支援訪問事業              | サ 妊婦健康診査事業                                |
| カー2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業※ | シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業                        |
| カー3 子育て世帯訪問支援事業           | ス 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業              |
| カー4 児童育成支援拠点事業            | セ 産後ケア事業                                  |
| カー5 親子関係形成支援事業            | ソ 乳児等通園支援事業（令和7年度限り）（こども誰でも通園制度）（令和8年度以降） |

## 第5章 施策の展開

### 東近江市ならではの子育て支援施策の展開

第5章施策の展開で取り組む具体的な取組の中で、東近江市ならではの子育て支援施策を以下のとおり示す。

#### 基本目標1 子どもが健やかに育つ教育・保育の環境づくり

- ・保育の量の確保と幼児教育センターによる保育の質の向上 P. 59①
- ・多様な保育ニーズに応える体制の充実 P. 60③
- ・地域が育む子どもの交流の場づくり・遊び場づくり P. 61④、P. 84⑥

#### 基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

- ・妊産婦の医療費助成の推進・乳幼児から高校生世代までの子どもの医療費の助成 P. 67③、P. 69②
- ・乳児おむつ等支給事業（見守りおむつ宅配便）による産後育児不安の解消 P. 68⑥
- ・図書館活動を活用した親育ちの促進 P. 70②
- ・家庭の教育力向上に向けた学習機会と情報の提供 P. 70③

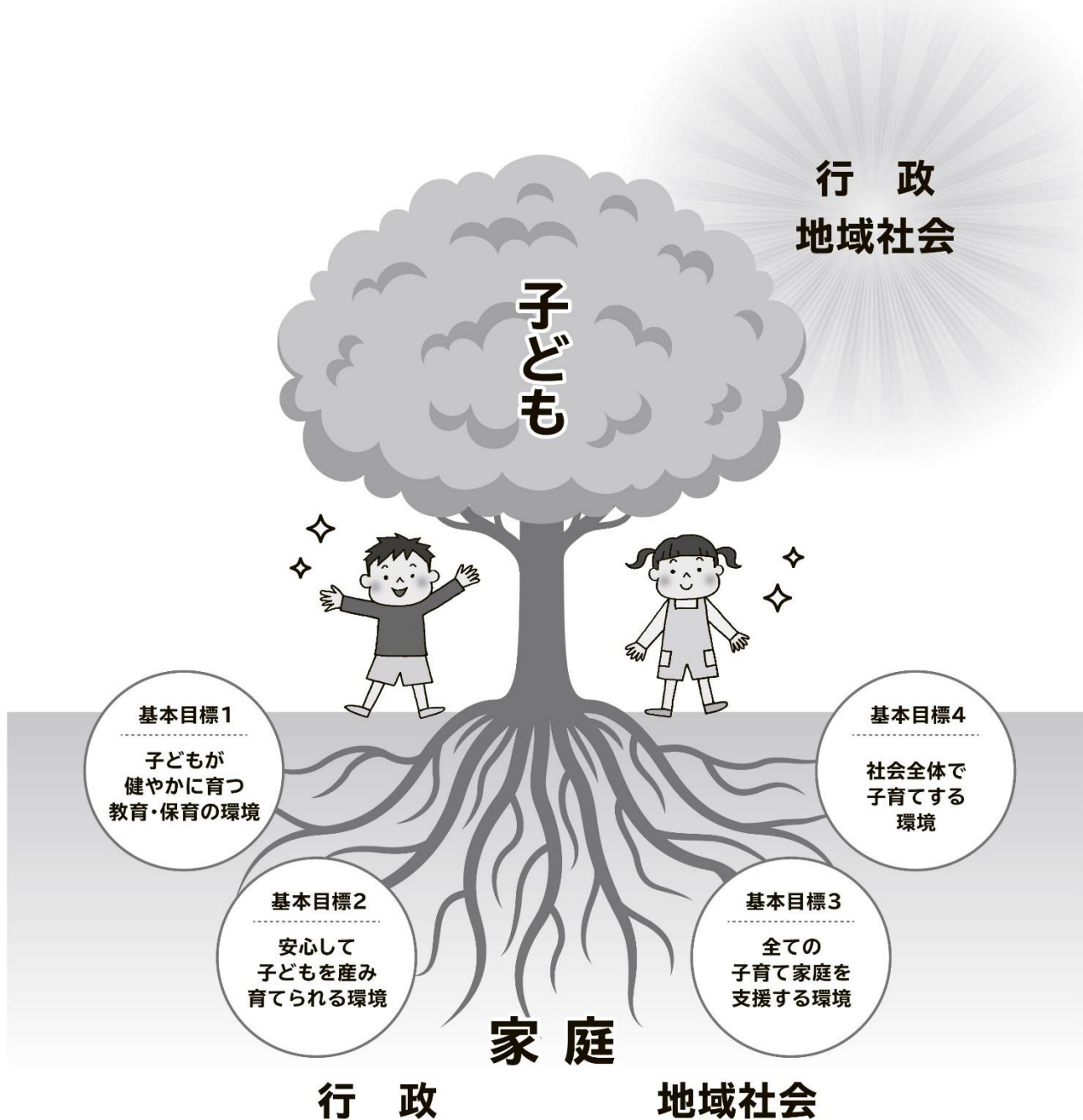
#### 基本目標3 全ての子育て家庭を支援する環境づくり

- ・学校や家以外の子どもの居場所支援（児童育成支援拠点事業） P. 74⑤
- ・校内教育支援センター及び子どもオアシス（児童生徒成長支援室）による不登校児童生徒への支援 P. 74⑥
- ・こども家庭センターを中心とした妊娠期からの切れ目ないアウトリーチを含めた相談支援の実施 P. 76①
- ・障害の早期発見及び早期支援の推進と児童発達支援センター事業を中核とした障害児支援体制の整備 P. 78②
- ・外国にルーツのある子どもへの日本語指導及び生活指導 P. 80③

#### 基本目標4 社会全体で子育てする環境づくり

- ・ファミリー・サポート・センター事業による助け合いの子育て支援 P. 82①
- ・気軽に赤ちゃんとお出かけができる環境整備のための赤ちゃんの駅設置 P. 82④
- ・子育て中の保護者及びその子どもが気軽に集えるつどいの広場の充実 P. 84②
- ・子どもへの絵本の読み語りの推進 P. 84⑤
- ・地域が育む子どもの交流の場づくり・遊び場づくり P. 61④、P. 84⑥

## 東近江市のウェルビーイング※な子どもを育むイメージ (※身体的・精神的・社会的に良好な状態)



子どもを木に、家庭を大地に例えると、大木に育つためには、栄養豊かな大地にしっかりと根を張ることが必要である。行政及び地域社会は、大地を豊かにするとともに、木を照らし、木の成長を助ける役割を担う。本計画の取組による栄養分が根から枝葉まで届くことで、ウェルビーイングな子どもを育む。



基本目標ごとに定めた施策の方向性及び主要施策の下、それぞれの課題、事業の方向性及び各事業を整理し、本計画の基本目標を達成するために推進する内容を示す。

## 基本目標Ⅰ 子どもが健やかに育つ教育・保育の環境づくり

### Ⅰ-Ⅰ 幼児期の教育・保育の充実

#### 幼児教育・保育の充実【重点施策】

##### 現状・課題

- ・0歳児から2歳児までの保育ニーズが増加しており、待機児童が発生している。
- ・家庭の在り方が多様化し、保育所等との連絡が円滑に取れないことが多くなっている。
- ・保育ニーズに対応するには保育士の確保が重要となるが、市内の教育・保育施設を対象に行ったヒアリング調査の結果では、施設運営上の課題として「職員の確保が難しい」と回答した施設の割合が7割に達している。
- ・長期休業中の預かり保育、延長保育、病児保育（病児、病後児、体調不良児対応型）、障害児保育、外国にルーツのある家庭の子どもの保育等、多様な保育ニーズに応えるための体制の充実に取り組む必要がある。
- ・保育所等に行ったヒアリング調査の結果では、教育・保育の質の向上に向けて必要なこととして、事務作業の効率化が挙げられる。

##### 取組の方向性

0歳児から2歳児までの保育の受皿の拡大に向けた取組を推進するとともに、多様な保育ニーズに応えるための体制の充実に努める。また、「自分が好き 友達が好き みんな大好き キラリと輝く東近江の子」を目指した幼児教育・保育を推進するために資質の向上、人材の確保・定着及び事務の効率化に向けた取組を行う。

##### 具体的な取組

|    |                                                                                                                                                                |     |              |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------|
| ①  | 保育の量の確保と幼児教育センターによる保育の質の向上                                                                                                                                     | 担当課 | 幼児課<br>幼児施設課 |
| 内容 | 0歳児から2歳児までの保育の受皿を確保するため、地域の保育需要等を見定め、既存施設の改修を検討し、入所受入枠の確保に努める。また、保育の質の向上に向けて、東近江市幼児教育のあり方検討会及び幼児教育センターが主体となり、市内の保育所、認定こども園等と連携しながら、保育力アップ研修及び指導員による園巡回指導を実施する。 |     |              |
| ②  | 保育アドバイザーによる相談支援                                                                                                                                                | 担当課 | 幼児課          |
| 内容 | 幼児課に保育アドバイザーを配置し、施設及びサービスの利用について相談支援を行う。また、必要に応じて、関係機関との情報共有により、相談支援を充実する。                                                                                     |     |              |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                            |     |     |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| ③  | 多様な保育ニーズに応える体制の充実【新規】                                                                                                                                                                                                                                                      | 担当課 | 幼児課 |
| 内容 | 幼稚園における預かり保育、病児保育等の事業について、ニーズの増加に応じた受入体制の充実を図るとともに、障害児を受け入れるための加配保育士を配置する際の人件費を助成する。また、就労状況に関係なく一定時間保育が利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、保育所等と連携して協議を行い、令和8年度から本市ならではの事業が円滑に実施できるよう準備を進める。さらに、外国にルーツのある家庭と各施設のコミュニケーション支援の充実に向けて、認定こども園等に対し日本語指導員による巡回指導を実施するとともに、翻訳機の貸出しを行う。 |     |     |
| ④  | 保育士等の人材の確保                                                                                                                                                                                                                                                                 | 担当課 | 幼児課 |
| 内容 | 働きやすい職場環境の整備、処遇改善等により人材確保を図り、保育サービス及び園児数に対応する適正な職員配置を行う。また、保育体験、研修会、就職フェア、高校生等を対象とする保育の仕事説明会等の実施により魅力ある保育をPRすることで、本市での就労希望者を増やす。                                                                                                                                           |     |     |
| ⑤  | 保育士等の業務負担の軽減及び効率化並びに保護者の利便性向上                                                                                                                                                                                                                                              | 担当課 | 幼児課 |
| 内容 | 事務作業の軽減等により保育士が時間及び心にゆとりをもって子どもと向き合うことができること、また、園と保護者との連絡の円滑化による利便性の向上を目的に、公立認定こども園等における登降園、連絡帳アプリ等のICTを導入する（小学校では既に導入済）。                                                                                                                                                  |     |     |

## 関連事業

- ・公立小規模保育事業所※運営事業
- ・公立幼稚園運営事業
- ・民間保育所等運営支援事業
- ・公立幼稚園施設管理事業
- ・公立幼稚園施設整備事業
- ・保育推進事業
- ・公立認定こども園運営事業
- ・幼児教育センター運営事業
- ・公立認定こども園施設管理事業
- ・民間保育所施設整備支援事業
- ・公立認定こども園施設整備事業

## 1-2 放課後等の子どもの活動の場の充実

## (1) 多様な放課後活動等の推進

## 現状・課題

- ・放課後子ども教室、市立コミュニティセンター等における放課後活動について、ニーズの高まりに応じた体制等の充実が求められる。
- ・多様な子どもの居場所づくりについて、社会福祉協議会、地域の団体、ボランティア等と連携した取組の充実が求められる。

## 取組の方向性

学校及び学童保育所以外でも、子どもたちが多様な活動及び学習を行うことができる環境を作るため、市立コミュニティセンター、児童センター等を活用し、子どもの居場所となる様々な地域活動の活性化を図る。

### 具体的な取組

|    |                                                                                                                                                    |     |        |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------|
| ①  | 放課後子ども教室の実施                                                                                                                                        | 担当課 | 生涯学習課  |
| 内容 | 全ての児童を対象として、放課後及び長期休業期間中に小学校の空き教室、コミュニティセンター等を利用し、地域と連携しながら多様な体験、交流及び学習の機会を提供する放課後子ども教室を実施する。また、継続的な実施に向けた人材の確保及び育成にも取り組む。                         |     |        |
| ②  | 子どもの体験活動の場の提供                                                                                                                                      | 担当課 | 生涯学習課  |
| 内容 | 放課後及び週末に、体験活動を通じた学びの場として、また、安心して活動できる場として、コミュニティセンター等を活用し、学習、スポーツ、文化活動等を行い、地域の大人、保護者等が積極的に関わりを持ちながら、子どもが地域で健やかに育つ場を提供する。                           |     |        |
| ③  | 児童センターの活動の活性化                                                                                                                                      | 担当課 | こども政策課 |
| 内容 | 東近江市福祉センターハートピア（児童センター）において、通常の自由来館事業以外に、居場所づくり事業、サイエンス教室、陶芸教室等の事業に取り組み、遊びを通じた仲間づくりを促進し、活動の活性化を図る。また、子どもからの意見を取り入れながら事業を実施し、状況及びニーズに応じて内容の充実等を進める。 |     |        |
| ④  | 地域が育む子どもの交流の場づくり・遊び場づくり                                                                                                                            | 担当課 | こども政策課 |
| 内容 | 社会福祉協議会、地域の団体、ボランティア等と連携し、子ども食堂、子ども用のフリースペース、児童育成支援拠点等、子どもが安心して過ごせる「第3の居場所」の確保及び充実に取り組む。                                                           |     |        |

関連事業

・地域力強化事業

・児童福祉推進事業

## (2) 学童保育所の充実

### 現状・課題

- ・核家族化、共働き世帯の増加等に伴い、学童保育を利用する児童が増加傾向にある。
- ・特にニーズの高い夏季休業期間に限定した学童保育所の開設、民間学童保育所の更なる誘致等を含めて、提供体制の充実が求められる。また、人材の確保及び育成に向けた支援員募集の周知及び支援員研修の充実が求められる。

### 取組の方向性

学童保育所の運営については、利用ニーズに応じた施設の確保及び保育の質の向上を図る。また、学童保育所及び放課後子ども教室の一体的な提供の在り方について検討し、自主性及び社会性を育む子どもの居場所の確保に努める。

## 具体的な取組

|    |                                                                                                                                |     |                 |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------|
| ①  | 学童保育所の保育及び環境の質の向上                                                                                                              | 担当課 | 幼児施設課<br>こども政策課 |
| 内容 | 就労等により昼間保護者が家庭にいない子どもに対し、学童保育所において適切な遊び及び生活の場を提供する。保育に適した環境を維持できるよう施設の修繕等を実施する。さらに、学童保育所における保育の質を維持・向上させるため、支援員のスキルアップ研修を実施する。 |     |                 |
| ②  | 学童保育の提供体制の強化                                                                                                                   | 担当課 | こども政策課          |
| 内容 | 学童保育のニーズを満たすことができる提供体制を構築するため、ニーズの高い夏季休業期間限定の学童保育所の開設及び民間学童保育所の誘致を含め、新たなクラブの開設に取り組む。また、運営主体と連携して保育に必要な支援員の確保対策を推進する。           |     |                 |
| ③  | 学童保育所及び放課後子ども教室の一体的な提供                                                                                                         | 担当課 | 生涯学習課<br>こども政策課 |
| 内容 | 教育・福祉に関係する機関が連携して、学童保育所及び放課後子ども教室の一体的な提供の在り方について検討する。                                                                          |     |                 |

## 関連事業

- ・学童保育所運営事業
- ・学童保育所施設管理事業
- ・学童保育所施設整備事業
- ・地域力強化事業

## 1-3 学校等における子どもの健やかな育ちへの支援

## (1) 学校・家庭・地域の連携強化

## 現状・課題

- ・学校及び地域の相互情報発信及び地域学校協働本部による学校並びに地域の協働体制の構築を推進し、学校及び地域が子どもの健全育成について協議するコミュニティ・スクールの導入及び充実を図ることが求められる。

## 取組の方向性

学校と地域が連携及び協働する仕組みづくりを促進し、地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する活動を実施する。

## 具体的な取組

|    |                                                                                                                                                          |     |                |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------|
| ①  | 地域に開かれた学校づくりの推進                                                                                                                                          | 担当課 | 学校教育課<br>スポーツ課 |
| 内容 | 地域に開かれた学校づくりに向けて小中学校のホームページ等の充実を図る等、情報発信に努め、地域及び保護者への学校運営の説明責任を果たすとともに、学校評議員等をはじめ地域の人たちの意見を聞く場を設け、学校運営にいかす。また、小中学校の体育施設等を開放し、地域のスポーツ・レクリエーション活動の促進を図る。   |     |                |
| ②  | コミュニティ・スクールの充実                                                                                                                                           | 担当課 | 生涯学習課          |
| 内容 | 各小中学校における地域学校協働本部が核となり、学校及び地域が連携又は協働する仕組みづくりを強化する。また、コミュニティ・スクールの新たな導入に向け、各校への情報提供を行い、導入校においてはその充実を図るため、情報交換の場を持つ（コミュニティ・スクールは市内小中学校31校中6校に導入（令和6年度現在））。 |     |                |

## 関連事業

・学校体育施設開放事業

・地域力強化事業

## (2) 学校と連携した相談等支援の推進

## 現状・課題

- ・子どもの心の健康の保持に向けた取組、多様化する悩みへの相談体制の充実及び子ども自身や周囲が異変に気付き、早期に必要な支援につながる体制の充実が求められる。

## 取組の方向性

心の健康の保持に向けて、学校での人間関係、家族関係、不登校等の多様な悩みを抱える児童生徒及び家族への相談支援を行うとともに、小中学校におけるSOSの出し方教育を推進する。

## 具体的な取組

|    |                                                                                                                                                                                                                |     |       |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|
| ①  | 学校における相談体制の充実【新規】                                                                                                                                                                                              | 担当課 | 学校教育課 |
| 内容 | 小中学校におけるSOSの出し方教育に取り組むとともに、児童生徒が抱える様々な悩み及び不安の相談を受け付け、学校の状況に応じて、スクールカウンセラーによる相談支援体制の充実を図る。保護者の状況により支援が必要な家庭等に対しては、スクールソーシャルワーカー※による相談支援及び福祉的支援の調整（コーディネート）を行う。また、校内教育支援センターを小中学校に設置し、教室に入りづらい児童生徒への相談等の支援に取り組む。 |     |       |

|    |                                                                                                                                                                                       |     |                                 |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------|
| ②  | 子どもの電話相談窓口の周知                                                                                                                                                                         | 担当課 | 学校教育課<br>人権・男女共同参画課<br>こども相談支援課 |
| 内容 | 学校問題サポートライン、子ども電話相談等の電話相談窓口の設置及び「子どもの人権110番」を広く周知することにより、人間関係、いじめ問題その他の悩みごとを抱え込んでいる子ども及び保護者に寄り添い支援する。                                                                                 |     |                                 |
| ③  | 子どもオアシス（児童生徒成長支援室）の充実                                                                                                                                                                 | 担当課 | 学校教育課                           |
| 内容 | 市内3箇所子どもオアシス（児童生徒成長支援室）を設置し、同室に通う不登校（傾向）の児童生徒にとって、安心できる場、心触れ合う場及び自信づくりの場となる環境を作るとともに、学校復帰及び社会的自立のための力を付けられるよう、関係機関と連携を密にし、個々の児童生徒の状況に応じた支援に努める。また、不登校（傾向）の児童生徒の保護者、学校、教員等に対し、相談支援を行う。 |     |                                 |

## 関連事業

- ・いじめ対策推進事業
- ・学校問題対策事業
- ・子どもオアシス管理運営事業
- ・不登校児童生徒支援事業

## (3) 子どもの健全育成の推進

## 現状・課題

- ・子どもの基礎学力の定着に向けた学校教育の充実並びに創造力及び表現力を培う読書習慣の形成に向けた取組の推進が求められる。
- ・子どものスマートフォンの所有率の上昇に伴い、ゲーム等への課金トラブル、スマートフォン依存、SNSを通じたいじめ及び犯罪被害の発生等が社会問題となっている。

## 取組の方向性

子どもの基礎学力の定着に向けた学校教育を推進する。また、創造力及び表現力を培う読書習慣の形成に向けた取組を推進するとともに、子どもの健全育成に向けて、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育、情報モラル教育、性教育等に取り組む。

## 具体的な取組

|    |                                                                                                         |     |       |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|
| ①  | 「確かな学び」を育む教育の推進                                                                                         | 担当課 | 学校教育課 |
| 内容 | 子どもの実態を踏まえ、基礎的な知識・技能を確実に習得できるよう、一人一人の学習状況に応じたきめ細かな指導を実施する。また、学力向上プランを基に全教員が授業改善を行い、子どもが主体となる授業づくりに取り組む。 |     |       |



|    |                                                                                                                                                               |     |                    |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------|
| ②  | 子どもと本を結ぶ活動の推進                                                                                                                                                 | 担当課 | 生涯学習課、図書館<br>学校教育課 |
| 内容 | 子ども読書活動推進計画に基づき、子どもが読書の楽しさを実感し、将来にわたる読書習慣を身に付け、本を通して豊かな学びを得ながら成長できるよう、関係課が連携し取組を進める。また、公立図書館及び学校図書館との連携により、子どもが魅力を感じるような選書等を行うことで、読書活動の充実を図る。                 |     |                    |
| ③  | 喫煙、飲酒及び薬物乱用防止教育の推進                                                                                                                                            | 担当課 | 学校教育課<br>健康推進課     |
| 内容 | 喫煙、飲酒及び薬物乱用が及ぼす心身の健康への影響について、教科等での指導とともに、喫煙、飲酒及び薬物乱用防止教室を実施し、地域でも予防及び啓発する。                                                                                    |     |                    |
| ④  | 子どものスマートフォン等の適正利用の推進                                                                                                                                          | 担当課 | 学校教育課<br>生涯学習課     |
| 内容 | 子どもが自分でコントロールできる力を身に付けられるよう、スマートフォン、タブレット、ゲーム機等の適正利用について指導を行う。また、子どもがSNS等のインターネット上のいじめの被害者及び加害者にならないよう、学校生活において指導を行うとともに、SNS等を通じた犯罪被害に巻き込まれないための情報モラル教育に取り組む。 |     |                    |
| ⑤  | 性教育の推進                                                                                                                                                        | 担当課 | 学校教育課              |
| 内容 | 教科等での指導及び地域講師による出前授業等を通じて人の身体及び心の成長（性徴）及び命のつながりを知り、自他の生命並びに人権を尊重する教育を実施する。また、プレコンセプションケア※の視点を含む、将来にわたる健康な体づくりを目指す取組を行う。                                       |     |                    |

## 関連事業

- ・豊かな情操育成事業
- ・生涯学習推進事業
- ・小学校教育振興事業
- ・教育指導力向上事業
- ・図書館管理運営事業
- ・青少年育成推進事業
- ・幼小中連携推進事業
- ・教育研究所運営事業
- ・中学校教育振興事業
- ・学校問題対策事業
- ・移動図書館事業

## 基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

### 2-1 子どもの誕生前からの切れ目のない支援の充実

#### (1) 妊娠・出産に関する支援の推進

##### 現状・課題

- ・妊娠に伴う体調変化及び育児に不安を抱える妊婦及び家族に対し、不安の解消に向けた相談支援等に取り組むとともに、健康管理に関する指導の充実が求められる。
- ・国の調査では夫婦全体の約4割が「不妊を心配したことがある」と回答しており、実際に検査及び治療を受けたことがある（受けている）夫婦の割合も2割に達している。誰にでも起こり得る不妊症及び不育症（※）について、正しい知識及び理解の普及に取り組むとともに、各種支援体制の充実に取り組む。

※厚生労働省研究班は、2回以上の流産、死産等の既往がある場合を「不育症」と定義

##### 取組の方向性

出産・育児不安に悩む妊婦及びその家族、不妊症又は不育症に悩む夫婦等、一人一人の状況に応じた支援の推進に取り組む。

##### 具体的な取組

|    |                                                                                                                                                                                                               |     |                    |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------|
| ①  | 妊婦及び配偶者に対する相談支援の推進                                                                                                                                                                                            | 担当課 | 健康推進課              |
| 内容 | 妊娠届及び出生届の提出時に、妊婦及びその配偶者に対して面接を行い、妊婦等の心身の状況及び置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う。                                                                                                            |     |                    |
| ②  | 妊婦の健康増進及び不安解消に向けた支援の推進                                                                                                                                                                                        | 担当課 | 健康推進課<br>子育て支援センター |
| 内容 | 妊娠届の提出時に母子手帳の交付とあわせて妊婦全員との面接を行い、妊婦自らが健康管理を行えるよう、アンケートを通じて妊婦の食生活、生活習慣、喫煙及び飲酒の状況並びに家族の喫煙状況を確認し、健康管理に関する個別指導を行う。また、妊娠に伴うからだの変化や妊娠中の過ごし方、出産（陣痛）時の対応、産後の生活及び子育てにおける相談ができる場所について、父母共に具体的にイメージし、不安の解消につなげられるよう支援を行う。 |     |                    |



|    |                                                                                                                                                                  |     |       |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|
| ③  | 妊産婦の医療費助成の推進【新規】                                                                                                                                                 | 担当課 | 保険年金課 |
| 内容 | 妊産婦の医療費の自己負担金の一部を助成する妊産婦医療費助成事業に取り組むとともに、妊産婦に治療に必要な疾病の早期発見及び早期治療を促し、安心して出産に臨める環境づくりと妊娠・出産に要する経済的負担の軽減を図る。また、助成申請で妊産婦等と対面することから、不安を抱える妊産婦を保健師等相談窓口と連携し必要な支援につなげる。 |     |       |
| ④  | 不育症治療に対する支援の推進                                                                                                                                                   | 担当課 | 健康推進課 |
| 内容 | 不育症に悩む人からの相談について、必要に応じて専門機関につなぐとともに、高額になる不育症の治療費の負担軽減を目的に、不育症又は不育症の可能性があると診断された人が医療機関において受ける検査等治療（医療保険適用分に限る。）に要する費用の一部を助成する。                                    |     |       |

## 関連事業

- ・妊婦のための支援給付事業
- ・福祉医療助成事業
- ・母子保健事業

## (2) 母子の健康への支援と医療機関等との連携

## 現状・課題

- ・子どもの誕生前から幼児期までが生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良好な状態）の向上にとって最も重要な時期であることを踏まえ、子どもの誕生前から幼児期までの育ちを等しく、かつ、切れ目なく支える体制の充実が求められる。
- ・子育てに不安及び負担を感じる保護者も多いことから、相談及び支援体制の充実が求められる。

## 取組の方向性

出産後間もない時期の産婦は、ホルモンバランス及び環境の急激な変化等から、心身の不調を来しやすい時期にある。様々な機会を通じて産婦及び乳児の健康状態及び養育状態の把握を行うとともに、必要に応じて適切な支援につなげる。

## 具体的な取組

|    |                                                                                                                                        |     |       |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|
| ①  | 乳児家庭全戸訪問事業の実施                                                                                                                          | 担当課 | 健康推進課 |
| 内容 | 生後4箇月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供及び養育環境等の把握を行う。訪問の結果、重点的支援が必要であると判断した家庭については、児童福祉分野と連携し、養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業により、専門的な相談及び家事・育児支援につなげる。 |     |       |
| ②  | ハイリスク妊産婦・新生児援助事業の実施【新規】                                                                                                                | 担当課 | 健康推進課 |
| 内容 | 身体的・精神的・社会的にリスクの高い妊産婦・新生児に対して、保護者と子どもが適切な時期に適切なサービスや支援を受け、心身ともに健やかな成長ができるよう、医療機関や市、保健所及びその他関係機関が連携をしながら支援ができるよう取り組む。                   |     |       |

|    |                                                                                                                                                                                                                                    |     |                    |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------|
| ③  | 産婦健康診査の費用助成【新規】                                                                                                                                                                                                                    | 担当課 | 健康推進課              |
| 内容 | 出産後間もない時期の産婦の心身の健康状態を確認し、産後うつ等を早期に発見し、必要な支援につなげることができるよう、産科医療機関又は助産所で行われる産婦健康診査の費用の助成を行う。                                                                                                                                          |     |                    |
| ④  | 産後ケア事業【新規】                                                                                                                                                                                                                         | 担当課 | 健康推進課              |
| 内容 | 出産後1年未満の母子に対し、心身の安定及び育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導及び療養に伴う育児等に関する指導、相談その他の援助を行う。                                                                                                                                                       |     |                    |
| ⑤  | 乳幼児健康診査の推進                                                                                                                                                                                                                         | 担当課 | 健康推進課              |
| 内容 | 子どもの成長発達の節目に合わせ、乳幼児健康診査を行う。健診が「子どもを理解し、日頃の子育てを振り返り、親子関係を考えられる学習の場」、「子どもの成長に気づき、喜べる場」、「困ったこと及び悩んでいることの相談を聞いてもらえる場」及び「仲間がいることが分かり安心できる場」となるよう、保健指導内容の見直しと更なる充実に努める。また、未受診の場合は、入院等の場合を除き児童虐待の可能性もあることから、未受診者への受診勧奨及び乳幼児の健康状態の確認に取り組む。 |     |                    |
| ⑥  | 乳児おむつ等支給事業（見守りおむつ宅配便）による産後育児不安の解消                                                                                                                                                                                                  | 担当課 | 子育て支援センター          |
| 内容 | 満1歳までの乳児を養育する家庭に対し、おむつ等の宅配を行うことにより、子育て家庭の経済的負担を軽減する。あわせて、子育て経験のある専門のスタッフによる声掛け及び見守りにより、産後育児に対する不安の解消を図る。                                                                                                                           |     |                    |
| ⑦  | 多胎児家庭サポート事業等の実施                                                                                                                                                                                                                    | 担当課 | 健康推進課<br>子育て支援センター |
| 内容 | 多胎児家庭の身体的及び精神的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを促進するため、サポーターを派遣し、家事、育児等の支援を行う。また、子育て支援センターにおいて多胎児を妊娠又は育てる人を対象とする多胎児親子・多胎児妊婦の交流の場「おひさま広場」を開催し、多胎児家庭の孤立の防止及び交流の促進を図る。                                                                |     |                    |
| ⑧  | 子どもを取り巻く地域医療体制の整備                                                                                                                                                                                                                  | 担当課 | 地域医療政策課            |
| 内容 | 地域医療に関する啓発を実施し、多様化する医療ニーズに対応するため、医師会及び各医療機関と連携を図る。あわせて、医師の確保に努め、安定的で持続可能な地域医療提供体制の整備に取り組む。                                                                                                                                         |     |                    |

関連事業

・母子保健事業

・次世代育成対策事業

### (3) 子育て家庭の経済的基盤の安定

#### 現状・課題

- ・家庭の経済状況が子どもの育つ環境に影響するため、生活の安定を支援することが求められる。

**取組の方向性**

経済的な負担が子育てに影響を及ぼすことがないよう児童手当の支給、医療費の助成等を実施する。

**具体的な取組**

|    |                                                                                                                                           |     |           |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------|
| ①  | 児童手当の支給                                                                                                                                   | 担当課 | こども政策課    |
| 内容 | 家庭における生活の安定及び次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、児童手当を支給するとともに、未申請者への案内及び現況届未提出者への督促等を行いながら、制度の周知を図る。また、申請手続の負担が軽減されるよう添付資料の簡略化を進める。                |     |           |
| ②  | 乳幼児から高校生世代までの子どもの医療費の助成                                                                                                                   | 担当課 | 保険年金課     |
| 内容 | 乳幼児から高校生世代までの子どもの医療費の一部を助成し、安心して医療が受けられる環境の整備及び健康の保持並びに福祉の増進を図る。                                                                          |     |           |
| ③  | 公営住宅の提供                                                                                                                                   | 担当課 | 住宅課       |
| 内容 | 低額の家賃で入居できる市営住宅の入居募集について、市ホームページ及び広報ひがしおうみに掲載し、住宅課窓口及び各支所において募集案内の配布による相談及び電話による入居相談を実施する。また、準特定優良賃貸住宅（公営型）※の入居募集については、入居選考基準に子育て世帯を考慮する。 |     |           |
| ④  | 妊婦のための支援給付【新規】                                                                                                                            | 担当課 | 子育て支援センター |
| 内容 | 妊娠の届出を行った妊婦及び出生の届出を行った世帯に対し、伴走型相談支援とともに経済的支援として、妊婦のための支援給付金を給付し、妊婦及び子育て世帯が安心して出産及び子育てができる環境の充実を図る。                                        |     |           |

**関連事業**

- ・児童手当支給事業
- ・定住移住・子育て促進住宅取得事業
- ・妊婦のための支援給付事業
- ・福祉医療助成事業

**(4) 親と子どもの共育ちの支援****現状・課題**

- ・生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期は、家庭における親子の関わり及び触れ合いが重要である。保護者自身も育児及び子どもへの接し方に様々な不安を抱えている中、親子の関わり及び触れ合いについて学び考える場が必要である。

**取組の方向性**

より良く育てるために、頑張っている保護者等を応援するために、家庭教育の充実を支援する。また、絵本を通して親子が触れ合う機会を提供するとともに、他の親子との交流を図ることで、自分の子育てについて考えたり、不安を解消したりするきっかけづくりを推進する。さらに、子どもの育ちをしっかりと支えられるよう、様々な学習機会及び情報の提供に努め、親子の育ちを支援する。

## 具体的な取組

|    |                                                                                                                                                                                                             |     |                        |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------------|
| ①  | 子育て及び子育て支援に関する講習の開催                                                                                                                                                                                         | 担当課 | 子育て支援センター              |
| 内容 | 市内の子育て支援センター等において、家庭教育を充実させるための講座を実施する。親子みらいちゃんルーム、のびのび親子の教室等の開催により子育ての知識及び方法を学ぶ場を提供する。                                                                                                                     |     |                        |
| ②  | 図書館活動を活用した親育ちの促進                                                                                                                                                                                            | 担当課 | 図書館<br>幼児課             |
| 内容 | 絵本の世界の楽しさ及び豊かさを知り、絵本を通して子どもと保護者が心を通わせる触れ合いの時間を体感できるよう、おはなし会等の事業を実施する。保護者の心のケア及び子育てに関する問題解決の糸口となる本をはじめ、児童書等多様な資料を収集し提供する。また、認定こども園等における園文庫等の読書環境整備、司書を講師とする保護者に向けた絵本講座等を実施することで、本及び本に関する情報を提供し、子育て支援の取組を進める。 |     |                        |
| ③  | 家庭の教育力向上に向けた学習機会と情報の提供                                                                                                                                                                                      | 担当課 | 生涯学習課                  |
| 内容 | PTA、青少年育成市民会議等の各種団体及びコミュニティセンターと連携及び協力し、保護者及び地域住民が家庭教育について学習する機会及び子育てについて情報交換できる場を設ける。また、家族のきずなの大切さを認識する機会として「家族ふれあいサンデー※」を推進し周知を図る。その他、子育てについて悩みがある保護者を支援するスマイルサポーター※を市内の小中学校に配置して家庭教育支援を推進する。             |     |                        |
| ④  | 親子間の適切な関係性構築のための支援（親子関係形成支援事業）【新規】                                                                                                                                                                          | 担当課 | こども相談支援課、<br>子育て支援センター |
| 内容 | 児童との関わり方及び子育てに悩み及び不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性及び発達に応じた児童との関わり方などの知識及び方法を身に付けることを目的に、講義、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する。さらに、同じ悩み及び不安を抱える保護者同士が相互に悩み及び不安を相談及び共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を実施する。     |     |                        |

## 関連事業

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・移動図書館事業
- ・地域力強化事業
- ・図書館管理運営事業
- ・青少年育成推進事業
- ・家庭支援事業

## 2-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

### (1) 仕事と生活の調和を推進するための意識づくり

#### 現状・課題

- ・子育て世代の女性の就業率が上昇する中、令和5年12月にこども家庭庁から公表されたこども未来戦略では、主要施策の一つとして共働き・共育で支援が示されている。
- ・一人一人、思い描くライフプラン及びキャリアプランは様々である。社会全体として若い世代のプランの実現を後押しするために、固定的性別役割分担意識の解消並びに男性の家事及び育児参画の一層の促進を図るとともに、再就職を希望する女性への支援及び政策決定等の場における女性の意見の反映を図ることが重要である。

#### 取組の方向性

国が推奨する「共働き・共育で」の推進に向けて、固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発及び就労にブランクのある女性の再就職への支援、男性の家事及び育児参画の促進に向けた取組等を推進する。

#### 具体的な取組

|    |                                                                                                            |     |            |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------|
| ①  | 男女共同参画の啓発の推進                                                                                               | 担当課 | 人権・男女共同参画課 |
| 内容 | 家庭及び職場における男女共同参画を推進するため、市民及び事業所を対象に講座、研修会等を開催し、参加促進に努める。また、広報ひがしおうみ、東近江スマイルネット、地域への出前講座等、様々な機会を捉えて啓発を実施する。 |     |            |
| ②  | 男性の家事、育児等への参画の推進                                                                                           | 担当課 | 人権・男女共同参画課 |
| 内容 | 日常生活における家事分担等を性別によらず、家族が協力して担っていく環境づくりを進めるため、男性の家事、育児等への参画に関する広報・啓発を推進する。                                  |     |            |
| ③  | 男女共同参画やすらぎ相談の実施                                                                                            | 担当課 | 人権・男女共同参画課 |
| 内容 | 夫婦・親子（家族）関係、職場及び仕事並びに家庭の両立に関する悩みについて、毎月2回、専門のカウンセラーによる相談支援を実施する。                                           |     |            |
| ④  | 女性の再就職への支援                                                                                                 | 担当課 | 商工労政課      |
| 内容 | 子育て等の理由により就労にブランクがあり、再就職を希望する人に対し、市内事業所の紹介及び面接等、就労に向けたサポートを実施する。                                           |     |            |
| ⑤  | 市政に関する男女共同参画推進計画の推進                                                                                        | 担当課 | 人権・男女共同参画課 |
| 内容 | 女性の意見が市政に反映できるよう、法令、条例、要綱等により設置された各種審議会及び委員会へ女性委員の参画の拡大を図るとともに、女性管理職の登用の推進及び男性の育児休業取得の促進に向けた取組を進める。        |     |            |

関連事業

・男女共同参画推進事業

・雇用対策事業

## (2) 企業における子育て支援の取組の推進

## 現状・課題

- ・こども未来戦略では、令和7年度開始の政策として、男性の育児休業の取得に向けた経済的支援の拡充、2歳以下の子どもの保護者の出社・退社時刻の調整、テレワーク等の措置に関する企業の努力義務化、時短勤務の保護者の賃金1割助成等の支援が示されている。子育て家庭がこれらの支援を積極的に活用できるよう、市内企業と連携した取組の充実が求められる。
- ・ニーズ調査結果を見ると、特に就学前児童の保護者において仕事と子育ての両立に難しさを感じている割合が高くなっている。また、男性の育児休業の取得率が以前より向上しているが、女性の取得率と比べ、未だ大きな差がある状況である。
- ・国において、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設、育児休業等の取得状況を公表することが義務付けられる等、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の改正が段階的に行われている。

## 取組の方向性

共働き・共育での推進に向けて、子育て世代が働きやすい環境の整備が求められている。商工会議所、商工会及び市内企業と連携し、働きやすい環境の整備や男性の育児休業等の取得の促進に取り組む。

## 具体的な取組

|    |                                                                                                                           |     |                     |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------|
| ①  | 男性の育児休業の取得の推進                                                                                                             | 担当課 | 商工労政課<br>人権・男女共同参画課 |
| 内容 | 市内事業所と連携し、男性の育児休業制度の整備及び育児休業の取得を後押しし、男性が育児に参加しやすい環境の整備を推進する。                                                              |     |                     |
| ②  | 働きやすい環境の整備                                                                                                                | 担当課 | 商工労政課               |
| 内容 | こども未来戦略において示された2歳以下の子どもの保護者の出社及び退社時刻の調整、テレワーク等の措置又は時短勤務の利活用といった働きやすい環境の整備に関する取組について、対象となる保護者が積極的に活用できるよう、事業所に対し周知及び啓発を行う。 |     |                     |

関連事業 ・ 企業内人権啓発推進事業



## 基本目標3 全ての子育て家庭を支援する環境づくり

### 3-1 子どもの未来応援施策の推進

#### (1) 児童虐待の防止と孤独・孤立対策の推進【重点施策】

##### 現状・課題

- ・令和4年度には全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数及び不登校の児童生徒数が過去最多と深刻な状況となっている。子ども及び子育て家庭の孤独・孤立と児童虐待防止の体制の充実が求められている。
- ・本市においては、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目指し、令和6年4月にこども家庭センターを設置し対応している。

##### 取組の方向性

複雑化した課題を抱える子育て世帯の孤立を防止し、必要な支援につなげることで、子ども及び子育て世帯が将来に希望を持って生活することができるよう、関係機関との連携の下、重層的支援体制整備事業による包括的な支援を推進する。

##### 具体的な取組

| ①  | 児童虐待防止の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 担当課 | こども相談支援課          |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------|
| 内容 | 広報ひがしおうみ、東近江スマイルネット、出前講座等を通じて児童虐待防止啓発活動を行い、市民の児童虐待防止意識の醸成を推進し、児童虐待を見逃さない社会を実現する。こども家庭センターを中心に、要保護児童対策地域協議会をはじめ、教育・保育機関、医療機関、児童相談所、警察等との連携を強化し、児童虐待の予防、早期発見及び早期対応に取り組む。                                                                                                                                                    |     |                   |
| ②  | 児童虐待のハイリスク家庭への支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 担当課 | こども相談支援課<br>健康推進課 |
| 内容 | 予期せぬ妊娠、若年における妊娠又は精神疾患等の養育困難な事情を抱えた上での妊娠は、産後の子どもに対する児童虐待発生のリスク要因となる。障害及び発達に課題がある子どもがいる家庭、親族又は地域社会から孤立した家庭、経済的に不安定な家庭並びに配偶者からの暴力等のある家庭も同様に児童虐待発生のリスクが高いとされる。乳幼児健診及び相談支援を実施する際には、これらの児童虐待リスクのある家庭の養育環境及び親子の心身の健康状態について、丁寧に聞き取る。また、実際に児童虐待が疑われるケースにおいても、保護者が抱える苦悩及び困難に寄り添い、信頼関係の構築に努め、関係機関及び専門機関との連携の下で必要な支援を推進し、養育環境の安定化を図る。 |     |                   |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |                                                           |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------|
| ③  | 教育・保育機関、相談支援機関、地域が連携した見守り・相談体制の充実                                                                                                                                                                                                                                   | 担当課 | 発達支援センター<br>幼児課、健康推進課<br>学校教育課                            |
| 内容 | 教育・保育機関、相談支援機関及び地域と連携した子どもの見守り・相談体制の充実を図り、早期に異変に気付くことで、子ども及び世帯の抱える様々な問題の早期支援及び早期解決を図る。また、就学児童生徒の命及び心の健康を守る体制の充実に向けて、学校と連携しSOSの出し方に関する教育を推進するとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる相談支援体制の充実を図る。                                                                          |     |                                                           |
| ④  | 包括的な相談支援                                                                                                                                                                                                                                                            | 担当課 | こども相談支援課<br>子育て支援センター<br>福祉政策課<br>健康推進課<br>生活福祉課<br>障害福祉課 |
| 内容 | 子育て世帯は、生活困窮、児童虐待、ダブルケア※、ヤングケアラー、障害等、複雑化した課題を抱えやすい状況にある。子ども・子育て支援のみで対応することが難しい課題に対し、多機関協働による支援を展開することで、世帯全体への包括的な支援を推進する。                                                                                                                                            |     |                                                           |
| ⑤  | 学校や家以外の子どもの居場所支援（児童育成支援拠点事業）                                                                                                                                                                                                                                        | 担当課 | こども政策課<br>こども相談支援課                                        |
| 内容 | 社会福祉協議会、地域の団体及びボランティアと連携し、子どもの学習支援及び子どもの居場所づくりを推進する。家庭の事情等により特に重点的な支援が必要な世帯の子どもについては、児童育成支援拠点事業につなげ、安心して過ごすことのできる居場所を提供し、子ども及びその保護者を支援する。                                                                                                                           |     |                                                           |
| ⑥  | 校内教育支援センター及び子どもオアシス（児童生徒成長支援室）による不登校児童生徒への支援                                                                                                                                                                                                                        | 担当課 | 学校教育課                                                     |
| 内容 | 不登校傾向及び教室に入りにくい児童生徒に対し、個々に応じた支援を行うための校内教育支援センターを設置する。設置に当たっては居場所づくり、つながりづくり及び未来づくりの三つの機能を設け、関係機関と連携し、相談体制の強化並びに対象児童生徒及び保護者の孤立防止に重点的に取り組む。また、市内3箇所に設置している子どもオアシス（児童生徒成長支援室）で、不登校に関する相談及び児童生徒の支援に取り組む。さらに、不登校児童生徒が自らに合った学びの場を選択することができるよう、フリースクール等民間施設の利用料の一部補助を実施する。 |     |                                                           |
| ⑦  | ホームフレンドの派遣                                                                                                                                                                                                                                                          | 担当課 | こども相談支援課                                                  |
| 内容 | ひとり親家庭又は養育に不安・困難を抱える家庭にホームフレンドを派遣し、子どもの生活習慣及び学習の向上を支援する。また、継続的に子どもの話し相手となり信頼関係を構築することにより、心の支えとなり、子どもの健全育成を図る。                                                                                                                                                       |     |                                                           |



|      |               |                 |
|------|---------------|-----------------|
| 関連事業 | ・ 児童虐待防止対策事業  | ・ 家庭支援事業        |
|      | ・ 児童入所施設等措置事業 | ・ 不登校児童生徒支援事業   |
|      | ・ 学校問題対策事業    | ・ 子どもオアシス管理運営事業 |

## (2) 貧困・ひとり親家庭等への支援の推進【重点施策】

### 現状・課題

- ・ 子どもの貧困は、地域及び社会全体で解決すべき課題であるという認識の下、関係機関と連携しながら、保護者の就労支援、生活支援、経済的支援、子どもの学習支援等に取り組むことが求められている。

### 取組の方向性

貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、生活困窮家庭の子ども及び保護者に対して、地域及び関係機関が連携し支援する。また、ひとり親家庭の抱える課題に対応する相談体制を充実させるとともに、経済的自立に向けた資格取得の支援等を行う。

### 具体的な取組

|    |                                                                                                                                                                                                                |     |                |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------|
| ①  | 低所得家庭等への経済的支援の推進                                                                                                                                                                                               | 担当課 | 幼児課、学校教育課      |
| 内容 | 保育所、認定こども園等に通園している園児がいる低所得家庭等に対し、日用品、文房具、給食費等を実費徴収に係る補足給付費として支給し、経済的支援を実施する。さらに、小中学校に就学している児童生徒がいる低所得家庭等に対し、学用品費、学校給食費等を就学援助費として支給し、経済的支援を実施する。                                                                |     |                |
| ②  | 生活困窮家庭等の自立に向けた支援                                                                                                                                                                                               | 担当課 | 福祉政策課<br>生活福祉課 |
| 内容 | 民生委員児童委員をはじめ社会福祉協議会等関係機関との連携を強化し、生活困窮世帯の様々な困り事を把握する中で、必要に応じて生活困窮者自立支援制度等につなげ、就労相談及び家計改善等各世帯に応じた相談支援等を推進し、経済的自立を促進する。また、困窮の状態に応じて生活保護制度につなげ、最低限の生活を保障しつつ自立した生活を送ることができるよう支援する。                                  |     |                |
| ③  | ひとり親家庭の自立に向けた支援                                                                                                                                                                                                | 担当課 | こども政策課         |
| 内容 | ひとり親家庭が権利として適切な養育費を受け取ることができるよう、養育費の取決め及び受取を保障する契約の締結に必要な経費の補助を実施する。また、母子・父子自立支援員による相談体制を充実させ、母子父子寡婦福祉資金の貸付け及びひとり親家庭の生活全般に関わる相談に応じるとともに、自立支援プログラムの策定、ハローワーク等との連携、能力開発のための給付金の支給等を行い、就業を軸とした自立に向けた支援及び情報提供に努める。 |     |                |

|    |                                                                          |     |                 |
|----|--------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------|
| ④  | ひとり親家庭等への手当の支給・医療費の助成                                                    | 担当課 | 保険年金課<br>こども政策課 |
| 内容 | ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給する。また、医療費助成として、自己負担金の一部を助成する。          |     |                 |
| ⑤  | 子どもの学習・生活支援事業                                                            | 担当課 | 福祉政策課           |
| 内容 | 経済的に困窮している世帯の中で、子どもの成績及び進学に不安がある家庭に対し、中学生の学習を支援するほか、中学校と連携して進学に関する相談を行う。 |     |                 |

## 関連事業

- ・児童扶養手当支給事業
- ・母子・父子福祉事業
- ・就学援助事業
- ・福祉医療助成事業
- ・自立相談支援事業
- ・公立認定こども園運営事業他

## (3) こども家庭センターを中心とした児童虐待予防のための支援の推進【重点施策】

## 現状・課題

- ・乳幼児期、中でも未就園の時期は、子育て家庭は社会と接点が少なくなり、地域の中で孤立する傾向にある。そのため、産前・産後から就園まで重点的な支援体制の構築が求められている。
- ・妊娠、出産、乳幼児期の母子の健康、子どもの養育、子どもの遊び場等、妊娠期から子育て期にかけての切れ目のない相談支援の実施に向けて、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に提供するこども家庭センターを令和6年度から設置している。

## 取組の方向性

虐待予防の観点から、早期に妊娠期の悩み事、健康管理等に関する相談を受けるとともに、子どもの出生から18歳の成人に至るまでの各種相談を受け、地域資源を活用し、それぞれの子ども及び家庭に適した支援の調整（コーディネート）を行う。

## 具体的な取組

|    |                                                                                                                       |     |                                |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------|
| ①  | こども家庭センターを中心とした妊娠期からの切れ目のないアウトリーチを含めた相談支援の実施【新規】                                                                      | 担当課 | こども相談支援課<br>健康推進課<br>子育て支援センター |
| 内容 | こども家庭センターにおいて、保健師及び子育てコンシェルジュ等が各種相談等（母子保健機能）を行うとともに、こども家庭支援員等による子ども等に関する相談（児童福祉機能）を一体的に受け付け、妊娠期からの切れ目のない伴走型相談支援に取り組む。 |     |                                |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                        |     |                                 |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------|
| ②  | 支援のコーディネートの実施【新規】                                                                                                                                                                                                                                      | 担当課 | こども相談支援課<br>健康推進課<br>子育て支援センター  |
| 内容 | 各種相談により妊産婦、子ども及び保護者の課題を把握し、支援が必要なケースについては関係機関との連携及びコーディネートを行い、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業等の必要な支援につなげる。その中でも、児童虐待予防等の観点から特に重点的な支援が必要な場合は、関係機関と連携を密にし、必要な支援及び継続的な支援が展開されるよう、家庭の状況等に応じた個別のサポートプランを作成する。このプランに沿って適切な支援が提供されるようマネジメントを行い、養育環境の安定化を図る。 |     |                                 |
| ③  | 地域資源の開拓・活用の推進【新規】                                                                                                                                                                                                                                      | 担当課 | こども政策課<br>子育て支援センター<br>こども相談支援課 |
| 内容 | 不足する地域資源及びサービスを把握し、子育て支援活動を行う特定非営利活動法人、ボランティア等の団体との連携の下、新たな地域資源の開拓及び活用に努める。                                                                                                                                                                            |     |                                 |
| ④  | 要保護児童対策地域協議会との連携【新規】                                                                                                                                                                                                                                   | 担当課 | こども相談支援課                        |
| 内容 | 児童虐待等の重篤なケースについては、適宜、要保護児童対策地域協議会と連携し、要支援児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するとともに、その支援に関して児童相談所その他の関係機関との連絡調整を行う。                                                                                                                                                    |     |                                 |

関連事業

・児童虐待防止対策事業

・家庭支援事業



## 3-2 インクルーシブな支援体制の整備

### (1) 障害児支援の推進【重点施策】

#### 現状・課題

- ・支援が必要な子どもが療育等の支援に円滑につながる体制づくりが求められている。
- ・障害があっても住み慣れた地域及び希望する環境で生活し、学習することができるよう、教育・保育現場等におけるインクルーシブな支援体制の整備が求められている。

#### 取組の方向性

増加傾向にある障害児支援のニーズに対応できるよう、教育・保育施設とも連携した発達相談支援等体制の充実を図るとともに、専門機関、障害児福祉サービス事業所等と連携した支援体制の充実に努める。

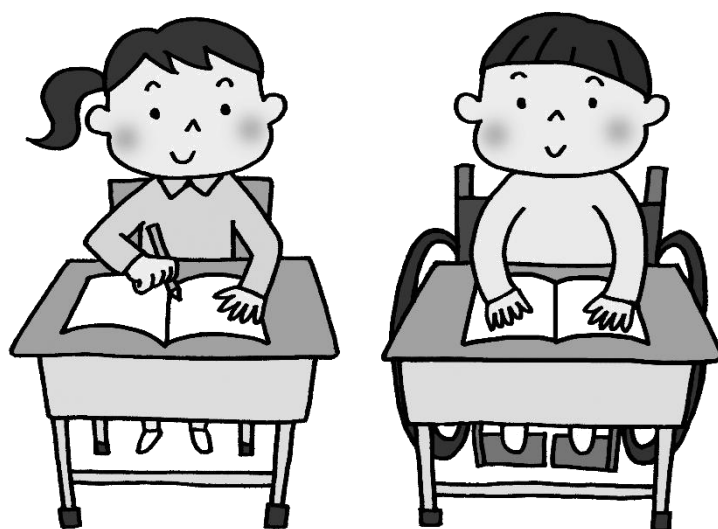
#### 具体的な取組

|    |                                                                                                                                                                                                                |     |                                         |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------|
| ①  | 発達相談等の充実                                                                                                                                                                                                       | 担当課 | 発達支援センター<br>健康推進課、幼児課<br>学校教育課          |
| 内容 | ことばの遅れ、落ち着きのなさ、こだわり等、発達に関連した困り事について、相談等の機会を通じ、保護者に対して丁寧な情報提供及び相談支援に努めるとともに、必要に応じて療育及び福祉サービスの利用開始につなげる。                                                                                                         |     |                                         |
| ②  | 障害の早期発見及び早期支援の推進と児童発達支援センター事業を中核とした障害児支援体制の整備                                                                                                                                                                  | 担当課 | 発達支援センター<br>健康推進課、幼児課<br>学校教育課<br>障害福祉課 |
| 内容 | 発達相談、乳幼児健診、保育所、学校等との連携により、発達の遅れ及び障害に早期に気づき、療育等の支援に円滑につながる体制づくりに努める。また、障害児福祉サービスの質及び量の確保並びに向上に努め、加えて児童相談支援事業による包括的な支援の充実及び児童発達支援センター事業の機能強化を図る。                                                                 |     |                                         |
| ③  | 障害児の保育環境の充実                                                                                                                                                                                                    | 担当課 | 幼児課                                     |
| 内容 | 障害のある児童の保育を行うために保育士等の加配を行った認可保育所等に対し、引き続き補助を実施する。                                                                                                                                                              |     |                                         |
| ④  | 特別支援教育の充実                                                                                                                                                                                                      | 担当課 | 学校教育課                                   |
| 内容 | 障害のある子どもの教育的ニーズを把握し、特別支援学級、通級指導教室、通常の学級等の多様な学びの場の充実に努める。また、児童生徒一人一人の発達に応じた適切な支援ができるよう、各種研修を通して、教員の専門性の向上及びICT等のツールを用いた学習方法の習得並びに専門的な知識及び技能のある専門員の確保及び養成に努める。さらに、交流及び共同学習による理解教育の推進を図ることにより、自立及び社会参加に向けた取組を進める。 |     |                                         |

|    |                                                                                                                                                                                                         |     |                |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------|
| ⑤  | インクルーシブ教育の推進                                                                                                                                                                                            | 担当課 | 学校教育課<br>幼児課   |
| 内容 | 障害のある子ども、外国にルーツのある子ども等、多様な特性及び背景を持つ児童生徒が同じ学級で共に学ぶインクルーシブ教育の推進に向けて、特別支援教育コーディネーター、日本語指導員等の専門人材と連携し、受入環境及び支援の充実を図るとともに、障害の有無及び国籍にかかわらず、子どもの個性及び強みを発揮できる機会の確保に努める。                                         |     |                |
| ⑥  | 障害のある子どもとその家庭への各種手当の支給・医療費の助成                                                                                                                                                                           | 担当課 | 障害福祉課<br>保険年金課 |
| 内容 | 20歳未満の在宅重度心身障害児で、日常生活が著しく制限され、介護が必要な状態の人に障害児福祉手当を支給する。また、20歳未満の在宅での中度以上の心身障害児を養育している人に特別児童扶養手当を支給する。さらに、障害のある子どものいる家庭の生活基盤の安定を図るため、医療費助成を実施するとともに、支援を必要とする子どもが各種手当及び医療費助成制度を適切に利用できるよう、広報ひがしおうみ等で周知を図る。 |     |                |
| ⑦  | 障害児サマーホリデー等による障害児地域生活支援                                                                                                                                                                                 | 担当課 | 障害福祉課          |
| 内容 | 障害のある子どもたちが、本人を取り巻く地域との関わりの中で、本人の自立と発達を促す機会の拡充に努め、障害児サロン、障害児童クラブ、サマーホリデー、スプリングホリデー等の活動を支援する。                                                                                                            |     |                |

## 関連事業

- ・発達支援センター相談支援事業
- ・発達支援センター療育支援事業
- ・発達支援センター地域支援事業
- ・発達支援センター学習支援事業
- ・特別支援教育推進事業
- ・通級指導教室運営事業
- ・障害者サービス等給付事業
- ・福祉医療助成事業
- ・障害児地域生活支援事業



## (2) 外国にルーツのある家庭への支援の推進【重点施策】

## 現状・課題

- ・本市の外国籍人口は増加傾向にあり、外国にルーツのある子ども及びその家庭が安心して日常生活を送ることができるよう、支援の充実が求められている。

## 取組の方向性

外国にルーツのある子ども及びその家庭に対して、通訳の派遣、初歩的な日本語指導及び基礎的な生活指導を行うことで、国籍又は育った環境の違いによって学びの機会が制限されないよう支援する。

## 具体的な取組

|    |                                                                                                                                                     |     |                    |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------|
| ①  | 外国にルーツのある家庭とのコミュニケーション・情報発信強化                                                                                                                       | 担当課 | 学校教育課<br>幼児課、広報課   |
| 内容 | 学校を含む教育施設及び保育施設における支援体制及び利用者とのコミュニケーションの強化に向けて、認定こども園等に対し日本語指導員による巡回指導を実施するとともに、小中学校も含めて翻訳機の貸出しを行う。また、広報ひがしおうみを10言語でデジタル配信し、生活に必要な情報を得やすくする。        |     |                    |
| ②  | 外国語支援相談員の配置                                                                                                                                         | 担当課 | 学校教育課              |
| 内容 | 支援相談員による日本語指導を必要とする児童生徒の日本語指導、学習指導、生活指導等に係る補助及び保護者との懇談、相談、連絡等の補助を行い、子ども及び家族の不安の軽減並びに子どもの学習・生活環境の安定を図る。                                              |     |                    |
| ③  | 外国にルーツのある子どもへの日本語指導及び生活指導                                                                                                                           | 担当課 | 学校教育課<br>幼児課、生涯学習課 |
| 内容 | 日本語の初期指導が必要と認められる外国にルーツのある子どもの就園・就学を支援するため、外国籍児サポートルームにこここ、プレスクール、いろは教室等において、初歩的な日本語指導及び基礎的な生活指導を実施する。また、市内の小中学校に在籍する児童生徒を対象に学習支援を行う日本語教室なかよしを実施する。 |     |                    |

## 関連事業

- ・外国人児童生徒等教育支援事業
- ・地域力強化事業

## 基本目標4 社会全体で子育てする環境づくり

### 4-1 子どもの育ちを支える環境づくり

#### (1) 子どもの権利を守る取組の推進

##### 現状・課題

- ・児童生徒の自殺及び児童虐待相談が全国的に増加しており、子どもの生命及び心の健康を守ることをはじめとした子どもの権利を守る取組の充実が急務となっている。

##### 取組の方向性

こども基本法及び東近江市こども条例（平成19年東近江市条例第44号）に基づき、子どもの人権が尊重され、安全で安心して育つことができる環境づくりに取り組み、未来にはばたく本市の全ての子どもが個性をいかし、心豊かに育ち、社会全体で守り育て支援される地域に子育ての輪が広がるまちの実現を目指す。

##### 具体的な取組

|    |                                                                                                                                                   |     |                          |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------|
| ①  | 子どもが意見を表明できる機会の確保・充実【新規】                                                                                                                          | 担当課 | 生涯学習課<br>学校教育課<br>こども政策課 |
| 内容 | こども基本法に示される子ども自身が意見を表明できる機会の確保及び充実に向けて、子どもが子どもの施策に対する意見及び提言を積極的に表明できる機会の確保及び仕組みづくりに取り組む。                                                          |     |                          |
| ②  | いじめ防止対策の推進                                                                                                                                        | 担当課 | 学校教育課                    |
| 内容 | 被害児童生徒の人権を侵害し、心及び身体に深刻な被害を及ぼすいじめについて、東近江市立小中学校いじめ防止基本方針に基づき各学校で未然防止を第一とした取組を推進するとともに、教育相談等の機会を活用した早期発見及び早期解決に取り組む。                                |     |                          |
| ③  | 子どもの人権に関する相談窓口の周知                                                                                                                                 | 担当課 | こども相談支援課<br>人権・男女共同参画課   |
| 内容 | 子どもの権利条約に示される「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」及び「参加する権利」の四つの権利をはじめとする子どもの人権が侵害されることのないよう、いじめ、体罰、不登校、親による児童虐待等の子どもをめぐる人権問題の相談を受け付け、早期解決を図る子どもの人権110番を広く周知する。 |     |                          |

##### 関連事業

- ・人権学習推進事業
- ・いじめ対策推進事業
- ・学校問題対策事業
- ・人権施策推進事業
- ・青少年育成推進事業



## (2) 子育て支援ネットワークづくり

## 現状・課題

- ・地域全体で子ども・子育てを見守り支える子育て支援ネットワークづくりを推進し、全ての家庭が一体となって、子どもの幸福な生活を担保する地域づくりが求められる。
- ・地域で活動する関係団体等と連携した子育て支援の充実が求められる。

## 取組の方向性

地域全体で子どもと子育てを見守り、支える体制の充実に向け、地域で活動する関係団体等と連携した取組を推進する。

## 具体的な取組

|    |                                                                                                                                                                                                                      |     |                      |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------|
| ①  | ファミリー・サポート・センター事業による助け合いの子育て支援                                                                                                                                                                                       | 担当課 | 子育て支援センター            |
| 内容 | 多様な子育てニーズに的確かつ迅速に対応できるよう、子育て支援に関わる行政機関及び民間団体と連携し、事業の利用促進を図る。依頼会員については、地域子育て支援拠点事業のつどいの広場を通じた情報提供等により登録を推進する。また、協力会員については、継続的な支援を提供できるよう、引き続き地域の事業所、市内の大学等に出向き、広報・啓発活動を通じて確保を図るとともに、交流事業、講習、研修等への参加を積極的に促し、スキルアップを図る。 |     |                      |
| ②  | 団体と連携した交流促進等の推進                                                                                                                                                                                                      | 担当課 | 子育て支援センター<br>幼児課、図書館 |
| 内容 | 子育て支援センター、民間のつどいの広場、地域及び多様な機関が連携を図り、親子交流事業、のびのび親子の教室、赤ちゃん広場、おはなし広場、絵本講座等、子育て世代を支援する講座及び活動を実施する。また、子育て世代の孤独の解消、交流の促進、保護者同士での助け合いの促進等に向けて、市内で活動する住民主体の子育てサークルに対し、広報ひがしおうみ等への活動情報の掲載、施設及び備品の貸出し等の支援を実施する。               |     |                      |
| ③  | 切れ目ない子育て拠点づくり事業                                                                                                                                                                                                      | 担当課 | 子育て支援センター            |
| 内容 | 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うため、ワンストップで相談できる体制及び地域の様々な担い手による子育て支援のネットワークを構築し、地域で親を支え、地域コミュニティの中で安心感及び充実感を持って子育てができる社会を目指す。                                                                                                  |     |                      |
| ④  | 気軽に赤ちゃんとお出かけができる環境整備のための赤ちゃんの駅設置                                                                                                                                                                                     | 担当課 | こども政策課               |
| 内容 | 乳幼児の保護者が外出先で気軽におむつ替え、授乳等ができる環境を整備するとともに、社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図る。                                                                                                                                                       |     |                      |



|    |                                                                                                                                                                                           |     |                            |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------|
| ⑤  | 子育て情報の提供                                                                                                                                                                                  | 担当課 | こども政策課<br>幼児課<br>子育て支援センター |
| 内容 | 子育て世代が地域の子育て支援、活動等の情報を把握し、活用できるよう、子育てマップ、子育て支援情報、認定こども園等の申込みに関する情報、遊び場情報等の子育てに関する情報について、広報ひがしおうみ、市ホームページ内「キッズページ」、東近江スマイルネット、子育てハンドブック「ららら♪」等を活用して発信する。また、市公式LINE及びアプリを活用したプッシュ型情報発信に努める。 |     |                            |

関連事業 ・ファミリー・サポート・センター運営事業 ・次世代育成対策事業

## 4-2 交流・体験の機会創出

### (1) 子どもの交流の場づくり・遊び場づくり

#### 現状・課題

- ・ニーズ調査結果を見ると、特に就学前児童の保護者において「子どもが安心して遊べる場所づくり」に関するニーズが高くなっており、子育て家庭の孤独・孤立対策のためにも、子育て中の親子が気軽に集い、交流できる場の充実が求められている。また、「公園及び歩道の整備」についても同様にニーズが高くなっており、子どもが安心して遊べる公園、安心して外出できる歩道等の整備が求められている。

#### 取組の方向性

子育て家庭の孤独・孤立対策に向けて、つどいの広場、図書館等を活用した交流の促進及び保育所等と連携した未就園児の交流活動の充実に取り組むとともに、子どもが安全に安心して遊ぶことができるよう公園の維持管理等を推進する。

#### 具体的な取組

|    |                                                                                                                                     |     |                |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------|
| ①  | 公園整備の推進                                                                                                                             | 担当課 | 都市計画課<br>幼児施設課 |
| 内容 | 市内の公園において、子どもが安全に安心して遊ぶことができるよう、引き続き老朽化が進んでいる遊具の確認を行い、修繕、撤去等必要な措置を講じる。また、教育・保育施設においても遊具点検を行い、使用不可能又は部分的な異常が見られる遊具については、修繕又は撤去を順次行う。 |     |                |

|    |                                                                                                                                             |     |                  |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------|
| ②  | 子育て中の保護者及びその子どもが気軽に集える<br>つどいの広場の充実                                                                                                         | 担当課 | 子育て支援センター        |
| 内容 | 市内13箇所に設置されたつどいの広場は、子育て中の保護者及びその子どもが気軽に集い交流でき、子育ての悩みを相談できる場所である。さらに、子育てコンシェルジュを配置し、相談に応じることで子育て支援の充実に取り組む。                                  |     |                  |
| ③  | 赤ちゃん広場の開催                                                                                                                                   | 担当課 | 子育て支援センター        |
| 内容 | 市内の子育て支援センター等において、月に1回、1歳までの乳児及び保護者が集い、乳児の身長及び体重を計測したり、日々の困りごと等を保育士又は助産師に相談したりすることができる赤ちゃん広場を開催し、子育て家庭の交流促進及び孤立防止を図る。                       |     |                  |
| ④  | 保育所等と連携した未就園児の交流活動の推進                                                                                                                       | 担当課 | 子育て支援センター<br>幼児課 |
| 内容 | 子育て家庭の交流促進及び孤立防止に向けて、市内の保育所、幼稚園、認定こども園等において未就園児を対象に実施される交流活動及び園庭開放について、広報ひがしおうみ、市ホームページ等で情報を発信する。                                           |     |                  |
| ⑤  | 子どもへの絵本の読み語りの推進                                                                                                                             | 担当課 | 図書館<br>子育て支援センター |
| 内容 | 子どもと保護者が共に絵本の世界を楽しみ、触れ合う時間となるよう絵本の読み語りを定期的に開催するとともに、絵本に出会う第一歩としてのブックスタート事業を実施する。また、子どもと保護者に対する多様な資料提供及び情報発信の充実を図るとともに、くつろいで交流できる居場所づくりに努める。 |     |                  |
| ⑥  | 地域が育む子どもの交流の場づくり・遊び場づくり<br>【再掲】                                                                                                             | 担当課 | こども政策課           |
| 内容 | 子どもの居場所づくりとして、社会福祉協議会、地域の団体、ボランティア等と連携し、子ども食堂、子ども用のフリースペース、児童育成支援拠点等、子どもが安心して過ごせる「第3の居場所」の確保及び充実に取り組む。                                      |     |                  |

## 関連事業

- ・公園緑地管理事業
- ・公園遊具安全対策事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・図書館管理運営事業
- ・移動図書館事業
- ・児童福祉推進事業

## (2) 子どもの体験活動の充実

## 現状・課題

- ・豊かな感性の育成及び郷土愛の醸成に向けて、子どもが本市の自然及び歴史文化を肌で感じ、学ぶ機会の充実が求められている。
- ・令和5年度東近江市幼児の運動能力調査報告書によると、4歳児・5歳児の運動能力は、5歳児女児を除いて基準値を下回っており、子どもがスポーツに触れる機会が減少したことによる体力の低下が課題となっている。

## 取組の方向性

子どもたちが多様な体験活動ができるよう、公共施設等を活用した体験学習及び地域活動の活性化を図る。また、子どもの心身の発達、体力の増強及び社会性の育成に向けて、地域の団体等と連携し、スポーツに触れる機会の充実を図る。

## 具体的な取組

|    |                                                                                                                                                               |     |        |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------|
| ①  | 放課後子ども教室の実施【再掲】                                                                                                                                               | 担当課 | 生涯学習課  |
| 内容 | 全ての児童を対象として、放課後及び長期休業期間中に小学校の空き教室、コミュニティセンター等を利用し、地域と連携しながら多様な体験、交流及び学習の機会を提供する放課後子ども教室を実施する。また、継続的な実施に向けた人材の確保及び育成にも取り組む。                                    |     |        |
| ②  | スポーツ・レクリエーション活動の充実と人材の育成                                                                                                                                      | 担当課 | スポーツ課  |
| 内容 | スポーツを通じた子どもの健全育成及び居場所づくりの推進に向けて、学校体育施設及びスポーツ施設を広く開放し、気軽にスポーツができる環境の充実を図るとともに、スポーツ少年団、スポーツ推進委員及び総合型地域スポーツクラブと連携し、スポーツ・レクリエーション活動の充実及び指導者の確保並びにスキルアップに関する支援を行う。 |     |        |
| ③  | 里山保育の実施                                                                                                                                                       | 担当課 | 森と水政策課 |
| 内容 | 自然への興味を引き出し生きる力を培うための本市独自の取組である里山保育について、市内の保育所、幼稚園及び認定こども園と連携し、主に5歳児クラスを対象として実施する。                                                                            |     |        |
| ④  | 森里川湖のつながり、地域資源を知る機会の創出                                                                                                                                        | 担当課 | 森と水政策課 |
| 内容 | 子どもが本市の森里川湖に育まれた豊かな自然とそのつながりに気付き、自然を基盤として積み重ねられてきた歴史及び文化の奥深さを知る中で、ふるさとへの愛着心を醸成する体験活動を実施する。                                                                    |     |        |

|    |                                                                                                                                                                                       |     |                     |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------|
| ⑤  | 河辺いきものの森及び布引の森の活用                                                                                                                                                                     | 担当課 | 河辺いきものの森<br>布引の森    |
| 内容 | 子どもが身近な自然環境を体感し、自然の楽しさ及び大切さを実感できる拠点として河辺いきものの森及び布引の森を活用し、鈴鹿山脈から琵琶湖までつながる本市の豊かな自然の価値に気付く機会を提供する。                                                                                       |     |                     |
| ⑥  | 郷土の歴史・文化と触れ合う機会の充実                                                                                                                                                                    | 担当課 | 歴史文化振興課<br>博物館構想推進課 |
| 内容 | 歴史文化講座の開催、小中学校PTA等の体験活動の支援及び協力を行い、郷土の歴史文化と触れ合う機会の充実を図るとともに、市内の芸術及び自然歴史文化をテーマとした観察会、ワークショップ、イベント等を開催し、体験を通じた郷土愛の醸成を図る。また、各種事業を実施する際に、子どもが楽しく参加できるよう、専門的な知識を有する職員の配置及びボランティアスタッフの充実を図る。 |     |                     |
| ⑦  | 青少年の体験活動促進                                                                                                                                                                            | 担当課 | 生涯学習課               |
| 内容 | 青少年が地域の自然の中で野外活動及び集団生活を通し、社会規範、協調性、自立（自律）心等の生きる力を身に付けることを目的に、体験活動を実施する。                                                                                                               |     |                     |

## 関連事業

- ・生涯スポーツ振興事業
- ・競技スポーツ推進事業
- ・埋蔵文化財活用事業
- ・小学校体験活動等支援事業
- ・青少年育成推進事業
- ・食農・食育推進事業
- ・スポーツレクリエーション推進事業
- ・森里川湖次世代育成事業
- ・文化振興事業
- ・中学校体験活動等支援事業
- ・地域力強化事業

## 4-3 安心・安全な環境づくり

## (1) 子どもを犯罪被害から守る取組の推進

## 現状・課題

- ・子どものスマートフォンの所有率の上昇に伴い、SNSを通じて児童生徒が犯罪被害に巻き込まれる事件が多発している。

## 取組の方向性

児童生徒、保護者等に対し、SNS等の適切利用について広報・啓発を行うとともに、子ども及び地域住民一人一人の防犯意識及び危機管理意識の高揚を図る。

## 具体的な取組

|    |                                                                                                                                                                   |     |                           |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------|
| ①  | 防犯意識の向上                                                                                                                                                           | 担当課 | 生涯学習課<br>学校教育課<br>防災危機管理課 |
| 内容 | 防犯意識の高揚を図るため、小学生を対象に防犯教室を実施し、子どもが犯罪被害の危険から自らの身を守る能力を培う。また、子どもがそれぞれの発達に応じて危険予測及び危機回避ができるよう、保護者への啓発を進める。さらに、不審者又は変質者の発生時には、メール配信等により迅速に情報を発信する。                     |     |                           |
| ②  | 学校と連携した防犯等教育の推進                                                                                                                                                   | 担当課 | 学校教育課<br>生涯学習課            |
| 内容 | 学校と連携し、情報モラル教室、防犯教室等を実施することにより、SNSを通じたトラブルの防止及びスマートフォンへの依存を防ぐための指導及び啓発に取り組む。児童生徒の保護者に対しても、広報及び学校だよりを通じて、スマートフォンの適正利用及び子どもを犯罪被害から守るためのフィルタリング機能の利活用の推進に向けた啓発を推進する。 |     |                           |
| ③  | CAPプログラムの推進                                                                                                                                                       | 担当課 | 学校教育課<br>こども相談支援課         |
| 内容 | 小学校3年生を対象として、子ども自身がいじめ、誘拐、児童虐待、痴漢又は性暴力といった様々な権利侵害から自分を守るための教育プログラムであるCAPプログラムを実施する。                                                                               |     |                           |
| ④  | 被害にあった子どもの保護の推進                                                                                                                                                   | 担当課 | 学校教育課<br>こども相談支援課         |
| 内容 | いじめ、児童虐待又は犯罪被害を受けた子どもの心の安定を図るため、中学校にスクールカウンセラーを配置し、子どもからの相談の受付及び心のケアに取り組むとともに、小学校についても要請に応じてスクールカウンセラーを派遣する。また、ニーズ等に応じてスクールカウンセラーの相談支援体制の充実を図る。                   |     |                           |

## 関連事業

- ・ 児童虐待防止対策事業
- ・ 防犯活動推進事業
- ・ 学校問題対策事業
- ・ いじめ対策推進事業
- ・ 青少年育成推進事業

## (2) 地域における安心・安全への取組

## 現状・課題

- ・ 子どもの生命を預かる教育・保育現場における危機管理対策の充実が求められている。
- ・ 登下校（登降園）等の子どもを狙った犯罪、子どもを巻き込んだ交通事故等が発生しており、地域のボランティア等と連携した見守り体制の充実が求められている。

## 取組の方向性

教育・保育現場における危機管理対策及び安全管理を推進するとともに、地域のボランティア団体等と連携し、登下校時等を中心とした子どもの交通安全対策を推進する。

## 具体的な取組

|    |                                                                                                                                                                                                                                             |     |                                               |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------|
| ①  | 教育・保育施設における危機管理対策の推進                                                                                                                                                                                                                        | 担当課 | 教育総務課、学校教育課<br>幼児施設課、幼児課                      |
| 内容 | 教育・保育施設において、施設の安全確保及びけがへの応急処置に関する研修、また、食に関する危機管理対策として、食物アレルギー及びアナフィラキシー症状が現れた際の救急処置等に関する研修を実施する。                                                                                                                                            |     |                                               |
| ②  | 教育・保育施設における安全管理の徹底                                                                                                                                                                                                                          | 担当課 | 教育総務課、学校教育課<br>幼児施設課、幼児課                      |
| 内容 | 教育・保育施設において、犯罪、災害等から子どもを守るため、防犯カメラ、緊急通報システム等の防犯設備の維持管理及び機器更新を行うとともに、随時危機管理マニュアルの見直しを行い、安全対策・危機管理対策の強化に努める。また、事故及びけがに対する正しい予防法及び応急処置法の周知徹底を図る。                                                                                               |     |                                               |
| ③  | 地域ぐるみの防犯体制の強化                                                                                                                                                                                                                               | 担当課 | 教育総務課<br>生涯学習課                                |
| 内容 | 地域住民及び事業所の協力を得ながら、こども110番の家及びこども110番のくるまを推進し、安心・安全に過ごせる環境づくりを進めるとともに、青少年育成市民会議等の各種団体との協働による巡回活動及び登下校の見守り活動を推進する。                                                                                                                            |     |                                               |
| ④  | 交通安全対策の推進                                                                                                                                                                                                                                   | 担当課 | 教育総務課、学校教育課<br>少年センター<br>市民生活相談課<br>幼児施設課、幼児課 |
| 内容 | 交通安全の推進に向けて、就学前の教育・保育施設ではカンガルークラブの活動を通して交通ルールを学ぶ機会の充実に取り組む。学校では、交通安全教室の実施及び自転車利用時の児童生徒に対するヘルメット着用の徹底を呼び掛ける。また、地域のボランティア等と連携した登下校時の見守り及び青色防犯パトロール活動に取り組む。さらに、通学路等安全推進連絡会の構成員である教育委員会、こども未来部、警察及び道路管理者は、引き続き合同点検をはじめ、危険箇所を確認して安全対策の改善及び充実を図る。 |     |                                               |

## 関連事業

- ・交通安全啓発事業
- ・通学路安全対策事業
- ・青少年育成推進事業

## 第6章 子ども・子育て支援事業の実施に向けた 量の見込みと確保方策

本計画では、第5章で示した施策を具体的に展開するため、教育・保育の提供区域を設定し、過去の人口動態から算出した人口推計を踏まえ、区域ごとの需要の指標となる「量の見込み」を定める。その上で、供給の指標となる「確保方策（確保予定数）」を定め、子ども・子育て支援事業の計画的な推進を図る。

### Ⅰ 教育・保育提供区域の設定

幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進するに当たり、基礎となる提供区域の設定について示す。

#### 区域設定

区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、市全域等、地域の実情に応じて、保護者及び子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。

本計画では、0歳児から2歳児までの教育・保育の提供体制を確保することを重視し、市全域を一つの提供区域とする。提供区域を一つとすることで、多様な事業者の参入を受け入れることができ、柔軟な供給体制を確保することができる。

地域子ども・子育て支援事業についても、市全域を一つの提供区域とする。ただし、小学校の児童数の変化と一体的に捉えるべき放課後児童健全育成事業（学童保育所）については、小学校区ごとに量の見込みと確保方策（確保予定数）を定める。



## 2 人口推計

幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等を算出するため、人口推計を行った。

0歳から5歳まで人口の推計では、各年齢共に減少傾向にあり、令和4年と令和11年で比較すると、0歳から5歳までの合計で987人（18.9%）の減少が予測される。

6歳から11歳までの人口の推計では、各年齢共に減少傾向にあり、令和4年と令和11年で比較すると、6歳から11歳までの合計で1,341人（21.1%）の減少が予測される。

◆実績を基に算出した0歳から11歳まで人口推計

（単位：人）

| 区分  | 実績     |        |        | 推計（本計画期間） |        |        |       |       |
|-----|--------|--------|--------|-----------|--------|--------|-------|-------|
|     | 令和4年   | 令和5年   | 令和6年   | 令和7年      | 令和8年   | 令和9年   | 令和10年 | 令和11年 |
| 0歳  | 787    | 741    | 710    | 704       | 698    | 692    | 686   | 680   |
| 1歳  | 860    | 797    | 760    | 725       | 719    | 713    | 707   | 701   |
| 2歳  | 826    | 870    | 804    | 761       | 728    | 722    | 716   | 710   |
| 3歳  | 928    | 823    | 859    | 799       | 757    | 724    | 718   | 712   |
| 4歳  | 867    | 923    | 824    | 859       | 799    | 757    | 724   | 718   |
| 5歳  | 963    | 879    | 923    | 822       | 858    | 798    | 756   | 723   |
| 6歳  | 1,028  | 967    | 870    | 926       | 821    | 857    | 797   | 755   |
| 7歳  | 1,017  | 1,031  | 970    | 866       | 926    | 821    | 857   | 797   |
| 8歳  | 1,038  | 1,036  | 1,026  | 955       | 859    | 917    | 834   | 860   |
| 9歳  | 1,063  | 1,043  | 1,033  | 1,009     | 955    | 859    | 917   | 834   |
| 10歳 | 1,126  | 1,070  | 1,047  | 1,018     | 1,011  | 957    | 861   | 919   |
| 11歳 | 1,094  | 1,127  | 1,066  | 1,029     | 1,017  | 1,010  | 957   | 860   |
| 計   | 0歳～5歳  | 5,231  | 5,033  | 4,880     | 4,670  | 4,559  | 4,406 | 4,244 |
|     | 6歳～11歳 | 6,366  | 6,274  | 6,012     | 5,803  | 5,589  | 5,421 | 5,025 |
|     | 0歳～11歳 | 11,597 | 11,307 | 10,892    | 10,473 | 10,148 | 9,827 | 9,269 |

資料 令和2年から令和6年までの各年4月1日時点住民基本台帳各歳別人口を基に変化率を求め推計



### 3 量の見込みと確保方策及びその実施時期

東近江市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果及び近年の利用状況並びに実績を基に、事業の現在の供給体制、今後の動向等を踏まえ設定した量の見込みと確保方策及びその実施時期を示す。

#### (1) 幼児期の教育・保育事業

##### ■事業の内容

幼児期の教育・保育事業は、小学校就学前の乳幼児が幼児施設（保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所）を利用する事業である。

##### ■認定区分と対象児童・施設

| 認定区分     |                                                              | 利用できる施設等                              |
|----------|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 1号<br>認定 | 【教育標準時間認定】<br>子どもが満3歳以上で、認定こども園等で教育を希望                       | 認定こども園、幼稚園<br>(教育標準時間)                |
| 2号<br>認定 | 【保育認定 満3歳以上】<br>子どもが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、認定こども園等で教育・保育を希望 | 認定こども園、保育所<br>(保育標準時間、保育短時間)          |
| 3号<br>認定 | 【保育認定 満3歳未満】<br>子どもが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、認定こども園等で保育を希望    | 認定こども園、保育所<br>(保育標準時間、保育短時間)、地域型保育事業所 |

##### ■量の見込みと確保方策

(単位：人)

|         | 令和7年度 |       |     |     |     | 令和8年度 |       |     |     |     | 令和9年度 |       |     |     |     |
|---------|-------|-------|-----|-----|-----|-------|-------|-----|-----|-----|-------|-------|-----|-----|-----|
|         | 1号    | 2号    | 3号  |     |     | 1号    | 2号    | 3号  |     |     | 1号    | 2号    | 3号  |     |     |
|         | 3～5歳  | 0歳    | 1歳  | 2歳  |     | 3～5歳  | 0歳    | 1歳  | 2歳  |     | 3～5歳  | 0歳    | 1歳  | 2歳  |     |
| ① 量の見込み | 727   | 1,716 | 203 | 416 | 468 | 657   | 1,721 | 211 | 432 | 464 | 572   | 1,672 | 219 | 448 | 476 |
| ② 確保方策  | 1,863 | 1,772 | 241 | 422 | 488 | 1,863 | 1,772 | 241 | 432 | 488 | 1,863 | 1,772 | 241 | 448 | 498 |
| 教育・保育施設 | 1,863 | 1,772 | 207 | 372 | 430 | 1,863 | 1,772 | 207 | 382 | 430 | 1,863 | 1,772 | 207 | 398 | 440 |
| 地域型保育事業 | -     | -     | 34  | 50  | 58  | -     | -     | 34  | 50  | 58  | -     | -     | 34  | 50  | 58  |
| ②-①     | 1,136 | 56    | 38  | 6   | 20  | 1,206 | 51    | 30  | 0   | 24  | 1,291 | 100   | 22  | 0   | 22  |

|         | 令和10年度 |       |     |     |     | 令和11年度 |       |     |     |     |
|---------|--------|-------|-----|-----|-----|--------|-------|-----|-----|-----|
|         | 1号     | 2号    | 3号  |     |     | 1号     | 2号    | 3号  |     |     |
|         | 3～5歳   | 0歳    | 1歳  | 2歳  |     | 3～5歳   | 0歳    | 1歳  | 2歳  |     |
| ① 量の見込み | 506    | 1,659 | 227 | 464 | 488 | 450    | 1,670 | 235 | 479 | 499 |
| ② 確保方策  | 1,863  | 1,772 | 241 | 464 | 498 | 1,778  | 1,773 | 243 | 479 | 499 |
| 教育・保育施設 | 1,863  | 1,772 | 207 | 414 | 440 | 1,778  | 1,773 | 209 | 429 | 441 |
| 地域型保育事業 | -      | -     | 34  | 50  | 58  | -      | -     | 34  | 50  | 58  |
| ②-①     | 1,357  | 113   | 14  | 0   | 10  | 1,328  | 103   | 8   | 0   | 0   |

■確保方策の内容

- 保育需要は全ての年齢で増加傾向が見られるものの、人口推計が減少傾向であることから、現在の各施設における定員数を確保方策とし、これを維持するよう努める。必要に応じて定員を見直す。
- 特に0歳児から2歳児までの保育需要の高まりに対しては、地域の保育需要等の動向を見定め、既存施設の改修を検討する。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

教育・保育のほか、子ども・子育て支援法で定められた事業として、子ども及び子育て家庭を対象に各事業を展開する。

■地域子ども・子育て支援事業一覧

| 事業                                                 |
|----------------------------------------------------|
| ア 利用者支援事業                                          |
| イ 時間外保育事業〔延長保育事業〕                                  |
| ウ 放課後児童健全育成事業〔学童保育所〕                               |
| エ 子育て短期支援事業〔ショートステイ〕                               |
| オ 乳児家庭全戸訪問事業                                       |
| カ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 |
| カー1 養育支援訪問事業                                       |
| カー2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業                           |
| カー3 子育て世帯訪問支援事業(※)                                 |
| カー4 児童育成支援拠点事業(※)                                  |
| カー5 親子関係形成支援事業(※)                                  |
| キ 地域子育て支援拠点事業                                      |
| クー1 一時預かり事業:幼稚園型【預かり保育】                            |
| クー2 一時預かり事業:幼稚園型以外                                 |
| ケ 病児・病後児保育事業                                       |
| コ 子育て援助活動支援事業〔ファミリー・サポート・センター事業〕                   |
| サ 妊婦健康診査事業                                         |
| シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業                                 |
| ス 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業                       |
| セ 産後ケア事業(※)                                        |
| ソ 乳児等通園支援事業(令和7年度限り)(こども誰でも通園制度)(※)(令和8年度以後)       |

※第3期計画から新たに追加された事業である。

## ア 利用者支援事業

## ■事業の内容

利用者支援事業は、妊娠・出産・育児に役立つ情報提供及び相談・助言、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、四つの類型（基本型・特定型・こども家庭センター型・妊婦等包括相談支援事業型）に分かれている。

## ■事業の実績

基本型は、公立子育て支援センターに子育てコンシェルジュなど利用者支援員研修を受講した職員を配置し、子育てに関する不安及び悩みを聞き取り相談に応じた。

特定型は、市幼児課内に保育アドバイザーを配置し、施設利用等に関する相談・助言を行うとともに、一時預かり、ファミリー・サポート・センター等の保育サービスに関する情報提供及び利用に向けた支援を行い、入園に関する不安解消に努めた。

児童福祉法の改正を受けて、母子保健型は令和6年度から、全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもに一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センター型による運営となった。妊娠期の悩み事及び健康管理等に関する相談を受け付け、出産後も支援が必要な子ども及び家庭に対して、18歳の成人に至るまで切れ目なく相談に応じた。また、地域資源を活用し、それぞれの子ども及び家庭に適した支援の調整（コーディネート）を行った。

資料：子育て支援センター、幼児課、健康推進課、こども相談支援課

## ■量の見込みと確保方策

|              |       | 単位     | 基準値<br>令和<br>6年度<br>実績 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|--------------|-------|--------|------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 基本型          | 量の見込み | 箇所     | 6                      | 6         | 6         | 6         | 6          | 6          |
|              | 確保方策  | 箇所     | -                      | 6         | 6         | 6         | 6          | 6          |
| 特定型          | 量の見込み | 箇所     | 1                      | 1         | 1         | 1         | 1          | 1          |
|              | 確保方策  | 箇所     | -                      | 1         | 1         | 1         | 1          | 1          |
| こども家庭センター型   | 量の見込み | 箇所     | 1                      | 1         | 1         | 1         | 1          | 1          |
|              | 確保方策  | 箇所     | -                      | 1         | 1         | 1         | 1          | 1          |
| 妊婦等包括相談支援事業型 | 量の見込み | 延べ回数/年 | -                      | 1,549     | 1,536     | 1,522     | 1,509      | 1,496      |
|              | 確保方策  | 延べ回数/年 | -                      | 1,549     | 1,536     | 1,522     | 1,509      | 1,496      |

## ■確保方策の内容

○こども家庭センターについては、妊産婦及び乳幼児も含め切れ目なく、児童虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで支援する。

○妊婦等包括相談支援事業については、相談支援の更なる推進の観点から母子健康手帳交付時、妊娠7、8箇月のアンケートから面談を希望する妊婦に対してと、赤ちゃん訪問時の面談回数を確保方策としている。

■利用者支援事業実施場所

【基本型】

|    | 相談窓口                               | 場所           |
|----|------------------------------------|--------------|
| 公立 | 八日市子育て支援センター(保健子育て複合施設ハピネス内2階)     | 東中野町4番5号     |
|    | 愛東・永源寺子育て支援センター(愛東あいあい幼稚園内)        | 妹町29番地4      |
|    | 五個荘子育て支援センター(五個荘あさひ幼稚園内)           | 五個荘山本町306番地  |
|    | 湖東子育て支援センター(湖東ひばり幼稚園内)             | 平松町829番地     |
|    | 能登川子育て支援センター(能登川にじいろ幼稚園内)          | 乙女浜町176番地    |
|    | 蒲生子育て支援センター(蒲生支所内3階)               | 市子川原町676番地   |
| 民間 | つどいの広場「すずかけっこ」(平田コミュニティセンター内)      | 下羽田町84番地5    |
|    | つどいの広場「ぼれぼれ」                       | 八日市上之町1番41号  |
|    | つどいの広場「ETWAS NEUES」(アル・プラザ八日市内 4階) | 八日市浜野町3番1号   |
|    | つどいの広場「やまびこ」                       | 山上町829番地1    |
|    | つどいの広場「童夢の館どむどむ」                   | 下里町3番地       |
|    | つどいの広場「つくし児童館」                     | 佐野町341番地     |
|    | つどいの広場「えがお」                        | 蒲生堂町328番地252 |

※実施場所については、令和6年度時点に記載

【特定型】

| 相談窓口            | 場所         |
|-----------------|------------|
| 東近江市こども未来部 幼児課内 | 八日市緑町10番5号 |

【こども家庭センター型】

| 相談窓口                            | 場所         |
|---------------------------------|------------|
| 東近江市こども未来部 こども相談支援課内            | 八日市緑町10番5号 |
| 東近江市保健センター内(保健子育て複合施設ハピネス1階)    | 東中野町4番5号   |
| 東近江市子育て支援センター内(保健子育て複合施設ハピネス2階) | 東中野町4番5号   |

## イ 時間外保育事業〔延長保育事業〕

## ■事業の内容

延長保育事業は、保育所及び認定こども園に就園する園児（2号・3号）の保護者が勤務時間帯等の都合で基本保育時間を超えて継続的に保育が必要な場合、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合等に利用する事業である。

## ■事業の実績

延長保育事業については、実施箇所数は同じである。利用人数の実績は、令和2年度以降減少していたが、令和5年度に増加に転じている。

資料：幼児課

## ■量の見込みと確保方策

|       | 単位     | 基準値<br>令和<br>5年度<br>実績 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|--------|------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 延べ人数／日 | －                      | 74        | 72        | 70        | 68         | 67         |
|       | 延べ人数／年 | 17,581                 | 17,760    | 17,280    | 16,800    | 16,320     | 16,080     |
| 確保方策  | 延べ人数／年 | －                      | 21,600    | 21,600    | 21,600    | 21,600     | 21,600     |
| 量の見込み | 箇所     | 29                     | 30        | 30        | 30        | 30         | 30         |
| 確保方策  | 箇所     | －                      | 30        | 30        | 30        | 30         | 30         |

## ■確保方策の内容

○保育標準時間と保育短時間の利用者が延長保育を希望した場合に受け入れられる体制を確保する。

## ウ 放課後児童健全育成事業〔学童保育所〕

## ■事業の内容

学童保育所は、就労等により昼間保護者が家庭にいない小学生を対象に、放課後等に学童保育所で適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業である。

## ■事業の実績

学童保育所については、受入体制の充実に向けて、令和3年度に箕作こどもの家第4学童、令和4年度に五個荘こどもの家第3学童を開設し、また、令和6年度には能登川南小学校区に民間学童保育所が開設し、利用人数が増加に転じた。実施箇所数も令和2年度以降増加し、令和6年度は40箇所となっている。

資料：こども政策課

■量の見込みと確保方策

| 市全体    |                 | 単位   | 基準値<br>令和<br>6年度<br>実績 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|--------|-----------------|------|------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 1年生    | 量の見込み<br>(利用人数) | 人／年  | —                      | 457       | 411       | 435       | 428        | 400        |
| 2年生    |                 | 人／年  | —                      | 372       | 385       | 355       | 369        | 368        |
| 3年生    |                 | 人／年  | —                      | 357       | 341       | 349       | 321        | 341        |
| 4年生    |                 | 人／年  | —                      | 295       | 285       | 270       | 282        | 259        |
| 5年生    |                 | 人／年  | —                      | 171       | 183       | 182       | 169        | 185        |
| 6年生    |                 | 人／年  | —                      | 77        | 78        | 93        | 94         | 91         |
| 特別支援学級 |                 | 人／年  | —                      | 11        | 49        | 51        | 59         | 61         |
| 合計     |                 | 人／年  | 1,652                  | 1,740     | 1,732     | 1,735     | 1,722      | 1,705      |
| 利用人数   | 確保方策            | 人／年  | —                      | 2,142     | 2,142     | 2,142     | 2,142      | 2,142      |
| 支援単位数  |                 | 支援単位 | 40                     | 41        | 41        | 41        | 41         | 41         |



第6章 子ども・子育て支援事業の実施に向けた量の見込みと確保方策

| 小学校区別 |       | 単位 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|-------|----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 玉緒    | 量の見込み | 人  | 85        | 89        | 95        | 93         | 97         |
|       | 確保方策  | 人  | 91        | 91        | 91        | 91         | 91         |
| 御園    | 量の見込み | 人  | 111       | 114       | 112       | 110        | 109        |
|       | 確保方策  | 人  | 142       | 142       | 142       | 142        | 142        |
| 八日市南  | 量の見込み | 人  | 160       | 156       | 157       | 157        | 154        |
|       | 確保方策  | 人  | 166       | 166       | 166       | 166        | 166        |
| 箕作    | 量の見込み | 人  | 184       | 187       | 196       | 205        | 217        |
|       | 確保方策  | 人  | 246       | 246       | 246       | 246        | 246        |
| 八日市北  | 量の見込み | 人  | 96        | 104       | 104       | 105        | 112        |
|       | 確保方策  | 人  | 113       | 113       | 113       | 113        | 113        |
| 八日市西  | 量の見込み | 人  | 72        | 72        | 69        | 69         | 63         |
|       | 確保方策  | 人  | 88        | 88        | 88        | 88         | 88         |
| 布引    | 量の見込み | 人  | 62        | 61        | 56        | 51         | 49         |
|       | 確保方策  | 人  | 74        | 74        | 74        | 74         | 74         |
| 市原    | 量の見込み | 人  | 23        | 23        | 22        | 21         | 17         |
|       | 確保方策  | 人  | 30        | 30        | 30        | 30         | 30         |
| 山上    | 量の見込み | 人  | 37        | 35        | 34        | 35         | 33         |
|       | 確保方策  | 人  | 48        | 48        | 48        | 48         | 48         |
| 五個荘   | 量の見込み | 人  | 151       | 152       | 151       | 150        | 142        |
|       | 確保方策  | 人  | 155       | 155       | 155       | 155        | 155        |
| 愛東南   | 量の見込み | 人  | 34        | 35        | 34        | 33         | 32         |
|       | 確保方策  | 人  | 35        | 35        | 35        | 35         | 35         |
| 愛東北   | 量の見込み | 人  | 30        | 27        | 27        | 26         | 23         |
|       | 確保方策  | 人  | 36        | 36        | 36        | 36         | 36         |
| 湖東第一  | 量の見込み | 人  | 27        | 26        | 27        | 26         | 25         |
|       | 確保方策  | 人  | 37        | 37        | 37        | 37         | 37         |
| 湖東第二  | 量の見込み | 人  | 43        | 41        | 38        | 32         | 28         |
|       | 確保方策  | 人  | 76        | 76        | 76        | 76         | 76         |
| 湖東第三  | 量の見込み | 人  | 61        | 60        | 63        | 63         | 64         |
|       | 確保方策  | 人  | 78        | 78        | 78        | 78         | 78         |
| 能登川東  | 量の見込み | 人  | 79        | 76        | 85        | 90         | 102        |
|       | 確保方策  | 人  | 122       | 122       | 122       | 122        | 122        |
| 能登川西  | 量の見込み | 人  | 59        | 59        | 60        | 58         | 59         |
|       | 確保方策  | 人  | 56        | 56        | 56        | 56         | 56         |
| 能登川南  | 量の見込み | 人  | 188       | 189       | 191       | 191        | 183        |
|       | 確保方策  | 人  | 204       | 204       | 204       | 204        | 204        |
| 能登川北  | 量の見込み | 人  | 42        | 39        | 34        | 31         | 25         |
|       | 確保方策  | 人  | 45        | 45        | 45        | 45         | 45         |
| 蒲生東   | 量の見込み | 人  | 52        | 50        | 52        | 49         | 51         |
|       | 確保方策  | 人  | 64        | 64        | 64        | 64         | 64         |
| 蒲生西   | 量の見込み | 人  | 97        | 92        | 87        | 83         | 78         |
|       | 確保方策  | 人  | 173       | 173       | 173       | 173        | 173        |
| 蒲生北   | 量の見込み | 人  | 48        | 45        | 42        | 43         | 42         |
|       | 確保方策  | 人  | 63        | 63        | 63        | 63         | 63         |

■確保方策の内容

- 学童保育の利用ニーズの把握及び入所予測を行い、ニーズに合う受入体制の構築及び施設の確保を行う。
- 放課後児童支援員のスキルアップを目的とした研修及び巡回相談を実施し、学童保育所における保育の質の向上を図る。

エ 子ども短期支援事業〔ショートステイ〕

■事業の内容

子育て短期支援事業は、支援・相談中の家庭において、保護者の育児疲れ等により児童の養育が一時的に困難となった場合に市が委託する施設（ファミリーホーム等）及び里親宅で児童を預かり、必要な保護・養育を行う事業である。

■事業の実績

子育て短期支援事業については、レスパイト目的を含むショートステイの提供体制の充実に努め、令和5年度にショートステイの委託事業者を2箇所追加して確保したことにより、受入可能人数が増加した。一方で、年間受入数の実績は、令和3年度に増加したが、レスパイト目的の定期利用が減ったため、令和4年度以降は減少している。

資料:こども相談支援課

■量の見込みと確保方策

|             | 単位     | 基準値<br>令和<br>5年度<br>実績 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------------|--------|------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み       | 延べ人数／年 | 81                     | 100       | 100       | 100       | 100        | 100        |
| 確保方策(年間受入数) | 延べ人数／年 | －                      | 100       | 100       | 100       | 100        | 100        |
| (1回の受入可能数)  | 人／回    | －                      | 13        | 13        | 13        | 13         | 13         |

■確保方策の内容

- 現在3施設2人の里親と契約しているが、受入れのタイミング又は子どもの年齢及び人数によっては緊急時受入れが困難になることも考えられるため、新規里親を中心に委託先の確保を行う。

オ 乳児家庭全戸訪問事業

■事業の内容

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4箇月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供及び養育環境等の把握を行い、必要に応じ助言及び適切なサービス提供につなげる事業である。

■事業の実績

乳児家庭全戸訪問事業については、出生数の減少に伴い、対象件数及び訪問件数共に年々減少傾向にある。

資料:健康推進課



■量の見込みと確保方策

|       | 単位  | 基準値<br>令和<br>5年度<br>実績 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|-----|------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 件／年 | 731                    | 704       | 698       | 692       | 686        | 680        |
| 確保方策  | 件／年 | -                      | 704       | 698       | 692       | 686        | 680        |

■確保方策の内容

- 母子健康手帳交付時に事業の周知を行い、保健師等による訪問を行う。
- 対象者への電話連絡等を行い、全戸訪問に努める。

カ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

カー1 養育支援訪問事業

■事業の内容

養育支援訪問事業は、産後うつ状態など様々な課題を抱え、育児に不安を感じている支援家庭を助産師、保健師等の専門職が訪問し、妊娠期の相談及び児童の成長に合わせ、育児不安の解消、養育技術の伝達等の相談支援を行う。

■事業の実績

養育支援訪問事業については、支援が必要な世帯の子どもを保育所等のサービス利用につなげたこともあり、養育上問題があるケースが減少し、利用実績も減少した。令和6年度から養育支援訪問事業のうち、育児・家事援助は、子育て世帯訪問事業に移行した。

資料:こども相談支援課

■量の見込みと確保方策

|          | 単位     | 基準値<br>令和<br>5年度<br>実績 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|----------|--------|------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み    | 延べ人数／年 | 24                     | 50        | 50        | 50        | 50         | 50         |
| 確保方策(回数) | 延べ人数／年 | -                      | 50        | 50        | 50        | 50         | 50         |
| (支援員数)   | 人      | 5                      | 6         | 7         | 8         | 9          | 10         |

■確保方策の内容

- 支援員については、今後の事業継続を考慮すると更なる確保が必要であるため、募集を広く呼びかけることで人材の確保に努める。

## カー2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

### ■事業の内容

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、ネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化及びそのネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業である。

### ■確保方策の内容

○要保護児童対策地域協議会として設置している東近江市要保護児童対策地域協議会において、要保護児童及び要支援児童の支援を適切に実施し、児童虐待の早期発見及び早期対応を図るために、関係機関と連携を密にする。また、調整機関の職員については、レベルアップを図るため、児童福祉司任用資格取得のための研修を受講する。あわせて、ネットワーク構成員に対しては専門性向上のための研修会を実施する。

## カー3 子育て世帯訪問支援事業（新規）

### ■事業の内容

子育て世帯訪問支援事業は、家事、子育て等に対して不安及び負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員等が訪問し、家庭が抱える不安及び悩みを傾聴し、育児支援及び家事支援を実施する事業である。

令和5年度まで養育支援訪問事業で実施していた育児・家事援助が、令和6年度から子育て世帯訪問事業に移行したものである。

資料：こども相談支援課

### ■量の見込みと確保方策

|       | 単位      | 基準値<br>令和<br>5年度<br>実績 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|---------|------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 延べ人数／年  | 108                    | 110       | 120       | 130       | 140        | 150        |
| 確保方策  | 延べ人数／年  | －                      | 110       | 120       | 130       | 140        | 150        |
|       | 支援員数／人  | －                      | 5         | 5         | 5         | 5          | 5          |
|       | 事業所数／箇所 | －                      | 2         | 3         | 4         | 5          | 6          |

### ■確保方策の内容

○量に関して登録支援員のみの派遣で不足すること考えられることから、事業所への委託も実施することで十分な量を確保する。

#### カー4 児童育成支援拠点事業(新規)

##### ■事業の内容

児童育成支援拠点事業は、養育環境等に課題を抱える家庭及び学校に居場所のない児童に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童及びその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成、学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業である。また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童の状況に応じた包括的な支援の提供を図る。

資料:こども相談支援課

##### ■量の見込みと確保方策

|       | 単位  | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|-----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 人/年 | 10        | 10        | 10        | 10         | 10         |
| 確保方策  | 人/年 | 10        | 10        | 10        | 10         | 10         |

##### ■確保方策の内容

○1 箇所の運営で子どもへの包括的な支援及び居場所を提供する。

#### カー5 親子関係形成支援事業(新規)

##### ■事業の内容

親子関係形成支援事業は、児童との関わり方及び子育てに悩み及び不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性及び発達に応じた児童との関わり方などの知識及び方法を身に付けることを目的に、講義、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する。さらに、同じ悩み及び不安を抱える保護者同士が相互に悩み及び不安を相談及び共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を実施する。

資料:こども相談支援課

##### ■量の見込みと確保方策

|       | 単位  | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|-----|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 人/年 | 10        | 10        | 10        | 10         | 10         |
| 確保方策  | 人/年 | 10        | 10        | 10        | 10         | 10         |

##### ■確保方策の内容

○1 箇所当たり1プログラム全4回シリーズの講座を実施し、健全な親子関係の形成に向け支援する。

## キ 地域子育て支援拠点事業

## ■事業の内容

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所としてつどいの広場を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言等の支援を行う事業である。

## ■事業の実績

地域子育て支援拠点事業については、市内6箇所の子育て支援センターと民間に委託している7箇所をつどいの広場を運営し、保護者同士の相互交流、子育てに関する相談、情報提供等を行った。

令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う利用控え等の影響があり実績が見込みを大きく下回ったが、令和4年度以降は利用制限が徐々に緩和され利用人数が増加傾向にあり、令和5年度には実績が見込みを上回っている。

少子化、核家族化等が進み地域及び人とのつながりが希薄化する中、子育て家庭における不安及び孤立を解消する場としての利用ニーズが増加している。

資料：子育て支援センター

## ■量の見込みと確保方策

|       | 単位     | 基準値<br>令和<br>5年度<br>実績 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|--------|------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 延べ人数/年 | 71,812                 | 80,429    | 90,080    | 100,890   | 112,997    | 126,557    |
| 確保方策  | 延べ人数/年 | -                      | 142,560   | 142,560   | 142,560   | 142,560    | 142,560    |
| 量の見込み | 箇所     | 13                     | 13        | 13        | 13        | 13         | 13         |
| 確保方策  | 箇所     | -                      | 13        | 13        | 13        | 13         | 13         |

## ■確保方策の内容

○利用ニーズは増加傾向が見られるものの、引き続き既存施設での受入体制を確保する。

※94ページに子育て支援センターとつどいの広場一覧を掲載

## ク-1 一時預かり事業 幼稚園型〔預かり保育〕

## ■事業の内容

預かり保育は、幼稚園及び認定こども園（1号認定）に就園する園児に対し、保護者の急な用事等で家庭での保育が困難となった園児を一時的に預かる事業である。

公立幼稚園においては、保育終了後から午後4時30分まで及び長期休業期間の午前8時30分から午後4時30分まで、公立認定こども園においては、保育時間の前後1時間の預かり保育を実施している。また、私立認定こども園においては各園の実施方針に基づいて行われている。

## ■事業の実績

幼稚園及び認定こども園の1号認定における預かり保育については、年々利用人数が増加しており、特に令和5年度には年間1万7,519人となっている。

資料:幼児課

## ■量の見込みと確保方策

|                 | 単位     | 基準値<br>令和<br>5年度<br>実績 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-----------------|--------|------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み<br>(利用人数) | 延べ人数/年 | 17,519                 | 18,400    | 18,000    | 17,000    | 16,200     | 15,600     |
| 確保方策            | 延べ人数/年 | -                      | 19,200    | 19,200    | 19,200    | 19,200     | 19,200     |

## ■確保方策の内容

○1号認定における保育需要の高まりに対応するため、1日1施設当たり4人程度の園児を預かるための保育士等の確保に努める。

## ク-2 一時預かり事業 幼稚園型以外

## ■事業の内容

幼稚園型以外の一時預かり事業は、保護者の病気、看護、冠婚葬祭、育児疲れの解消等により緊急的・一時的に家庭での保育が困難となった未就園児等を預かる事業である。

## ■事業の実績

幼稚園型以外の一時預かり事業については、認定こども園、小規模保育事業所で実施している。

認定こども園等では、令和5年度の入所児童数が多かったため、前年度に比べ一時預かりの利用人数が大きく減少している。

資料:幼児課

# ■量の見込みと確保方策

|                    |       | 単位     | 令和<br>5年度<br>基準値 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|--------------------|-------|--------|------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 認定こども園<br>小規模保育事業所 | 量の見込み | 延べ人数／年 | 2,850            | 3,223     | 3,223     | 3,223     | 3,516      | 3,516      |
|                    | 確保方策  | 延べ人数／年 | －                | 14,064    | 14,064    | 14,064    | 14,064     | 14,064     |

## ■確保方策の内容

○認定こども園での一時預かりは、1日1施設当たり3人程度の子どもの預かるための保育士の確保に努める。

## ケ 病児・病後児保育事業

### ■事業の内容

病児保育事業は、子どもが病気又は病気の回復期にあり、集団保育が難しく、保護者も就労等で家庭での保育ができない場合に、保育士及び看護師が配置されている専用施設で一時的に保育を行う事業である。

### ■事業の実績

病児保育事業については、令和2年度以降、愛東病児保育室、八日市病児保育室及び能登川病児保育室の3箇所で開催している。令和5年度の年間利用人数は、実績が見込みを上回り、愛東病児保育室で104人、八日市病児保育室で14人、能登川病児保育室で239人となっている。

資料：幼児課

# ■量の見込みと確保方策

|          | 単位     | 令和<br>5年度<br>基準値 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|----------|--------|------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み 計  | 延べ人数／年 | 357              | 423       | 461       | 491       | 525        | 554        |
| 愛東病児保育室  | 延べ人数／年 | 104              | 75        | 82        | 87        | 93         | 98         |
| 八日市病児保育室 | 延べ人数／年 | 14               | 44        | 48        | 52        | 54         | 58         |
| 能登川病児保育室 | 延べ人数／年 | 239              | 304       | 331       | 352       | 378        | 398        |
| 確保方策 計   | 延べ人数／年 | －                | 2,160     | 2,160     | 2,160     | 2,160      | 2,160      |
| 愛東病児保育室  | 延べ人数／年 | －                | 720       | 720       | 720       | 720        | 720        |
| 八日市病児保育室 | 延べ人数／年 | －                | 720       | 720       | 720       | 720        | 720        |
| 能登川病児保育室 | 延べ人数／年 | －                | 720       | 720       | 720       | 720        | 720        |
| 量の見込み    | 箇所     | －                | 3         | 3         | 3         | 3          | 3          |
| 確保方策     | 箇所     | 3                | 3         | 3         | 3         | 3          | 3          |

■確保方策の内容

○現在の3箇所の病児保育室運営が維持できるよう保育士及び看護師の確保に努め、事業の継続を図る。また、必要とする家庭が必要な時に安心して利用ができるよう、事業を周知し、利用登録者の拡大に努める。

コ 子育て援助活動支援事業〔ファミリー・サポート・センター事業〕

■事業の内容

ファミリー・サポート・センター事業は、子育てのお手伝いをしてほしい人（依頼会員）と子育てのお手伝いができる人（協力会員）が会員登録し、地域の中で支え合いながら子育てを行う事業である。

アドバイザーが橋渡し役となり、会員相互の援助活動により子育て家庭の育児を支援する。

■事業の実績

ファミリー・サポート・センター事業については、一時保育室利用者の一部が園に就園したこと及び定期的に園への送迎に利用する人が減少したことにより、令和4年度以降は実績が見込みを大きく下回っている。

資料：子育て支援センター

■量の見込みと確保方策

|                        | 単位          | 令和<br>5年度<br>基準値 | 令和<br>7年度  | 令和<br>8年度  | 令和<br>9年度  | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|------------------------|-------------|------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 量の見込み                  | 延べ件数／年      | 492              | 764        | 740        | 717        | 695        | 676        |
| 確保方策(件数)<br>(協力・両方会員数) | 延べ件数／年<br>人 | －<br>157         | 764<br>167 | 740<br>177 | 717<br>187 | 695<br>197 | 676<br>207 |

※両方会員とは、依頼会員と協力会員のいずれの活動もできる会員をいう。

■確保方策の内容

○子育て支援センターが実施する赤ちゃん広場等で啓発活動を実施するとともに、会員養成講座を実施して、協力会員及び両方会員の登録を推進する。

○協力会員の交流事業、講習、研修等への参加を積極的に促し、会員のスキルアップを図る。

サ 妊婦健康診査事業

■事業の内容

妊婦健康診査事業は、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関で受ける妊婦健康診査（医学的検査を含む。）に要する費用のうち一定の額を公費で負担する事業である。本市では、妊婦が産院で受診する基本健診（1人14回）等に補助をしている。

■事業の実績

妊婦健康診査事業については、出生数の減少もあり、受診回数及び実人数共に減少している。

※転入者及び転出者における転入前及び転出後利用分については、延べ回数に含んでいない。

資料：健康推進課

■量の見込みと確保方策

|       | 単位     | 令和<br>5年度<br>基準値  | 令和<br>7年度      | 令和<br>8年度      | 令和<br>9年度      | 令和<br>10年度     | 令和<br>11年度     |
|-------|--------|-------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 量の見込み | 延べ回数／年 | 7,711 ※1          | 9,856          | 9,772          | 9,688          | 9,604          | 9,520          |
| 確保方策  | 延べ回数／年 | －                 | 9,856          | 9,772          | 9,688          | 9,604          | 9,520          |
| 量の見込み | 実人数／年  | 724<br>(1,102 ※2) | 704<br>(1,060) | 698<br>(1,051) | 692<br>(1,042) | 686<br>(1,033) | 680<br>(1,024) |
| 確保方策  | 実人数／年  | －                 | 704<br>(1,060) | 698<br>(1,051) | 692<br>(1,042) | 686<br>(1,033) | 680<br>(1,024) |

※1 令和5年度に妊婦健診を受診している妊婦（令和6年度出産予定の妊婦を含む）。

※2 実人数の数値は、上段は出生数、下段は受診する妊婦数を記載。

■確保方策の内容

○妊婦健康診査に関する公費負担を引き続き行い、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制を確保する。

シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業の内容

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、特定教育・保育施設事業者が実費徴収している日用品及び文房具の購入に要する費用等について、低所得者世帯を対象に費用の一部を補助する事業である。

■事業の実績

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、低所得者（世帯）を対象に、日用品及び文房具の購入費用の一部を補助する等の事業であり、平成28年度から実施している。支給月数は年度によって変動が見られるが、3号認定において増加傾向となっている。

資料：幼児課

■量の見込みと確保方策

|      |       | 単位   | 令和<br>5年度<br>基準値 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|------|-------|------|------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 1号認定 | 量の見込み | 延べ月数 | 27               | 34        | 31        | 27        | 24         | 21         |
| 2号認定 | 量の見込み | 延べ月数 | 68               | 68        | 69        | 67        | 66         | 67         |
| 3号認定 | 量の見込み | 延べ月数 | 18               | 31        | 32        | 33        | 34         | 35         |

■確保方策の内容

○国の動向に応じて補助をし、低所得者の負担軽減のため、継続して事業を実施する。



## ス 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### ■事業の内容

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、社会福祉法人等が運営する認定こども園（1号認定）において、特別な支援を必要とする子どもが通園している場合に対応する保育士又は保育教諭の加配に必要な費用（月単位）の補助をしている。

### ■事業の実績

社会福祉法人等が運営する認定こども園（1号認定）において、特別な支援を必要とする子どもが通園していなかったため、令和3年度以降、利用実績は無い。

資料：幼児課

### ■量の見込みと確保方策

|       | 単位     | 令和<br>5年度<br>基準値 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|--------|------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 量の見込み | 延べ人数/年 | 0                | 48        | 48        | 48        | 48         | 48         |
| 確保方策  | 延べ人数/年 | -                | 48        | 48        | 48        | 48         | 48         |
| 量の見込み | 箇所     | 0                | 4         | 4         | 4         | 4          | 4          |
| 確保方策  | 箇所     | -                | 4         | 4         | 4         | 4          | 4          |

### ■確保方策の内容

○社会福祉法人等が運営する認定こども園において、特別な支援を必要とする子どもを受け入れる体制が維持できるよう保育士又は保育教諭の確保及び育成を支援する。

## セ 産後ケア事業（新規）

### ■事業の内容

産後ケア事業は、出産後1年未満の母子に対し、心身の安定及び育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導及び療養に伴う育児等に関する指導、相談その他の援助を行う事業である。

資料：健康推進課

### ■量の見込みと確保方策

|       |       | 単位     | 令和<br>5年度<br>基準値 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-------|-------|--------|------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 居宅訪問型 | 量の見込み | 延べ人数/年 | 23               | 32        | 32        | 31        | 31         | 31         |
|       | 確保方策  | 延べ人数/年 | -                | 32        | 32        | 31        | 31         | 31         |
| 短期入所型 | 量の見込み | 延べ人数/年 | 11               | 22        | 21        | 21        | 21         | 21         |
|       | 確保方策  | 延べ人数/年 | -                | 22        | 21        | 21        | 21         | 21         |
| 通所型   | 量の見込み | 延べ人数/年 | 15               | 30        | 30        | 29        | 29         | 29         |
|       | 確保方策  | 延べ人数/年 | -                | 30        | 30        | 29        | 29         | 29         |
| 延べ    | 量の見込み | 延べ人数/年 | 49               | 84        | 83        | 81        | 81         | 81         |
|       | 確保方策  | 延べ人数/年 | -                | 84        | 83        | 81        | 81         | 81         |

■確保方策の内容

○産後ケア事業利用に関する一部公費負担を行い、産婦及び乳児が心身のケア及び育児のサポートを受け、安心して子育てできる体制を確保する。

ソ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）

■事業の内容

乳児等通園支援事業は、保育所等に通所していない0歳6箇月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況並びに養育環境を把握し、子育てに関する助言、情報提供等の援助を行う事業である。

資料：幼児課

■量の見込みと確保方策

|    |       | 単位     | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|----|-------|--------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 0歳 | 量の見込み | 延べ人数／日 | 2         | 2         | 2         | 2          | 2          |
|    | 確保方策  | 延べ人数／日 | 2         | 2         | 2         | 2          | 2          |
| 1歳 | 量の見込み | 延べ人数／日 | 5         | 5         | 5         | 5          | 5          |
|    | 確保方策  | 延べ人数／日 | 5         | 5         | 5         | 5          | 5          |
| 2歳 | 量の見込み | 延べ人数／日 | 5         | 5         | 5         | 5          | 5          |
|    | 確保方策  | 延べ人数／日 | 5         | 5         | 5         | 5          | 5          |

■確保方策の内容

○0歳6箇月から2歳までの未就園児のうち、2割が本事業を活用すると想定し、量の見込みと確保方策を設定する。受入園については、地域の保育需要等を見定め、需要の高い園において実施できるよう整備に努める。

○事業開始後に事業活用状況を見定め、量の見込みと確保方策を見直す。

## 第7章 計画の推進に向けて

本計画を推進するに当たっては、東近江市こども条例に位置づけられているとおり、市、保護者、地域住民、園、学校、企業等、様々な社会の構成メンバーがそれぞれの立場でその責務を果たし、連携及び協働して子ども・子育て支援に総合的かつ継続的に取り組んでいくことが重要となる。

### 1 市の責務

市は、保育、地域の子育て支援、母子保健、児童虐待防止、学校教育等の分野において、子どもに関する基本的かつ総合的な施策を実施するという主体的な役割を担っている。そのため、市は、子どもの意見及び立場を考慮しつつ、保護者、地域住民、関係機関等と連携し、推進体制を整備し、本計画に基づき、ニーズに対応したきめ細かな施策を展開する。

### 2 計画の推進体制

#### (1) 庁内推進体制及び進行管理体制

本計画策定後における計画の着実な推進を図るため、庁内関係部局との連携体制を確保し、関係課が事業の進捗把握を行うとともに点検及び自己評価を行う。さらに、庁内体制による自己評価に加えて、東近江市子ども・子育て会議による意見を外部評価として集約し、計画の進捗状況の確認、課題整理及び課題解決に向けて取り組む。また、中間年度を目安に、複雑化する社会に適応するために、社会情勢及び新たな課題に対応した施策を検討し計画を見直す。

#### (2) 関係機関・団体等との連携

##### ア 市民及び関係団体との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、市、保護者、地域住民、園、学校、企業等がパートナーシップの視点で連携することが不可欠である。

本計画の推進に当たっては、関係機関、団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら事業を推進及び調整するとともに、東近江市こども条例の規定に基づき、家庭、地域、学校、園、企業及び行政それぞれが子育て、子どもの健全育成に対する責任及び自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子ども・子育て支援に関わる様々な施策の計画的及び総合的な推進に取り組む。

## イ 市民参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、市民、企業及び関係団体の理解並びに協力無くしては実現することはできない。本計画について、広報等により市民の理解を深めるとともに、ボランティア活動及びサークル活動の促進等、地域ぐるみでの取組を支援し、子育て環境づくりへの市民の参画を推進する。

## 3 各主体に期待する役割

---

### (1) 家庭

子育てについては、保護者が第一義的な責任を有するとの認識の下に、家庭生活を通して家族のきずなを大切にしていくことが求められる。

保護者及び家族は、愛情及び責任を持って子どもを養育する義務があることを認識し、社会の一員としての自覚を持った子どもを育てるため、市、地域住民、関係機関等と連携し、子どもに基本的な生活習慣、コミュニケーション能力、思いやりの心、倫理観等、生きていく上で必要な能力及び社会のルールが身に付くよう家庭教育の充実に努めなければならない。

### (2) 地域住民

地域住民は、日常のふれあいを通して、子どもが豊かな人間関係を身に付け社会の一員としての自覚を形成できるよう、社会参加の経験を積む場を提供するとともに、児童虐待、犯罪、交通事故等から子どもを守る一員として、安心で安全な環境づくりに努めなければならない。また、子どもが地域にとって将来の地域活力を生み出す大切な存在であるという認識の下、地域住民及び地域の団体を主体とした子どもの居場所づくり及び子どもの見守り活動の取組を広げることが求められる。

世代間交流及び保護者同士の交流等、子育て家庭が地域で孤立することがないように、子どもの育ちに積極的に関わるとともに支援していくことが求められる。

### (3) 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、学校

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所及び学校は、子どもが多くのことを学び育つ場として、学力の向上及び豊かな心の育成のための取組が求められるとともに、集団生活を通して、集団の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係の育成を習得する場となることが期待される。

また、次世代の親の育成という視点から、家庭の大切さを理解できる機会の充実並びに保護者に対する子育ての相談及び支援に努めることも求められる。

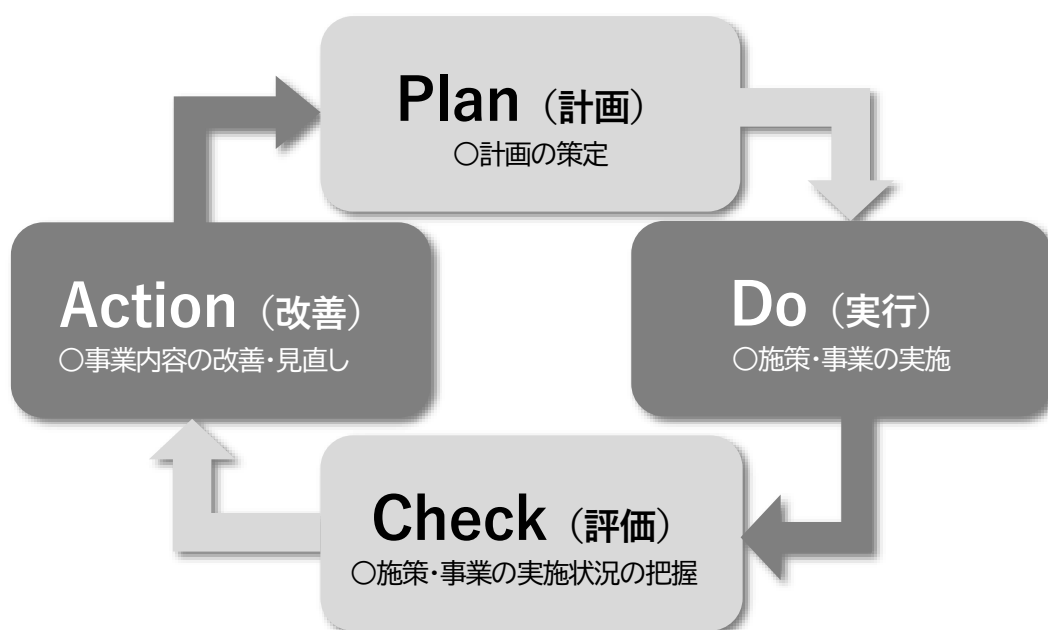
#### (4) 企業

企業は、仕事及び子育ての家庭生活の両立を図る上で、大きな役割と責任を担っている。

育児休業及び看護休暇制度の定着、男性を含めた働き方の見直し等、働く者が子どもとの関わりを深めることができるよう配慮するとともに、子育てをしながら安心して働くことができるように短時間勤務制度、フレックスタイム制度等の多様な働き方の導入及び運用の促進が求められる。

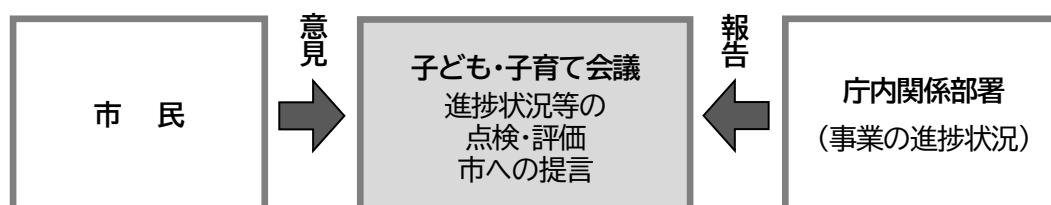
## 4 計画の評価の仕組み

### (1) 本計画の「PDCAサイクル」



### (2) 計画の評価の仕組み

計画の評価体制は次のとおりとする。



計画の点検・評価に当たっては、各年度末における事業の進捗状況を庁内各部署が子ども・子育て会議に報告するとともに、市民の意見を聴取し、委員による計画の点検、評価及び提言により、次年度の計画の推進へとつなぐ。(中間見直しの時期 令和9年度)

## 資料編

## Ⅰ 用語解説

|        | 用語            | 解説                                                                                                                                                                                                         | 初出頁 |
|--------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| あ<br>行 | アウトリーチ        | 対象者のいる居宅等を訪問して働きかけること。                                                                                                                                                                                     | 47  |
|        | アセスメント        | 利用者が直面している生活上の問題・課題（ニーズ）又は状況の本質、原因、経過及び予測を理解するために、必要なサービスの提供及び援助に先立って行われる一連の手續のこと。                                                                                                                         | 48  |
|        | アナフィラキシー      | アレルゲン（アレルギーの原因となるもの）の侵入により、複数臓器又は全身にアレルギー症状が起こり、生命に危機を与える過敏反応のこと。アナフィラキシーに血圧低下又は意識障害を伴う場合は、アナフィラキシーショックという。                                                                                                | 51  |
|        | 一時預かり事業       | 児童を一時的に預かる事業のこと。型により対象が異なる。<br>1 幼稚園型<br>幼稚園又は認定こども園（1号認定）に就園する園児に対し、保護者の急な用事等で家庭での保育が困難となった園児を一時的に預かる事業のこと。預かり保育という。<br>2 幼稚園型以外<br>保護者の病気、看護、冠婚葬祭、育児疲れの解消等により緊急的・一時的に家庭での保育が困難となった未就園児等に対し、一時的に預かる事業のこと。 | 16  |
|        | インクルーシブ       | 国籍、人種、言語、性差、経済状況、宗教、障害の有無にかかわらず、排除されることのない包摂的な社会環境のこと。                                                                                                                                                     | 47  |
|        | SNS（エス・エヌ・エス） | ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段及び場を提供するほか、趣味、嗜好等の共通点及びつながりを通して新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のオンラインサービス。Webサイト、専用のスマートフォンアプリ等で閲覧・利用することができる。                                                         | 51  |
|        | オレンジリボン運動     | 特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワークが主体となり全国的に展開するキャンペーンのこと。児童虐待防止の象徴として「オレンジリボン」を広める活動で、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、オレンジリボンを身に付け、児童虐待をなくしたいという気持ちを国民一人一人に伝えていく運動のこと。                                                       | 46  |

|        | 用語                   | 解説                                                                                                                                                                                                 | 初出頁 |
|--------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| か<br>行 | 核家族                  | 夫婦とその未婚の子ども（夫婦のみの世帯及びひとり親世帯を含む。）で成り立つ家族のこと。                                                                                                                                                        | 8   |
|        | 家族ふれあいサンデー           | 家族で一緒に出かける機会を提供し、家族の触れ合いやきずなを深める事業のこと。毎月第3日曜日に「家族ふれあいカード」を提示することで、一部の市内の施設を無料（一部負担有り）で利用することができる。                                                                                                  | 70  |
|        | 家庭教育                 | 保護者等がその養育する子に家庭内で、言葉、生活習慣、コミュニケーション等の生きていく上で必要な技術を身に付けるために行う教育のこと。教育基本法（平成18年法律第120号）第10条で「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と定められている。 | 55  |
|        | CAP（キャップ）プログラム       | 子ども自身がいじめ、誘拐、児童虐待、痴漢又は性暴力といった様々な権利侵害から自分を守るための教育プログラムのこと。                                                                                                                                          | 46  |
|        | 合理的配慮                | 障害者権利条約で定義された新たな概念。障害のある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障害のない人々と同様に保障されるために行われる必要かつ適当な変更及び調整であり、障害の特性に合わせて行われる配慮のこと。                                                                                        | 49  |
|        | 子育てコンシェルジュ           | 子育て中の親子及び産前・産後の保護者の子育てニーズを把握し、教育・保育施設及び地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように支援する専門員のこと。                                                                                                                          | 41  |
|        | こども大綱                | こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの。令和5年12月22日、こども基本法に基づき、閣議決定された。                                                                                                                           | 1   |
|        | 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | 児童虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子ども（要保護児童）に関する情報の交換や支援を行うための連携組織のこと。                                                                                                                                       | 56  |
| さ<br>行 | コミュニティ・スクール          | 「学校運営協議会」を設置した学校をコミュニティ・スクールという。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組み、教育活動を一層充実していく観点から、学校と地域が課題や目標、ビジョンを共有し、社会総がかりで子どもを育む「地域とともにある学校」「学校とともにある地域」を目指す制度のこと。                                                   | 38  |
|        | 市町村行動計画              | 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針に即して、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5年ごとに策定することができる計画のこと。                                                                                        | 2   |

| 用語     |                | 解説                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 初出頁 |
|--------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| さ<br>行 | 児童虐待           | 児童に対する虐待のこと。虐待の内容により身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つに分類される。<br>1 身体的虐待とは、児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。<br>2 性的虐待とは、児童にわいせつな行為をすること又は児童を性的対象にさせたり、わいせつな行為や写真を見せること。<br>3 ネグレクトとは、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。<br>4 心理的虐待とは、児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が暴力を目撃する、その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 | 1   |
|        | 社会福祉協議会        | 住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域での福祉活動の推進を図るための活動を行っている社会福祉法人のこと。全国の全ての市町村、都道府県、指定都市に設置され、それぞれが独立しながら、同時にそのネットワークにより活動を進めている。                                                                                                                                                                                      | 47  |
|        | 重層的支援体制整備事業    | 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業のこと。                                                                                                                                                                                                                        | 47  |
|        | 住民基本台帳         | 市町村において、氏名、生年月日、性別、住所等が記載された住民票を編成したもので、住民の居住関係の公証、選挙人名簿への登録その他の住民に関する事務処理の基礎となるもの。                                                                                                                                                                                                                         | 4   |
|        | 準特定優良賃貸住宅（公営型） | 特定公共賃貸住宅の用途変更を行い、低額所得者に賃貸するために公営住宅化した住宅のこと。                                                                                                                                                                                                                                                                 | 69  |
|        | 小規模保育事業所       | 市条例に定める基準に基づき、保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員6人以上19人以下であるものに限る。）のこと。多様な事業からの移行を想定し、A型、B型及びC型の3類型がある。                                                                                                                                                                                                      | 60  |
|        | 心理判定員          | 児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、発達障害相談支援センター等の施設において心理学の専門的学識に基づく心理判定業務に携わる職員のこと。                                                                                                                                                                                                                               | 45  |
|        | スクールカウンセラー     | 学校に配置され、児童生徒の生活上の問題及び悩みの相談に応じるとともに、教師及び保護者に対して指導・助言を行う心理職の専門家のこと。                                                                                                                                                                                                                                           | 40  |
|        | スクールソーシャルワーカー  | 常に児童生徒に寄り添い、毎日の生活における様々な悩み、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等に対し、事態を解決すべく支援することはもとより、状況によっては子どもを教育する教員も支える社会福祉の専門家のこと。                                                                                                                                                                                                      | 63  |



| 用語     |                | 解説                                                                                                                                                                               | 初出頁 |
|--------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|        | スマイルサポーター      | 本市での家庭教育支援員の呼称。小中学校を拠点に子育ての悩みがある保護者を対象に相談活動等のアウトリーチ型支援を行うことで、保護者が子育てに向き合えるようにサポートする。学校長が学校や地域の実情をよく理解している地域住民から選任する。                                                             | 70  |
|        | 相対的貧困          | ある国や地域社会の平均的な生活水準と比較して、所得が著しく低い状態のこと。具体的には、世帯の所得が、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った値）の中央値の半分に満たない状態をいう。                                                                          | 48  |
| た<br>行 | 待機児童           | 認定こども園等への入所条件を満たし、入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童のこと。                                                                                                                             | 1   |
|        | ダブルケア          | 子育てと親や親族の介護を同時に担う状態のこと。                                                                                                                                                          | 74  |
|        | 男女共同参画         | 男女が性別による社会的役割に縛られることなく、両性が対等な構成員として社会に参加すること。男女の個人としての尊厳を大切に、家庭生活をはじめ、地域や職場等の社会での環境づくりが求められている。                                                                                  | 44  |
|        | 地域学校協働本部       | 地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもの成長を支えていくそれぞれの活動を合わせて総称したもの。具体的な活動としては、学校支援活動、放課後子ども教室、土曜日の教育活動、学びによるまちづくり、地域社会における地域活動等、幅広い地域住民等参画によって行われる様々な活動を指し、地域及び学校の実情及び特色に応じ、多様な活動を推進することが期待されている。 | 38  |
|        | つどいの広場         | 市内13箇所に設置され、地域子育て支援拠点事業を実施している場所のこと。乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所であり、子育てについての相談、情報提供、助言等の支援を受けることができる。                                                                                     | 41  |
|        | 特別支援教育コーディネーター | 特別支援学校又は小中学校において、特別支援教育を推進する役割を中心的に担う教諭のこと。発達障害のある子どもに関する教育相談、福祉、医療等関連諸機関との連携調整をする。                                                                                              | 45  |
|        | 特別支援教育支援員      | 学校等において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする支援員のこと。                                                                                      | 38  |
| な<br>行 | 認可外保育施設        | 児童福祉法第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第1項の認可を受けていない保育施設のこと。対象施設は、市町村への届出が義務付けられる。                                                                   | 20  |
|        | 認定こども園         | 小学校就学前の教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設のこと。                                                                                                                               | 11  |

| 用語     |                   | 解説                                                                                                                    | 初出頁 |
|--------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|        | ネグレクト             | 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他保護者としての監護を著しく怠ること。                                                                  | 14  |
| は<br>行 | ファミリー・サポート・センター事業 | 子どもの送迎や預かり等、子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)が会員となり、地域で相互援助活動(有償)を行う事業のこと。                                            | 16  |
|        | フードバンク            | 食品企業、家庭等から引き取った食品を、福祉施設、困窮世帯等は無償で提供する活動のこと。                                                                           | 47  |
|        | プッシュ通知            | アプリ側からユーザーに向けてお知らせや情報を配信するメッセージのこと。アプリを起動していない状態でもメッセージを受け取ることができる。                                                   | 52  |
|        | 不登校               | 心理的、情緒的、身体的又は社会的要因等により、登校しない又はしたくてもできない状態のこと。文部科学省の調査では、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気又は経済的な理由による者を除いたものを不登校児童生徒と定義している。       | 1   |
|        | フリースクール等民間施設      | 個人、特定非営利活動法人、任意団体等が運営し、児童生徒が通所する民間施設のこと。                                                                              | 45  |
|        | プレコンセプションケア       | 男女共に性及び妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。                                                                                | 65  |
|        | 保育アドバイザー          | 幼稚園又は保育所の勤務経験がある職員で、保育専門の相談業務を行う者のこと。就学前の子どものいる保護者のニーズをうかがい、保育所、幼稚園、認定こども園等の保育施設の中から、適した保育サービスについて助言する。               | 36  |
|        | 放課後児童支援員          | 都道府県知事等が行う研修を修了した者で、学童保育所に入所する児童の育成支援を行う者のこと。                                                                         | 37  |
|        | ホームフレンド           | ひとり親家庭等に訪問し、話し相手及び遊び相手になることを通して、家庭内における児童生徒の心の安定を図るとともに、基本的生活習慣の習得支援及び学習支援を行うための大学生等による支援員のこと。                        | 45  |
|        | 保健子育て複合施設ハピネス     | 保健センターと子育て支援センターの機能を併せ持つ複合施設のこと。妊娠、出産、子育て、健康づくり、介護予防など子どもから高齢者まで切れ目のない支援を実施する。                                        | 1   |
| ま<br>行 | 民生委員児童委員          | 厚生労働大臣から委嘱を受け、担当する地域において、地域の身近な相談役として、福祉に関する相談・援助活動に携わるとともに、市社会福祉協議会、地域の関係機関・団体、ボランティア等と協力して、地域福祉のネットワークづくりに努める委員のこと。 | 52  |

| 用語     |              | 解説                                                                                             | 初出頁 |
|--------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| や<br>行 | ヤングケアラー      | 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。                                                     | 46  |
|        | 幼児教育センター     | 乳幼児期の成長発達に応じた保育について調査研究し、人格形成の基礎を培う幼児教育の充実並びに生涯にわたる教育の滑らかな指導の系統性、連続性及び教育力の強化を目指すために設置される拠点のこと。 | 36  |
| ら<br>行 | レスパイト        | 英語で休息、息抜きを意味し、介護、育児又は看護において、家族が一時的にケアから解放されること。                                                | 46  |
| わ<br>行 | ワーク・ライフ・バランス | 仕事と生活の調和。働く全ての人々が、仕事と育児、介護、趣味、学習、休養又は地域活動といった仕事以外の生活との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。              | 44  |

## 2 東近江市子ども・子育て会議条例

---

### 東近江市子ども・子育て会議条例

平成25年 6 月26日

条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び第3項の規定に基づき、東近江市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第72条第1項の規定に基づき、東近江市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第6条 市長は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第7条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第9条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会の委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会長は、必要に応じて専門委員を招へいすることができる。
- 7 第7条第2項の規定は部会長の職務について、前条各項の規定は、部会の会議についてそれぞれ準用する。この場合において、第7条第2項並びに前条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、第7条第2項及び前条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第10条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例による最初の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (令和5年条例第7号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### 3 東近江市子ども・子育て会議委員名簿

任期 令和5年8月1日から令和7年7月31日まで、令和7年3月現在【順不同、敬称略】

| 氏 名                 | 所 属 名              | 備考          |
|---------------------|--------------------|-------------|
| かわぞえ ち さ<br>川 副 知佐  | びわこ学院大学 教育福祉学部 講師  | 会長          |
| むかい かずゆき<br>向井 和 幸  | 認定こども園保護者代表        | 令和6年6月30日まで |
| おかもと げんた<br>岡本 元太   | 認定こども園保護者代表        | 令和6年7月1日から  |
| なかい のぼる<br>中井 昇     | P T A連絡協議会（幼小中）代表  | 令和6年6月30日まで |
| たなか めぐみ<br>田中 恵     | P T A連絡協議会（幼小中）代表  | 令和6年7月1日から  |
| いたや ゆ み<br>板谷 裕美    | 学童保育連絡協議会代表        |             |
| ひらまつ<br>平松 ゆかり      | 公立園長会代表            |             |
| いけのうち りえ<br>池之内 理恵  | 民間保育施設代表           | 令和6年6月30日まで |
| きのした くみ<br>木下 久美    | 民間保育施設代表           | 令和6年7月1日から  |
| おおつか やすひこ<br>大塚 康彦  | 小・中学校長会代表          |             |
| まつだ じゅんこ<br>松田 順子   | 学童保育所代表            |             |
| きたがわ ともこ<br>北川 友子   | 子育て支援センター代表        |             |
| もり かずこ<br>森 和子      | 子育てサークル代表          |             |
| たいなか くみひろ<br>田井中 与弘 | 青少年育成市民会議代表        |             |
| さかた まさゆき<br>坂田 正 幸  | 民生委員児童委員協議会代表      |             |
| おおつじ としゆき<br>大辻 利 幸 | 社会福祉協議会代表          |             |
| おかもと のぶひこ<br>岡本 暢彦  | 医師会代表              | 令和6年6月30日まで |
| たかぎ ゆきひろ<br>高木 幸浩   | 医師会代表              | 令和6年7月1日から  |
| もりた はつえ<br>森田 初枝    | まちづくり協議会代表         |             |
| やまだ あやこ<br>山田 綾子    | 母子福祉のぞみ会代表         |             |
| くめだ けんじ<br>条田 憲治    | 滋賀県彦根子ども家庭相談センター代表 | 令和6年6月30日まで |
| なかむら しょうこ<br>中村 尚子  | 滋賀県日野子ども家庭相談センター代表 | 令和6年7月1日から  |

## 4 策定経過

---

### ■東近江市子ども・子育て会議

---

- |       |    |                                                                                                                                                                |
|-------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回会議 | 日時 | 令和5年11月7日（火）                                                                                                                                                   |
|       | 内容 | 1 計画策定及び調査の実施<br>2 第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査<br>3 子どもの生活等に関する調査<br>4 計画策定スケジュール                                                                           |
|       |    |                                                                                                                                                                |
| 第2回会議 | 日時 | 令和6年7月1日（月）                                                                                                                                                    |
|       | 内容 | 1 第5章子ども・子育て支援事業の進行管理<br>(1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策に係る進行管理<br>(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策に係る進行管理<br>2 第6章 子ども・子育て支援事業<br>3 第7章 重点事業<br>4 第3期子ども・子育て支援事業計画策定について |
|       |    |                                                                                                                                                                |
| 第3回会議 | 日時 | 令和6年9月30日（月）                                                                                                                                                   |
|       | 内容 | 1 第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画素案<br>2 第5章 施策の展開<br>3 第6章子ども・子育て支援事業<br>(1) 幼児期の教育・保育事業<br>(2) 地域子ども・子育て支援事業<br>4 第7章 計画の推進に向けて                                         |
|       |    |                                                                                                                                                                |
| 第4回会議 | 日時 | 令和6年11月8日（金）                                                                                                                                                   |
|       | 内容 | 1 第2回会議以降の変更点<br>2 今後のスケジュール                                                                                                                                   |
|       |    |                                                                                                                                                                |
| 第5回会議 | 日時 | 令和7年3月25日（火）                                                                                                                                                   |
|       | 内容 | 1 パブリックコメントの概要と市の考え方<br>2 第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画（案）の主な変更点<br>3 第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画の概要版（案）                                                                       |

## ■東近江市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

---

- 1 調査期間 令和5年12月22日（金）から令和6年1月15日（月）まで
- 2 調査方法 郵送による配布及び回収
- 3 調査対象・回収状況
  - (1) 就学前児童 住民基本台帳から市内の就学前児童がいる世帯 2,000 世帯を無作為に抽出  
有効回収数／配布数＝954／2,000（有効回収率 47.7%）
  - (2) 小学生 住民基本台帳から市内の小学生がいる世帯 1,000 世帯を無作為に抽出  
有効回収数／配布数＝496／1,000（有効回収率 49.6%）

## ■子どもの生活等に関する調査

---

- 1 調査期間 令和5年12月14日（木）から令和6年1月19日（金）まで
- 2 調査方法 インターネットと郵送配布・郵送回収による本人記入方式を併用
- 3 調査対象・回収状況  
市内在住の小学5年生及び中学2年生の保護者又は養育者全員  
有効回収数／配布数＝994／1,971（有効回収率 50.4%）





---

### 第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行 滋賀県東近江市 こども未来部 こども政策課

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

I P 050-5801-5643

T E L 0748-24-5643

F A X 0748-23-7501

メール [kodomo@city.higashiomi.lg.jp](mailto:kodomo@city.higashiomi.lg.jp)

---